

平成 22 年度

内部評価と外部評価結果を踏まえた
区 の 取 組 み に つ い て

【計画事業評価・補助事業評価】

平成 23 年 1 月

新宿区

目 次

行政評価全体の流れ	1
総合判断の見方	2
計画事業の総合判断	
個別目標Ⅰ－１ 参画と協働により自治を切り拓くまち	5
計画事業	1～3
個別目標Ⅰ－２ コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	9
計画事業	4～5
個別目標Ⅱ－１ 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	13
計画事業	7～9
個別目標Ⅱ－２ 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	18
計画事業	10～13
個別目標Ⅱ－３ 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	24
計画事業	14～17, 130, 19～20
個別目標Ⅱ－４ 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	32
計画事業	21～24
個別目標Ⅱ－５ 心身ともに健やかにさせるまち	36
計画事業	25～29
個別目標Ⅲ－１ だれもが互いに支え合い、安心してさせるまち	41
計画事業	30～33, 131, 34～35
個別目標Ⅲ－２ だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	46
計画事業	36～38, 40
個別目標Ⅲ－３ 災害に備えるまち	50
計画事業	42～47
個別目標Ⅲ－４ 日常生活の安全・安心を高めるまち	54
計画事業	48～49
個別目標Ⅳ－１ 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	56
計画事業	50～54
個別目標Ⅳ－３ 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	61
計画事業	61～62, 67, 69～70
個別目標Ⅴ－２ 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	66
計画事業	73
個別目標Ⅴ－３ ぶらりと道草したくなるまち	67
計画事業	74～75

個別目標Ⅵ－１	成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち・・・・・・・・・・	68
	計画事業	76～78
個別目標Ⅵ－２	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち・・・・・・・・・・	73
	計画事業	80～81
個別目標Ⅵ－３	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち・・	75
	計画事業	82～86
補助事業の総合判断		
《まちづくり編》		
個別目標Ⅰ－１	参画と協働により自治を切り拓くまち・・・・・・・・・・	85
	補助事業	1
個別目標Ⅰ－２	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち・・	86
	補助事業	2～3
個別目標Ⅱ－１	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち・・・・・・・・	88
	補助事業	4
個別目標Ⅱ－２	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち・・	89
	補助事業	5, 7～10
個別目標Ⅱ－３	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	
	・・・・・・・・・・	93
	補助事業	11
個別目標Ⅱ－５	心身ともに健やかにくらせるまち・・・・・・・・・・	95
	補助事業	12～13, 15～17
個別目標Ⅲ－１	だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち・・	99
	補助事業	18～20, 22～27
個別目標Ⅲ－２	だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち・・・・・・・・	105
	補助事業	28～37
個別目標Ⅲ－３	災害に備えるまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
	補助事業	38～42
個別目標Ⅲ－４	日常生活の安全・安心を高めるまち・・・・・・・・・・	116
	補助事業	43～45
個別目標Ⅳ－１	環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち・・	119
	補助事業	46～48
個別目標Ⅳ－２	都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち・・	122
	補助事業	49～51
個別目標Ⅳ－３	人々の活動を支える都市空間を形成するまち・・	124
	補助事業	52～57
個別目標Ⅵ－１	成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち・・・・・・・・	129
	補助事業	58～59

- 個別目標Ⅵ－２ 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち・・・・・・・・・ 131
補助事業 60～62, 64～70, 72～77
- 個別目標Ⅵ－３ ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち・ 138
補助事業 78～81

《区政運営編》

- 個別目標Ⅱ－１ 公共サービスの提供体制の見直し・・・・・・・・・・・・ 142
補助事業 82

行政評価全体の流れ

区が実施する行政評価の流れは次のとおりです。

①内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を評価委員会として、施策と事業の自己評価を行い、決算特別委員会前に公表します。

平成 22 年度は、新宿区総合計画における 25 の個別目標と、新宿区第一次実行計画における 133 事業の計画事業を対象に実施しました。

また、区が単独で実施している補助事業は、3 年間の実績を踏まえて、82 事業を総合的に評価しました。

②外部評価

「新宿区外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）」は、上記①の内部評価結果を踏まえ、外部評価の視点から評価し、評価後、区長に報告します。
区長はその報告を公表します。

平成 22 年度は、第一次実行計画の 72 事業を抽出し、内部評価が事業の目的等に照らして適当であるかどうかや、協働の視点から評価しました。

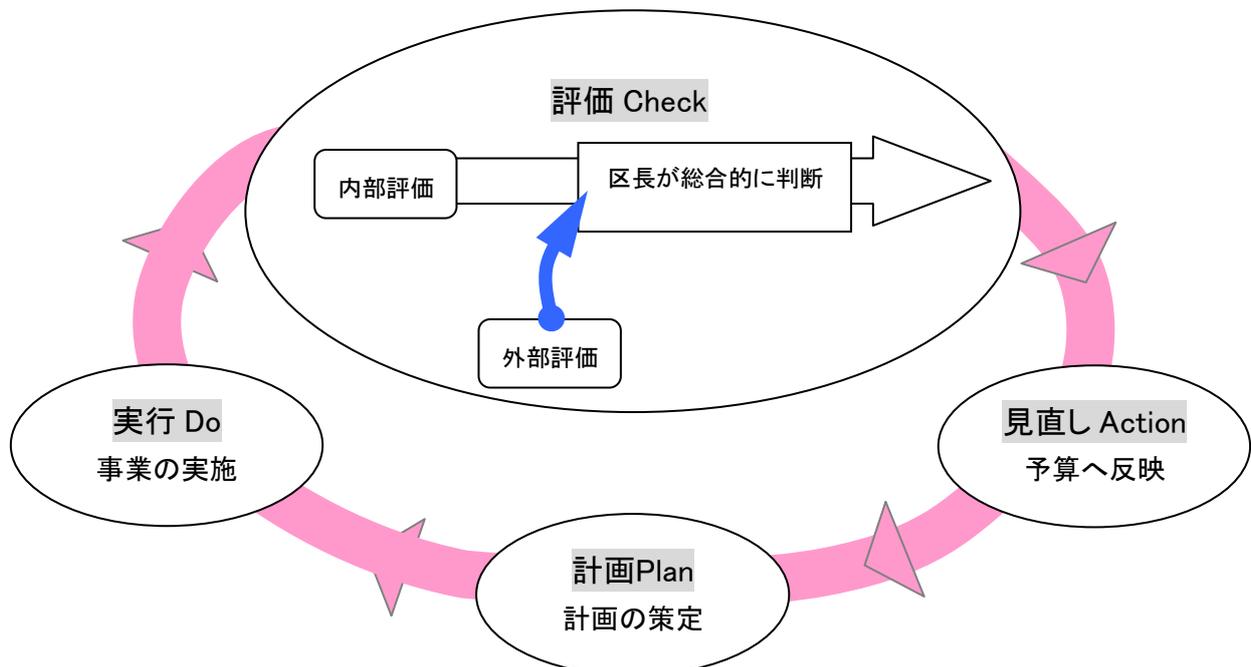
補助事業は全事業を対象に、平成 17 年の「新宿区補助金等審査委員会評価」の答申も踏まえて、評価を行いました。

③総合判断

区長は、内部評価・外部評価それぞれに対する区民からの意見を受け付けて、総合判断を行い、予算編成に反映します。
区長はその結果を公表します。

平成 22 年度の総合判断は、計画事業及び補助事業ごとに示しています。

なお、今回公表した内部評価と外部評価に対し、区民からの意見はありませんでした。



総合判断の見方

1 計画事業 総合判断(計画事業)

基本目標	I	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	1	参画と協働により自治を切り拓くまち

外部評価委員会が評価を行った計画事業における、総合計画の施策体系を掲載しています。

外部評価委員会の「平成22年度外部評価実施結果報告書」から、改善等を求められた計画事業について記載しています。

計画事業	1	(仮称)自治基本条例の制定
------	---	---------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
「平成22年度外部評価実施結果報告書」から、計画事業における評価結果を抜粋しています。	内部評価と外部評価を踏まえた、区長の総合判断を示しています。
23年度予算に反映した事業名とその事業の予算額及び概要を示しています。	

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
自治基本条例の推進(計画事業)	6,320千円
・新宿区自治基本条例シンポジウムの開催 ・新宿区自治基本条例ハンドブックの作成	新規

2 補助事業 総合判断(補助事業)

補助事業	1	協働推進事業助成
------	---	----------

計画事業と同様に、改善等を求められた補助事業について記載しています。

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
「平成22年度外部評価実施結果報告書」から、補助事業における評価結果を抜粋しています。	内部評価と外部評価を踏まえた、区長の総合判断を示しています。

※ 総合判断に伴い見直しが必要な補助事業については、補助対象事業者等との協議が必要な事業もあるため、原則として、平成23年度以降に検討していく。

総合判断（計画事業）

基本目標	I	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	1	参画と協働により自治を切り拓くまち

計画事業	1	（仮称）自治基本条例の制定
------	---	---------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価</p> <p>制定時期を見直し、三者の合意形成のうえ本年10月に条例化に至ったことは評価できるが、平成22年7月に実施された区民アンケートを見る限り、自治基本条例制定について事前に知っていた区民は少ない。話し合いの経過をすべて理解してもらうことは難しいが、さまざまな議論の中で深く検討されたことなど、ポイントをきちんと区民に伝え、完成した条例だけの提示にならないようにして欲しい。</p>	<p>区民の皆様に条例策定までの経過や条例の内容についてご理解をいただくため自治基本条例のパンフレットや逐条解説を作成し、平成22年11月から12月の間に区内10箇所の地域センターにおいて地域報告会を開催しました。</p> <p>また、自治基本条例の広報特集号（平成22年11月25日号）を作成し、区民の皆様に配布しました。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>条例制定後は、区民への周知を徹底し、区民の自治意識と自治力の向上を図ることが重要である。</p> <p>また、最高規範として他条例との整合性の確保、規定した事項を具現化していく仕組みの整備等を早急に必要な実施する必要がある。</p>	<p>今後も引き続き様々な機会を通じて区民への周知を図るとともに、さらなる新宿区の自治の推進を図って行きます。</p> <p>また、必要に応じて他の条例との整合性確保を図るとともに、自治基本条例の基本理念に基づき住民投票や地域自治組織に関する条例制定など規定した事項の具現化に向けた検討を行っていきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
自治基本条例の推進（計画事業）	6,320千円
<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区自治基本条例シンポジウムの開催 ・新宿区自治基本条例ハンドブックの作成 	新規

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>地方分権が推進されてきている中、「庁内の担当部署と連携を取りながら、基礎自治体優先の原則の視点をもって、区の基本的な考え方をまとめていく」ことや、「移管する方向で都区の認識が一致した53項目の事務について、移管にあたって想定される課題等の整理をする」という方向性は評価できる。</p> <p>また、新宿区が単独で進められる事業ではないため、計画どおりに進まないことは十分理解できるが、他区とも連携を図り東京都に対し積極的に交渉していくなど、もう少しスピード感をもって実施すべきではないか。</p>	<p>都区のあり方検討委員会における都と特別区の議論に資するよう、引き続き、特別区長会による意見集約に積極的に協力していくとともに、全国市長会など地方分権改革に関する様々な機会を通じて意見表明を行っていきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価</p> <p>内部評価でも総合評価を「達成度が低い」とし、改革方針・方向性を「手段改善」と評価しているので、問題点を検証しスピード感を持って実施して欲しい。</p>	<p>今後の具体化の議論に備えるため、平成22年度は、特別区側の独自の事前準備として「移管する方向で都区の認識が一致した53項目の事務について、移管にあたって想定される課題等の整理」を実施し、検討プロセスの手段改善に努めたところです。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>区に移管する方向で都区の認識が一致した項目に関しては、区民サービス向上につながるよう具体化に向け協議を深めて欲しい。特に児童相談所の機能や教育人事など、子どもたちの命や成長に直結する問題には積極的に取り組んで欲しい。</p>	<p>都区のあり方検討委員会は、検討の範囲が多岐にわたり、また、都内区市町村の様々な意見を合わせて考えていく必要があることから、検討の重点化が必要と考えています。教職員の人事権や児童相談所の事務移管はその嚆矢と考えています。</p>

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>昨年の内部評価では、目標設定について「改善が必要」としており、本年の内部評価では、「事業実施内容を反映できる指標について検討を行う必要がある」との記載はあるが、改善が見られない状態で、「適切である」と評価している。採択事業数、申請件数、協議会加盟団体数、サイト加盟団体数といったアウトプット指標だけではなく、これらの団体の活動が区民にどんな利益をもたらしたかという視点による指標が必要である。</p>	<p>この「多様な主体との協働の推進」では、NPO活動資金助成事業、協働事業提案制度による実施事業、ネットワークづくり事業等のそれぞれの事業の中で、さらに多岐にわたる事業を実施しています。事業ごとに実施者・目的・対象者・手法等が異なるため、一括した形での意見集約では、区民の方への事業効果を測ることは困難です。</p> <p>アウトカム指標を設定することができるか、引き続き検討していきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>新事業立ち上げ助成の新設、同一事業に対する助成回数制限の導入等、団体育成のための改革は評価できる。一方で、収益性の低い事業を実施するNPO団体等には、助成を打ち切ると事業を遂行できなくなる場合もある。NPO団体や地域活動団体の自立を支援する助成と、公益性が高いと認められる事業へ継続的に支援する助成とに分けて扱うなど、制度のあり方を工夫して欲しい。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度</p> <p>協働事業提案制度に関しては、採択件数を増やすことより、主旨にかなった発展性のある事業を選定し、着実に協働事業としての実績を積み上げていくことが大切である。</p> <p>○総合評価</p> <p>協働は区の計画の中でも大きなテーマであり、その中心となる本事業をいかに拡大推進していくかが大きなポイントである。従来からの課題を早急に解決し、区と区民の協働をさらに推進して欲しい。</p> <p>また、検討中のNPOふれあい広場については、</p>	<p>③効果的・効率的な視点</p> <p>NPO活動資金助成事業は、協働推進基金からなる助成事業として、自立性の高いNPO活動の促進を図ることも目的の一つであり、同一の事業に対して長期にわたって補助を行うことは適切でないと考えます。そのため、NPO活動資金助成の回数制限を超える場合の事業の継続については、その事業内容を対象とする他の補助金等の活用も検討していただきたいと考えています。そこで、平成22年度に新規実施した「NPOのための助成金獲得講座」や助成情報の提供等によるNPO活動の支援に今後も取り組んでいきます。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度</p> <p>ご指摘のとおり、協働事業提案制度の趣旨にかなった発展性のある事業を選定していきます。</p> <p>○総合評価</p> <p>協働の推進については、引き続き、事業実施を通して見えてきた課題を整理し、第三者機関である協働支援会議の意見も参考にしながら、区内部でも検討を進めていきます。</p> <p>「(仮称) NPOふれあいひろば」については、地域を支えるNPOや地域活動団体の「お互いの</p>

<p>地域を支えるNPO団体や地域活動団体の「お互いの顔が見える関係」づくりを引き続き進めることで、協働の促進を図られたい。</p>	<p>顔が見える関係」づくりを念頭において検討を進めていきます。</p>
--	--------------------------------------

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
協働事業提案制度の拡充（枝事業）	3,516千円
<p>公募した区民による協働事業事業紹介編集委員会を開催して、協働事業提案制度実施事業紹介リーフレットを作成し、区民目線での情報発信を行う。</p>	拡充
<p>西戸山第二中学校統合後の活用（仮称NPOふれあいひろばの整備）（計画事業124）</p>	49,281千円
<p>西戸山第二中学校統合後施設に、「（仮称）NPOふれあいひろば」を設置する。平成23年度はそのための施設整備を行う。</p>	新規

基本目標	I	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	2	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

計画事業	4	町会・自治会及び地区協議会活動への支援
------	---	---------------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>町会・自治会の加入率については、昨年度よりも増加しており、平成21年度も目標に対しほぼ目標どおりの成果をあげている。しかし、町会・自治会の高齢化により団体の活動力が低下している状況を踏まえると、加入率を向上させるだけでは、町会・自治会の活性化にはつながらないと考える。団体の活動実態に即した別の指標も設定すべきである。</p> <p>地区協議会と地域センターの連携を推進する必要性は理解できるが、地区協議会と地域センターの合同役員会等の設置地区数を目標にすることは疑問である。地区協議会の活動がどの程度区民に理解されているかを、指標にするべきではないか。</p>	<p>加入率は、町会・自治会の活性化と密接に結びついているものです。加入者が増えることにより組織基盤が強固になり、町会・自治会が活性化します。また、町会・自治会が活性化すれば加入率がさらに向上するという相乗効果があります。そうしたことから、町会・自治会の加入率を指標としました。</p> <p>個々の町会・自治会の活動実態には違いがあり共通の指標の設定は難しいと考えるため、現行のままの指標とします。</p> <p>また、地区協議会は、町会・自治会等の様々な地域団体の活動実績を踏まえながら、共通する地域の課題解決に向けて、地域の住民が主体的に取り組む場として発足したものです。そのため、人材等の限られた地域資源を有効に活用することが必要であり、地域の主要な活動拠点である地域センターと連携を強化するため合同役員会等の設置について指標としましたが、今後、より適切な指標を検討していきます。</p>
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>内部評価では、「町会・自治会は地縁による共同活動によって、地区協議会は地域団体や区民で構成する協議会活動によって、地域の公共的役割を担い、住民自治を実践しているため、効果的・効率的」としているが、それぞれの団体に支援したことにより、地域コミュニティの活性化に、どのように効果的・効率的であったのかについて不明確である。</p> <p>地区協議会の活動そのものは何らかの効果をあげていると思うが、地区協議会の存在とその活動内容を地域の人々が認識し、評価できるようになってこそ住民自治への理解が進み、効果的といえるものになると考える。</p>	<p>町会・自治会の地縁による共同活動は、加入者が増えることにより、その地域の自治組織基盤が強固になると考えられるため効果的です。</p> <p>地区協議会の活動内容を地域の人々がより理解し、認識していただくために、平成20年度から区広報の特別号やタブロイド版の広報紙を発行しています。併せて、広報媒体や情報の受け手の多様化を考慮し、パネル展示やネットによる周知活動も充実させつつあります。</p> <p>今後も方法や効果を適宜見直ししながら、地区協議会の活動が身近に感じられる工夫を進めていきます。</p>

<p>【適当でない」と評価した理由】 ④目的（目標水準）の達成度 現在の指標において達成水準は高いと認めるが、地区協議会の位置づけの明確化や、地域自治のまちを目指すという当初の目標という視点からは、充分とは言えない。</p>	<p>地区協議会の位置づけの明確化については、自治基本条例に規定されなかったことから、当初の目標は達成できませんでしたが、一方では、地域自治を実践している町会・自治会の加入率の目標は、概ね達成しており、地域自治の基盤づくりにつながったと言えます。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】 ○総合評価 内部評価では、「自治基本条例の地域自治組織の規定を踏まえ、新しい指標を検討」するとしており、自治基本条例による地域自治組織の規定は、別の条例に委ねられたが、適正な指標に改善する必要がある。</p>	<p>地域自治組織の規定は別条例に委ねられましたが、ご指摘のように、今後、新しい指標を検討します。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】 ○改革方針・方向性 町会・自治会の加入率を高めるだけでは、活性化を図るのは困難である。町会・自治会の抱えている課題解決に向けた取り組みを推進すべきである。 地区協議会への支援のあり方について見直しを図るべきである。</p>	<p>平成18年度に新宿区町会連合会は、町会長・自治会長に対するアンケート調査を実施し、課題の把握を行いました。その課題の1つとして、加入者の減少に伴う役員の高齢化や担い手の不足があります。今後、区として、既に課題解決に向け成果をあげている町会・自治会の情報やノウハウを共有するなど、町会・自治会の取り組みを支援していきます。 それとあわせて、今年度、区は、コミュニティ活動補償制度を導入し、安心して活動に取り組める環境を整備しました。平成23年度からは、専門相談サポートシステムを立ち上げ、財産管理や会計等の専門相談の支援を行っていきます。 地区協議会への支援のあり方については、自治基本条例で規定されている「地域自治組織」のあり方や設置に向けた検討を進める中で、地区協議会の位置づけや支援のあり方についてあわせて検討し、適切に見直しを行っていきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【その他】 自治基本条例では、「地域区分ごとに地域自治組織を置くことができる」とし、「地域区分及び地域自治組織に関し必要な事項は、この条例の理念に基づき別の条例で定める」と規定している。別の条例が制定され地域自治組織の位置づけられるには、2～3年を要することが予想される。その地域自治組織の位置づけが別条例で制定されるまでの間に、これまでの4年間の実績を検証して、地域特性に見合った効率的な事業に対し助成されるよう見直しを図るべきである。</p>	<p>地区協議会の4年目の事業実績を検証し、地域特性に見合った効率的な事業に対し助成するため工夫していきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
町会・自治会活性化への支援（枝事業）	1,500千円
専門相談サポート、町会ホームページ作成支援、町会・自治会の運営支援のため、会計士等専門家を派遣する（町会・自治会アドバイザー）。	新規
コミュニティ活動補償制度（経常事業）	6,095千円
地域団体が行うコミュニティ活動に参加する未就学児及びコミュニティ活動に参加する保護者が同伴する未就学児を補償の対象に追加する。	拡充

計画事業	5	地域を担う人材の育成と活用
------	---	---------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>②適切な目標設定 登録内容や事業を精査した点は評価できるが、昨年の区長の総合判断において、新たな指標を設定するといったことについて改善が見られなかった。しかし、本年度の内部評価でも要改善とし、新たな視点の指標設定の検討を継続していることは伺えるので、改善に向けさらに取り組んで欲しい。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度 地域を担う人材の育成事業は、区民が地域に貢献する社会を目指すために重要な事業である。平成20年度は、人材育成講座を受講し地域活動に参加した者の割合が目標を上回っていたが、平成21年度実績においては、目標を下回る結果となっている。人材育成講座受講者が実践活動に参加し易いように、実践活動の受け皿を整備するなど、その後の活用面を工夫して欲しい。</p> <p>○総合評価 地域団体に十分な周知を行い、地域団体との連携を強化することで、地域を担う人材の意欲・能力を発揮できる場が広がることを期待する。</p>	<p>②適切な目標設定 平成23年度より、新たな指標として「受講者が地域活動に参加した者の割合」を追加し、人材の活用がいかに図れたかを成果指標とします。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度 受講者が実践活動に参加しやすいように、講座の中で活動団体の見学や活動の紹介を行う等、より一層受け皿となる地域団体との連携を進めます。</p> <p>○総合評価 人材育成の面だけでなく、活用促進の観点から講座のあり方を見直し、地域団体との連携を進め、意欲や能力を発揮する場を広げます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>より多くの地域団体が、地域の人材を活用することに前向きになるような働きかけが望まれる。 また、これから増えてくる様々な能力を持った団塊の世代をどう活用していくか、新しい仕組み作りを考えていく必要がある。</p>	<p>どのような人材を期待するのかを、地域団体へのアンケート調査などを通して把握し、幅広い地域人材の活用につなげていきます。 また、様々な能力を持った団塊の世代の活用については、今後、その世代の価値観に合った活用の仕組みを検討していきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成（枝事業）	2,010千円
新たな指標として、「受講者が地域活動に参加した者の割合70%」を追加する。	ローリング
生涯学習指導者・支援者バンクの充実（枝事業）	2,360千円
新たな指標として、「登録者が指導者・支援者として活動した割合22年度30%、23年度40%」を追加する。	ローリング

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	1	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

計画事業	7	成年後見制度の利用促進
------	---	-------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>③効果的・効率的な視点 社会福祉協議会に委託している事業ではあるが、区も主体的に関わる必要がある。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度 全ての指標において目標水準に達したことは評価できる。 社会福祉協議会が受け皿になることは設立の趣旨から妥当だが、区として、事業目標とする身近な相談、支援事業がなされているかなど、本制度の定着に向けてなお一層の取り組みを期待したい。</p> <p>○改革方針・方向性 高齢者や障害者にとって、なくてはならない制度である。今後、他の支援策との強い連携のもとで、社会貢献型後見人の養成・受任など、区の支援も含めて実効ある事業運営を期待する。</p>	<p>③効果的・効率的な視点 事業に関する課題は区の課題であると認識しています。本年度は社会貢献型後見人の活用について実行計画のローリングを行い、選任に向けて取り組むことを明記しました。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度 成年後見センターの運営委員会や庁内の調整会議を通じて事業内容の検証を行い、より一層の制度の定着に取り組みます。</p> <p>○改革方針・方向性 区長申立てを行う事例について、社会貢献型後見人の活用が適切な事例であるか、区として協議する仕組みづくりを検討しています。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>社会貢献型後見人の育成に取組み、後見監督人の受任も目指しているとあるが、具体的なあり方の方向性も示して欲しい。 また、制度の複雑さ、手続きの煩雑さ等の改善や、申し立て費用の助成の創設、後見監督人報酬の明確化などの改革が必要である。 関係部署の意見調整のため、地域福祉課長を議長とする成年後見制度推進関係調整会議が庁内に設置されたことを評価する。</p>	<p>平成22年6月にガイドラインを定め、区長申立てや地域福祉権利擁護事業の利用者のうち、一定の要件を満たす場合は、社会福祉協議会が監督人となることを前提に、後見人候補者として社会貢献型後見人を推薦していくこととしました。 より利用しやすい制度のあり方や具体策については、今後検討していきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>専門性のある職員の確保とともに、協働の視点から身近な相談支援の現場としての役割が十分に担える体制を整備することが、本事業を活かす要件の一つになる。</p>	<p>平成21年度に成年後見センターの体制を強化して相談しやすい体制づくりに努めるとともに、各種の相談にきめ細かく対応しています。</p>

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】 ②適切な目標設定 これからの社会・経済の発展は、男女がその役割を適切に分担して必要な活動を行うことなしには達成され得ないと考える。そのような認識にたった目標設定がなされるべきではないか。 審議会の男女比率等の適正化は意義あることであり、区が直接影響を及ぼすことが可能な点にメリットがあるが、「男女があらゆる分野で共に参画することのできる男女共同参画社会の実現」という目的からすると、狭義である。</p>	<p>これからの社会・経済の発展のためには、それぞれのライフスタイルに応じた社会構造づくりが大切であると考えます。ご指摘のとおり男女の性別役割分担にしばられた意識や習慣がこれを阻害しています。ワーク・ライフ・バランスの推進や個々の生活における男女共同参画意識の啓発により、すべての男女が人として平等であり、個人として尊重される男女共同参画社会の実現に向けた目標設定がなされるべきと考えます。 ご指摘の審議会の男女比率については、全国の自治体共通の指標であるとともに、区民にわかりやすい指標のひとつであると考えますが、今後男女共同参画社会の実現に向けどのような目標が最適なのか、意識・実態調査の結果等を踏まえ検討していきます。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】 ○改革方針・方向性 男女共同参画推進計画に基づき計画的に事業を進めていく必要があることは理解できるが、男女共同参画を目指した法律や制度が整備されている状況などを踏まえると、報告された内容で「現状のまま継続」という総合評価で良いとはいえない。 P T Aや町会・自治会等、地域への働きかけを打ち出すことで、より実効性が増すのではないかと。</p>	<p>男女共同参画社会の実現をめざし、平成20年度からさまざまな事業の拡充を行ってきました。 地域への働きかけは重要課題であり、民生委員や育成委員への周知、学校での講座開催等さまざまな手法を用いています。「現状のまま継続」とした理由は、地道な取り組みの上に、拡大や改善を図りつつ、事業を継続していくことを含めているためです。今後の内部評価においては、ご指摘の点を踏まえ、評価の区分について検討します。 ご指摘のP T Aや町会・自治会等には、今後も積極的に働きかけていきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】 ①サービスの負担と担い手 事業の企画運営における団体・公募区民との協働を一段と深めていくことを期待したい。</p>	<p>協働のあり方を検討し、一段と深めるよう努めます。</p>
<p>【改革方針への意見】 区が、日常の業務においてどこまで実践し、先導していこうとしているのかが明らかでない。 指標1の「家庭生活や職場、地域活動などで男女が平等と感じる区民の割合」が高まるような実効性ある取組みがない。区として働きかけのしや</p>	<p>男女共同参画意識の定着には、地道な働きかけが大切であり、これにより一歩ずつ着実に進んでいくものと考えます。このため、現在30回以上の啓発講座やシンポジウムの開催、啓発情報誌の発行、区広報紙による啓発、相談事業の実施、啓発用クリアフォルダの配付やワーク・ライフ・バラ</p>

<p>すい地域活動での男女平等に取り組む姿勢が欲しい。</p> <p>区の内部においては意識改革や人事などで適材適所を考慮しつつ、男女共同参画が自然に身につくような職員への具体的な働きかけを行い、区が区内企業のモデルとなるくらいの覚悟は必要であろう。</p>	<p>ンス啓発のためのパンフレットの配布、セミナーの実施など多くの事業を展開しています。また、社会状況に応じ、対象者を明確にした発信を心がけており、平等と感じる区民の割合も増えてきています。こうした取り組みを地域に積極的にPRしていきます。</p> <p>また、職員報における意識啓発や講座の実施、情報啓発誌の配付等、男女共同参画課と人材育成等担当課との連携により職員への働きかけを行っています。今後も職員へのより積極的な意識啓発を進めています。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>講座・セミナー開催において区民と協働している点は評価できるが、地域における意識改善を進めるため、PTA、町会・自治会との協働も必要である。</p>	<p>さまざまな地域団体との協働を進めていきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを意識した職員の意識改革が必要である。</p> <p>男女共同参画の法律や制度は整備されているが、地域や職場、学校、家庭などでは意識が低い。青少年への啓発活動に期待したい。</p>	<p>男女共同参画課と人材育成等担当課の連携により、平成20年10月以降、職員報にワーク・ライフ・バランスに関する記事を、計6回掲載するとともに、20、21年度の男女平等講座ではワーク・ライフ・バランスをテーマにするなど、職員に対する意識啓発に努めています。</p> <p>また、平成22年度に区が策定した「新宿区職員の仕事と子育て両立支援アクションプラン」（特定事業主行動計画）では、ワーク・ライフ・バランスの実現を掲げ、男性職員の子育て向上などを重点的取組みに定めています。職員の意識改革については一層の推進を図っていきます。</p> <p>区民に対する啓発活動についても、様々な機会をとらえて、一層の啓発活動に努めます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
<p>男女共同参画推進計画の策定（枝事業）</p> <p>男女共同参画社会基本法及び新宿区男女共同参画推進条例に基づく、第二次男女共同参画推進計画を策定する。</p>	<p>5,515千円</p> <p>新規</p>
<p>男女共同参画推進会議の運営（経常事業）</p> <p>第二次男女共同参画推進計画策定のため、男女共同参画推進会議の開催回数を6回に増やす。</p>	<p>1,095千円</p> <p>拡充</p>

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>指標が企業の取り組みに限定されている。今年度には男性の育児・介護休業取得促進に向けた法整備も進んでおり、新宿区がワーク・ライフ・バランスを推進しているということを区民が実感し、区民の取り組みが反映されるような新たな指標が必要と考える。</p>	<p>引き続き、広報紙・男女共同参画情報誌・ホームページ等により、新宿区のワーク・ライフ・バランスに対する取り組みを周知していきます。</p> <p>また、今年度実施した、男女共同参画に関する区民の意識・実態調査結果を踏まえ、区民を対象にした新たな指標等を検討します。</p>
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>手段改善ではないか。経済状況の影響はあるが、数字として伸びていないことをもっと意識する必要がある。</p> <p>今後の方向性として、中小企業への拡大とともに、大企業の区内事業所の優良事例も啓発事例として活用できるのではないかな。</p>	<p>今年度、区内4,500事業所を対象に実施したワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査の調査票送付時に、パンフレットを同封したところ、事業所から認定制度に関する問合せや、申請に至るケースも見られました。また、厳しい経済状況が続いていますが、平成22年度の申請件数は平成21年度実績を超える見込みで進展もみられます。</p> <p>今後も、様々な機会を捉えて制度の周知を粘り強く行っていきます。</p> <p>なお、制度開始時より中小企業からの申請が9割以上を占めていますが、今年度実施したワーク・ライフ・バランスに関する企業及び従業員の意識・実態調査の結果を踏まえ、ご指摘いただいた区内大企業の事例紹介など、取り組みの方向性等を検討します。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>④目的（目標水準）の達成度</p> <p>意識啓発活動を推進し、制度の周知を広範囲に、継続的に実施すべきである。</p>	<p>引き続き、広報紙・男女共同参画情報誌・ホームページ等により、新宿区のワーク・ライフ・バランスに対する取り組みを周知します。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>厳しい経済状況下で新しい法律の枠組みがスタートした節目の年にあたり、次世代育成支援計画における取り組みを区政の目玉として前面に出せないか。</p> <p>どのようにすればこの事業の実績が伸びるかを、もっと考える必要があるのではないかな。</p> <p>企業応援資金などの積極的な活用の促進や、優</p>	<p>次世代育成支援計画における仕事と子育てが調和できる取組みの推進と、職員の仕事と子育て両立支援アクションプラン（特定事業主行動計画）の取組みなど、新宿区におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、平成21年度からワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰を実施し、男女共同参画シン</p>

<p>良企業の企業名を積極的に公表するなど、宣伝・広報との連携も必要であろう。</p> <p>また、今後は、ワークバランス川柳や作文の募集など、区民全体が「ワーク・ライフ・バランス」に取り組むような働きかけも望まれる。</p>	<p>ポジウムにあわせて表彰式を行う等、企業に向けた取り組みに加え、広く区民への周知も含めワーク・ライフ・バランスの推進に向け取り組んでいます。</p> <p>今後、区民に対しても「ワーク・ライフ・バランス」に取り組むような働きかけを検討します。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>従業員側の意識等、働く者の意欲的な取り組みを引き出すことができるかが鍵である。企業側への働きかけから、地域や区民の生活面での意識が変わるように、施策の進化が望まれる。</p>	<p>引き続き、企業の地域活動に向けた取り組みを支援していきます。</p>

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	2	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

計画事業	10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備
------	----	---------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価 厳しい社会経済状況を見越し、待機児童解消緊急対策部会を立ち上げ、総合的な対策を実施したことは評価する。 待機児童が大幅に増加する中で、区民・保護者が多様な選択肢を活用できるように、サービスの全体像と現況を迅速にわかりやすく情報提供することを心がけて欲しい。</p> <p>○改革方針・方向性 待機児童解消緊急対策の推進のため、児童福祉と教育の連携を強化したうえでの弾力的運営を期待したい。 また、区立幼稚園の適正規模・適正配置については、国の動向も見定めつつ、区民・保護者が生活や就業の態様に応じて選択できる「子ども園」導入を推進する必要があるのではないか。</p>	<p>○総合評価 区民・保護者が多様な選択肢を活用できるように、平成23年度の予算編成過程の情報公開など、広報やホームページへの掲載により、具体的な対策について、分かりやすくお知らせしていきたいと考えています。</p> <p>○改革方針・方向性 待機児童の解消に向けては、今後も、待機児童解消緊急対策部会において検討し、計画事業及び緊急的対応の両面から、全庁的に対策を推進していきます。 また、新宿区子ども園化推進検討委員会の第一次報告では、区立保育園及び幼稚園を多様なスタイルの子ども園に一元化する方向性を明らかにしました。そして、既存の保育園舎と幼稚園舎の有効活用を図ること、引き続き区立幼稚園の適正規模・適正配置を進めるなどの方向も示しました。今後、最終報告を取りまとめ、施設規模、地域需要、国の動向などを見定めつつ、子ども園化を推進していきます。</p>
<p>【改革方針への意見】 保育の質を確保しつつ、多様性を確保する努力をこれまで以上に実施してもらいたい。</p>	<p>保育の質を確保しつつ、今後は、病児・病後児保育事業の推進や延長保育の区立保育園全園への拡大など、多様な保育環境の整備も行い、保護者の選択の幅が広がるよう努めていきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
認可保育所等の整備（枝事業）	1,233,991千円
私立認可保育所3所の保育所建設事業助成等を拡充する。 私立認可保育所整備に伴う定員増による委託経費を拡充する。	拡充
認証保育所への支援（枝事業）	1,025,847千円

民間事業者等が区内に認証保育所を設置する場合に開設準備経費を補助する（新設5所：内保育室から移行2所）とともに、区民が認証保育所を利用した場合に運営費を補助する。	拡充
保育所（施設整備）（経常事業）	84,259千円
戸山第二保育園の震災対策工事にあわせて、保育環境を整備する。 （0歳児保育 3名増）（24年4月から）	拡充
家庭的保育事業（保育所実施型）（政策推進経費）	25,770千円
区内で認可保育園を運営する社会福祉法人による家庭的保育事業へ支援する。	新規
病児・病後児保育事業助成（政策推進経費）	32,934千円
病児・病後児保育を実施する事業者に対し、運営経費を補助する。	新規
幼稚園と保育園の連携・一元化（枝事業）	413,370千円
幼稚園と保育園を統合し、子ども園を開設する準備経費等 （柏木子ども園、（仮称）落五・中井子ども園設置準備） （西新宿子ども園仮園舎復旧工事等）	拡充
子ども園（待機児童解消緊急対策）（政策推進経費）	18,145千円
保育園の待機児童解消対策の一環として、定員を弾力化し、受入れ枠を拡充する。（2園：1歳児クラス8名の弾力化、2歳児クラス4名の弾力化）	拡充
子ども園の管理運営（経常事業）	354,907千円
西新宿子ども園、柏木子ども園開設に伴い管理運営経費を拡充する。	拡充

計画事業	11	子どもの居場所づくりの充実
------	----	---------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>②適切な目標設定 延長保育の需要は多いと思われるので、児童指導業務委託箇所の目標値は前倒しを検討してはどうか。</p> <p>○総合評価 放課後子どもひろばの開設、学童クラブの業務委託による保育時間の延長により、利用者の利便性が向上したことは適切である。区職員の巡回継続も期待したい。 区として地域特性に応じた事業内容を把握することは非常に重要である。特に本事業費が大きい</p>	<p>②適切な目標設定 児童指導業務委託箇所数については、平成23年4月に目標を達成する予定です。なお、全ての業務委託学童クラブで延長保育を実施しています。</p> <p>○総合評価・改革方針・方向性 今後も地域特性に応じたニーズを把握しながら、運営内容の質の保持のため、学童クラブ保護者、PTA役員、スクールカウンセラー、事業者で構成される運営協議会や区職員による巡回指</p>

<p>いことから、全体の枠組みの中で個々の課題の判断をする仕組みも大切である。</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>受託者の質の保持のためには、積極的な区の関与が必要である。</p>	<p>導などを引き続き行います。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>数値目標の達成だけではなく、ソフトの充実が大切である。区には委託先の質を常にチェックする機能が必要だろう。</p> <p>空き教室の利用には費用がかかるとしているが、必要性が高ければ区として検討する姿勢があってしかるべきではないか。</p> <p>放課後子どもひろばと学童クラブのあり方については、役割・機能が重なる部分をどうするかがこれからの課題となる。統合できる部分は統合し、効率性を高めるよう今後も検討を続けて欲しい。</p>	<p>運営の質の保持のため、引き続き運営協議会や区職員による巡回指導などを行っていきます。</p> <p>学校内学童クラブや放課後子どもひろばの実施にあたっては、必要性が高ければ余裕教室の活用を図っていきます。</p> <p>放課後子どもひろばと学童クラブは、遊びを中心とした安全な居場所と家庭の延長としての保育の場というそれぞれの役割分担を踏まえ運営を行っていますが、同一の場所で実施している場合は同一事業者に委託を行うなど効率化を進めています。</p> <p>引き続きよりよい運営の検討を続けるとともに、国の「子ども・子育て新システム」の検討動向も注視していきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>受託者にはある程度地域の事情に精通した事業者が望まれるが、必ずしも適わないこともあるであろう。協働の取り組みで、地域の声が反映できるようにすべきである。</p> <p>また、受託者が中高校生の居場所づくりの視点を強く持つように、区としての支援が必要である。</p>	<p>保護者の方やPTAの方の声については、児童館運営協議会を通して頂戴し、また、日常の運営の中では地域の町会や育成会の方々との交流を積極的に図ることにより、地域の声を児童館の運営に生かしています。</p> <p>中高校生対応の経験を持つ、直営児童館の経験を生かし、巡回指導や研修時にノウハウを引き継ぐなど業者への支援を行います。</p>
<p>【その他】</p> <p>子育て支援策全体のなかでの位置を常に意識して事業に取り組むことが必要である。</p>	<p>個別目標の「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」における、本事業が果たす役割を踏まえ、引き続き意識を保ち、事業に取り組んでいきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
<p>放課後子どもひろばの拡充（枝事業）</p> <p>学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い交流できる遊びと学びの場として実施する（23年度に5校開始し、29校全小学校実施）。</p>	<p>436,478千円</p> <p>拡充</p>
<p>学童クラブの充実（枝事業）</p> <p>学童クラブ利用の需要増に対応するため、新規実施箇所準備委託（2所）をするほか、保育園と一体型の民間学童クラブの整備助成（1所）を実施する。</p>	<p>581,060千円</p> <p>拡充</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>③効果的・効率的な視点 業務委託を取り入れた場合、今後運営をフォローする仕組みが必要である。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度 児童虐待事故の増加の状況の中、21年度子ども家庭支援センターの2箇所開設は適切であった。 複数の部署にまたがる「3～4か月児健診での読み聞かせ」事業においては、責任主体が不明確で、達成度の低さへの改革意識に欠ける。</p> <p>○総合評価 この事業は、区民の生活形態や働き方の変化とともに重要性を増している。子ども家庭支援センターの拡充も含め、本事業は計画どおり進んでいると判断した。 地域における子育て支援サービスは様々な種類があるので、区民が必要に応じ最適なサービスを無理・無駄なく受けられるようにすることは大切である。 各事業については概ね評価できるが、「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」という個別目標の達成に向け、健康部、福祉部等との連携を密にするべきである。</p>	<p>③効果的・効率的な視点 各事業とも業務委託を実施した場合は、継続して区が責任を持って業務水準を維持するなどフォローをしていきます。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度・総合評価 絵本でふれあう子育て支援事業は平成15年度に健康部の事業として開始し、平成20年度からは図書館事業の一環として位置づけました。この事業は図書館が主体となり、保健センターや地域の読み聞かせボランティアと連携を図りながら推進しています。 また、指標である読み聞かせ参加者割合は、計画初年度の平成20年度に当初の目標値を上回る成果（66%）が得られたため、目標数値を引き上げましたが平成21年度達成率は平成19年度と同じ（58%）でした。達成率が低下した理由として、平成21年度は健診対象者が前年度に比べ増加し、健診に時間がかかり読み聞かせに参加できなかったことが考えられます。今後、健診の待ち時間を利用した読み聞かせの実施を検討し、取り組んでいきます。 相談支援を始め、所管が複数にわたる事業については、今後も連携を密に取り組んでいきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>子育て支援コーディネーターには、ソーシャルワークとともに、ネットワークを作る能力の養成が求められている。このため、研修内容を検討することが必要である。ソーシャルワークはこのような部署に勤務する職員にとっては基本的な技術であり、その上を目指すことが必要である。</p>	<p>これからの福祉を担うために必要なスキルを身に付けていくための研修内容を検討していきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>増え続ける子育て相談や虐待防止への迅速な取り組みについては、行政が責任を持つべき範囲をしっかりと守らなければならないが、一方で日常における活動面では、経験ある区民の手を借りてこそ行政サービスが活きる。協働の面からも事業を進めることを明記して欲しい。</p>	<p>子ども家庭支援センターで行う相談業務等、行政が責任を持つべき範囲を守りつつ、事業の運営においては、民生・児童委員や区民の子育て支援団体・サークルとの連携や子育て支援者の養成等により協働を進めていきます。 また、これらのことを地域における啓発活動などの機会を捉え、周知していきます。</p>

<p>【その他】</p> <p>複数の部署にまたがる事業への関与と責任を、関係部署間で明確にすることが必要であろう。どこが最終的な責任を持ってその事業を推進するのかが明確でないと、事業を円滑に推進できない。事業の移し変えも視野に入れる必要がある。</p>	<p>事業を実施する部署が最終的な責任を持ってその事業を推進することが原則となります。</p> <p>その上で、一時保育とひろば型一時保育のようにそれぞれが補完的役割を果たす事業を実施する際には、連絡会を設け連携を密にし円滑な事業の実施を図っています。また、健診実施時など多くの対象者が集まる事業の場を他の事業の実施に活用する場合についても、関係部署間で事業への関与と責任を明確にした上で事業を実施し、より良い子育て支援サービスを推進していきます。</p>
--	--

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
子ども家庭支援センターの拡充（枝事業）	288,315千円
子ども家庭支援センター（3所）に加え、子ども総合センターを開設 育児支援家庭訪問事業（養育支援事業）の拡充	拡充
一時保育の充実（枝事業）	118,203千円
空き利用型 保育所実施型 2所で新たに実施 専用室型 区立保育所で1所、私立保育所で1所、区立こども園で1所、 新たに実施	拡充
ひろば型一時保育の充実（枝事業）	22,245千円
子ども総合センターでひろば型一時保育を新たに実施	拡充
ファミリーサポート事業（経常事業）	21,548千円
ファミリーサポート事業（社会福祉協議会委託）で新たに病児・病後児預かりを開始する。	拡充
すくすく赤ちゃん訪問（経常事業）	15,729千円
乳児家庭全戸訪問事業実施率100%を達成するため、助産師、保健師の訪問に加え、非常勤看護師を2名配置する。	拡充

計画事業	13	子ども発達センター移転と児童デイサービスの拡充
------	----	-------------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価</p> <p>総合センターへ移転後のサービスの充実を大いに期待する。</p>	<p>平成23年4月に子ども総合センターへ移転した際には、子ども家庭支援センター・学童クラブ及び障害児タイムケア等、幅広い子ども支援の機能との統合により、相談しやすい環境をつくりま</p> <p>す。</p>

	<p>施設においては、より多くの方に利用していただけるように、十分なスペース確保と専用の相談室や個別指導室を増設します。</p> <p>さらに、心身に障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの発達支援と家族への支援を一層推進するため、児童デイサービスの定員を拡充する他、通所バス・給食等の利用対象の拡充とともに就学時に支援が途切れてしまうことのないよう、新たな対象として、特別支援教育を受けていない、通常学級に在籍する小学校1,2年生の児童に対して、個別指導を実施し、学校生活で必要とされるソーシャルスキルや気持ち及び行動のコントロールなどの支援を行い、発達障害児への支援の充実を図ります。</p>
--	---

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充（計画事業）	76,124千円
児童デイサービス：定員を75名/日に拡充 小学校低学年を新たに受け入れ 発達支援 ：言語聴覚士、心理指導員の増員 作業療法士、理学療法士（新規） 送迎バス拡充 親子通所グループ拡充 給食サービス 児童（拡充） 保護者（新規） 障害幼児一時保育：2名に定員増	拡充

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	3	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

計画事業	14	確かな学力の育成
------	----	----------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>昨年度は「効果的・効率的な視点」から効果の判断根拠の不明確を指摘し、区の回答により根拠を確認したが、区の回答を踏まえると現在の指標だけで本事業の効果を評価するのは不十分である。</p> <p>学力には、学習して身に付ける能力と、学ぼうとする能力とがあり、この観点が目標設定に見られない。授業がわかりやすくなったという目標値だけでよいのか、検討する必要がある。</p> <p>確かな学力とは何か、何が指標となるかについての議論を広く起こす時期に来ているのではないか。</p> <p>また、指標の達成水準として示された数値は、「確かな学力推進員の先生が授業に入ることで勉強がわかりやすくなった」というものであるが、これでは、確かな学力推進員の効果が計れるとしても、確かな学力が育成されたか否かは計れない。</p>	<p>「確かな学力」とは、知識や技能だけではなく、「学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等」まで含まれる幅広い概念であり、学校の教育活動や課外活動など様々な取組みによって育まれるものです。この「確かな学力」を育むため、特に学校教育においては、よりわかる授業を実践することが何よりも重要であり、このための学校支援として、様々な事業を実施しているところです。</p> <p>その一つである確かな学力推進員は、少人数学習指導や各学校の教育課題に対応し、個に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、教員を補佐するとともに、直接児童生徒を指導する役割を担っています。</p> <p>このため、確かな学力推進員の配置によるきめ細かな指導が、どのような効果があったかを評価する方法として、意識調査の「確かな学力推進員の先生が授業に入ることで勉強がわかりやすくなった」という項目を成果指標としました。</p> <p>「確かな学力」が育成されたかについてを目標とすべきとのご指摘ですが、今後は、ご指摘の趣旨を踏まえ、事業の目的をより明確化する視点で事業を見直したうえで、よりの確に対応する成果指標について検討していきます。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>○総合評価</p> <p>意識調査のポイント上昇のほか、学力観に基づく客観的な計数による学力育成状況を示し、これをもとに事業を評価して欲しい。</p>	
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>手段改善とするべきではないか。確かな学力推進員をよりよく活用するための方法を明確に示すことが必要である。</p> <p>事業の重要性・コストの大きさに鑑み、区民の目線で理解できる「確かな学力」を示して欲しい。</p>	<p>確かな学力推進員の全校配置は、今後も継続していくため、方向性を「現状のまま継続」としてあります。ご指摘を踏まえ、確かな学力推進員をよりよく活用するために研修や授業観察を行うなど、事業の進め方の見直しを行いながら進めています。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>教員、確かな学力推進員、授業改善推進員の三者の効果的な補完や相関が明確化されていない。</p> <p>また、「授業がわかりやすくなったと感じる児童・生徒の割合」の増加のみをもって、効果的・効率的であるとは判断しがたい。</p>	<p>確かな学力推進員は、少人数学習指導や各学校の教育課題への対応などにおいて、教員を補佐するとともに、直接的に児童生徒を指導する役割を担っています。また、授業改善推進員(退職校長等)は、主に若手教員の授業力向上のため、授業観察を通して指導助言を行っています。このように、三者がそれぞれの役割を果たす中で、効果的な教育活動が実現するものと考えています。</p> <p>確かな学力推進員を配置し、きめ細やかな指導を行っているかの効果を測る方法として、現在の指標は妥当なものと考えますが、さらに評価を的確に行うため、事業の見直しとともに成果指標の見直しについて検討していきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>区立の学校へ進学したくなるような魅力ある学校づくりを目指すことが必要であろう。学校長の学校経営により確かな学力推進員の効果が異なるということがあるとすると、事業としてのあり方そのものに関わる問題となる。</p>	<p>確かな学力推進員は校長の学校経営方針に基づいて活用されており、学校のニーズに応じた配置となっています。しかし、確かな学力推進員の経験や能力は一律ではないので、より能力を発揮させるために学校への指導・助言を強化していきます。また、確かな学力推進員の研修会に加えて、学校の要望に応じて授業改善推進員による指導・助言を行うとともに、確かな学力推進員の活用方法の工夫改善を図り、学校全体で組織的に学力向上に取り組む学校経営となるよう進めていきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>「確かな学力」が「育成」されたことをどのように客観的に把握するのか、確かな学力とは何かを考えることは難しいが、そこを明確にしてこそ、確かな学力推進員を派遣する意義が明確になり、どのような人材を必要とするかも具体的になる。</p>	<p>「確かな学力」とは、一般的に「知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの」とされています。また、学校教育法第30条では、「教育の目標」を①基礎的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力その他の能力の育成、③主体的に学習に取り組む態度の養成と規定しており、確かな学力を考える手がかりになります。確かな学力推進員は、直接的に児童生徒に指導するほか、校務分掌も担うことから、上記のことを踏まえた選考を経て採用しています。</p>
<p>【その他】</p> <p>学校選択性の下では、教育内容にある程度個性を求めているが、そのことと共通して求められる「確かな学力の育成」とのバランスを図ることが重要なので、学校現場においても、この点を常に意識した事業展開を期待する。</p>	<p>「確かな学力の育成」と「学校選択制度」は、いずれも重要な教育委員会の施策であり、今後もこれらのバランスを図りながら、質の高い学校教育を実現していきます。</p>

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】 ②適切な目標設定 昨年「不適」とした点に改善が見られないため「不適」とした。ただし、22年度から実施する第三者評価を活用した新たな指標の設定を検討することなので、その評価結果を踏まえた適切な指標とすることを期待する。 また、学校選択制のもとでは、第三者評価委員による学校評価に期待する。</p>	<p>校長の経営方針のもと、各学校では特色ある学校づくりを推進しています。例えば、学力向上のための朝学習、地場産業である染物を取り入れた教育活動など指導の重点化を図った取組みを行っています。</p> <p>「特色ある教育活動」は、地域や学校の実態に応じた創意工夫を活かした教育を保護者へ周知し、計画的に推進することが重要です。そのため、各学校では、学校の教育方針や特色ある教育活動を、学校公開などの機会に保護者や地域住民に説明したり、要覧やホームページに細かく記したりするほか、意見交換をする場を設定するなど、学校と保護者、地域の双方向の関係の構築に取り組んでいます。また、教育委員会では、各学校の特色ある教育活動などをまとめた資料を就学前の幼児の保護者や小学校6年生の保護者へ配布しています。今後もさらに、保護者や地域住民への分かりやすい周知を充実させていきます。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】 ②効果的・効率的な視点 各学校の特色が見えず、実態・状況が不明確である。</p>	<p>ご指摘の現場へのフォローについては、上記に記載した資料の配布のほか、地域住民であるスクール・コーディネーターを全校に配置することにより、学校と地域とをつなぐ支援を行っています。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】 ○総合評価 特色ある教育活動を計画事業と位置づけて推進しているが、各学校の実態が不明確でわかりにくい。重要な計画事業として重点を置いた取り組みを進めるためには、わかりやすい成果指標の設定が不可欠である。 特色を区民の視点で理解できる方法で明示して欲しい。</p>	<p>ご指摘の現場へのフォローについては、上記に記載した資料の配布のほか、地域住民であるスクール・コーディネーターを全校に配置することにより、学校と地域とをつなぐ支援を行っています。</p>
<p>【4つの視点等への意見】 ④目的（目標水準）の達成度 現状で特色ある教育活動ができているかという視点で見た場合、「各学校の教育方針の保護者への周知度75%」という現在の目標水準で十分達成度が測れるのかどうか必ずしも明確でない。</p>	<p>成果指標としている保護者への周知度から評価すると、目的の達成度は高いといえます。しかし、ご指摘のとおり、実際に「特色ある教育活動」が展開できたかという指標が必要と考えます。第三者評価委員による学校評価を平成22年度に小学校15校、中学校4校で実施しました。この中で、第三者評価委員が、学校訪問や管理職等からの聞き取りを行うなどして、各学校の「特色ある教育活動」の実施状況の評価をしています。今後、第三者評価委員による学校評価を活用した新たな指標の設定について検討します。</p>
<p>【改革方針への意見】 他の区が実施している第三者評価は、公表をしていないということである。新宿区は評価結果を各学校に文書で提示することのだが、文書での提示だけでよいのかなど、検討を必要とする内容が多い。第三者評価の導入において、誰がどのような方法で「特色ある学校」を評価できるかを、モデル事業を実施しながら検討する姿勢も必要ではないか。 また、学校長としては、経営計画に基づいて自</p>	

<p>主的・自立的な教育を進めていく必要があるとし、他方で経営方針を周知するとあるが、本事業を達成するために保護者や地域への理解が得られるように意思疎通を図る取り組みをすることは周知だけでは困難な点もあると考えられるのではないか。こうした点に対する現場へのフォローが不可欠である。</p>	
<p>【協働の視点による評価】 保護者や地域へ問いかけるという協働としての活動は、「学習活動の見える化」に繋がるが、学校長一人の取り組みで成果が期待できるのか。教育委員会事務局として現場をどのように支援するのかという視点が明確でない。</p>	<p>教育委員会は学校へ簡易なホームページ作成ができるシステムを導入し、学校からの情報発信をより積極的に行えるよう支援しています。特色ある教育活動を保護者・地域に速やかに提供することにより協働が一層円滑に行えます。また、地域住民がスクール・コーディネーターとして学校と地域との連携を推進しています。</p>
<p>【その他】 「特色ある教育活動」は、基礎的な学力、確かな学力、豊かな人間性の育成、生きる力の育成などと並んで、公教育における重要事項と考える。このため、常に公教育全体の中で、今どこに位置している事業であるかを意識して、新宿らしい特色ある教育活動が推進されることを期待する。</p>	<p>平成23年度から完全実施される新学習指導要領においても、引き続き「生きる力」をはぐくむという理念が重視されました。「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力であり、ご指摘のとおり、「生きる力」の育成が学校教育で最も重要な目標です。この「生きる力」をはぐくむため、各学校においては、学校や地域の実態を踏まえ、地域の人材や施設を生かし、新宿らしい「特色ある教育活動」を推進しています。</p>

計画事業	16	特別な支援を必要とする児童生徒への支援
------	----	---------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】 ○総合評価 新宿区においては、その地域特性から大切な事業である。 障害のある生徒・児童への支援策であるとともに、通常学級に在籍する児童生徒を含めた、地域全体における教育環境の整備という面でも大いに期待される。 また、日本語のサポートも今後とも必要とされる事業である。専門家チームのアドバイザー及び9か国語の指導実績は評価できる。 ○改革方針・方向性 専門的な知見のあるスタッフからの支援をはじめ、現場の状況に応じた支援体制をとることなど、統括する区として特段の目配りをして欲し</p>	<p>多文化共生のまちづくりのためには、日本語サポート指導は重要な意味を持つ施策です。今後も、外国から転入してくる児童・生徒が日本の学校生活に円滑に適応し、日本語を確実に習得できるように支援していきます。 特別支援に関する専門家支援チームには、区の特別支援教育センターの職員が構成員になっており、大学教授等の助言や学校の相談の内容を把握し、その後の支援に生かしています。 情緒障害等通級指導学級については、平成23年度に落合第一小学校に新たに設置するとともに、今後とも需要に対応できるように、調査、検討を進めていきます。</p>

い。 また、情緒障害等通級指導学級の必要性が高まる中、今後の需要に応えるため、設置についての調査・検討の実施を期待したい。	
--	--

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
情緒障害等通級指導学級の設置（枝事業）	59,916千円
落合第一小学校に2学級（定員20名）新たに設置（平成23年4月開設予定） 情緒障害等通級指導学級の整備（平成25年3月完成予定）	拡充

計画事業	17	学校適正配置の推進
------	----	-----------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価</p> <p>公立学校（園）適正配置事業の1地区については、統合等検討協議会が立ち上がり、今後はこの協議会の中で進められること、また、子どもたちの良好な教育環境の整備のためには、区立小・中学校及び幼稚園の小規模校の適正規模・適正配置を推進していく必要があるという考えであるとの説明を受けた。そうであるならば、統合等検討協議会での意見を踏まえたうえで、子どもたちの良好な教育環境としてどうあるべきかの視点を重視して、この事業を推進すべきである。</p> <p>計画どおり進んでいない現状から、その反省に立ち、教育委員会の学校適正配置計画の全容を公開し、引き続き粘り強く事業を進めることを期待したい。</p>	<p>統合等検討協議会においては、子どもたちの教育環境を一番に考え、必要な情報を共有しながら、委員の方々と十分に議論を重ねて、よりよい結論を出したいと考えています。</p> <p>また、今後も議論に必要な情報は積極的に提供するとともに、協議会委員や保護者の意見を十分聞きながら、丁寧に進めていきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>内部評価において、問題の把握は十分なされているが、計画どおり進んでいないことに対し、具体的な方針についての記述が欲しい。</p> <p>地域住民との係わりが強い事業であり、住民理解を得ながら推進する必要がある。</p>	<p>牛込A地区においては、統合等検討協議会が設置されたため、協議会で十分に議論していきます。牛込B地区においては、説明会を行うとともに、質問や意見をいただく機会を随時提供するなどして、取り組んでいきます。また、地域の方々にも、必要に応じて情報提供していきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>学校適正配置の行方は、学校選択制度、特色ある教育活動の推進と大きく関わる。「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」という個別目標達成のために、各事業の連携が求められる。</p>	<p>教育委員会内の各所管課と連絡を密にしながら、現在及び未来の子どもたちにとってより良い教育環境が提供できるよう、取り組んでいきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>②適切な目標設定 教員のIT活用能力は、もっと迅速に進めても良いのではないかと。</p> <p>○総合評価 学校の情報化は、施設の整備から情報をどう活用するかという段階に移行している。計画事業14「確かな学力の育成」や同15「特色ある教育活動の推進」などとも連携をして、どのようにして所期の目的が達成できるか検討をする必要がある。</p>	<p>堅牢なセキュリティ対策を講じたPC環境のもと、教員が学力向上に効果的な授業を行うためにこれまでの指導方法を変えずに無理なく活用できるIT機器整備を進めることで、教員のIT活用能力は飛躍的に高まっていくと考えます。</p> <p>引き続き校内LANの整備と教育用ネットワークの構築を行い、管理しやすく使いやすいIT機器環境を整備することで、各学校での学力の育成や特色ある教育活動にIT機器が積極的に活用され、目標の達成につながると考えています。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>ハード面は整ったが、それが教員の業務の効率化・生徒の学力向上にどれほど貢献するかは、今後の運用次第である。その点で改革方針は評価できる。その実効性に期待したい。</p> <p>教員の事務量の軽減を図るITの活用も意味があると考え、教育環境としてITを活用するための技術をもっと積極的に教員に進めても良いと考える。教員の指導力に介入するのではなく、現代社会において必要な技術として指導していくことも必要であろう。</p> <p>一方で、教員同士が支援をし合うことで、教育環境のIT活用を推進することも可能である点も忘れてはならない視点といえる。</p>	<p>学校イントラネットシステム内に校務支援システムを導入しデータの共有化や資料収集・教材開発の効率化、事務処理の効率化を進めるとともに、教員同士が教材を共有できる仕組みや時間や場所を問わず同じテーマについて意見交流できる仕組みを構築してきました。</p> <p>さらに使いやすいシステムとして運用を図ることで教員同士が切磋琢磨して指導力を高めていくことができると考えています。</p>
<p>【その他】</p> <p>公教育全体のあり方として検討していくことが必要である。</p>	<p>将来的には、子どもたちが情報化社会を体験的に学べる場として学校を捉える視点が重要になってくると考えています。</p> <p>このため、今後も、安定的なシステム稼働と使いやすく管理しやすいIT環境を整備していきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
学校の情報化の推進	610,964千円
誰もがいつでも簡単に利用できるICT環境整備の一環として、教育用ネットワークを構築する。	拡充
学校の情報化の推進（学校図書館のデータベース化）（政策推進経費）	46,302千円
学校図書館管理システム構築に伴い、緊急雇用対策の一環として、学校図書館の書籍データベース化に伴うバーコード貼付、書誌データ入力作業を実施する。	新規

学校の情報化の推進（ICT支援員の拡充）（政策推進経費）	49,893千円
緊急雇用対策の一環として、ヘルプデスク及びICT支援員を配置し、学校の情報化の推進を支援する。	拡充

計画事業	19	地域との協働連携による学校の運営
------	----	------------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>この事業は、具体的な実施は平成22年度からである。準備段階とはいえ、推進のスタートが遅いのではないかと。</p> <p>緒に就いたばかりで止むを得ない面もあるが、モデル4校以外についてどのように展開するかが説明されていない。</p> <p>平成22年度以降の結果を見なければ評価は難しい。</p>	<p>平成20年度から2年間、四谷中学校を研究モデル校に指定して新宿区版の地域協働学校の調査・研究を行う等、着実に準備を進めてきました。</p> <p>この結果、平成22年2月に地域協働学校に関する規則を設置しました。22年4月には、四谷中学校を正式に地域協働学校に指定し、ほぼ計画どおり目標を達成しています。</p> <p>また、準備校3校を指定し、平成23年度、正式指定に向け、準備を進めています。23年度以降は、4校の成果と課題を検証し、順次、準備の整ったところから、拡大していきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進（枝事業）	2,324千円
四谷小学校、四谷第六小学校、花園小学校を地域協働学校として指定する。	拡充

計画事業	20	家庭の教育力向上支援
------	----	------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>国立、私立小学校へ進学する保護者への事業に関する広報、周知活動がやや消極的である。</p>	<p>入学前プログラムは、区立小学校へ進学する機会を活用した家庭教育事業のため、国・私立小学校への進学を希望する方も参加できる事業として「地区単位保育園・幼稚園・小学校連携講座」を実施し、一緒に学び合える機会をつくっています。</p> <p>この事業は、地域全体での子育てを意識したものであるため、広報紙に掲載するとともに、地域内の公私立保育園・公私立幼稚園にもチラシを配布し周知しています。</p> <p>今後も継続して事業の周知に努めていきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価 小学校に入学する児童や保護者の安心安全の確保のため、周知活動を徹底し、拡大することを期待する。</p> <p>○改革方針・方向性 家庭教育学級の事業内容を、事前にわかりやすく該当の保護者に伝える工夫を継続したい。</p>	<p>現在、入学前プログラムの周知は、広報紙に掲載するとともに、全新1年生の家庭に対して戸別郵送する就学時健康診断のお知らせに周知用チラシを同封する方法で行っています。</p> <p>さらに私立保育園・幼稚園へも周知用チラシを配布し、事業趣旨への理解を求め各園からの参加の推奨をお願いしています。</p> <p>また、保護者会時に実施する小学校については、就学時健康診断に参加した家庭に再度周知用チラシを配布し参加を呼びかけています。</p> <p>今後もこうした周知活動を継続する予定です。</p> <p>そのほかの家庭教育事業についても、広報紙掲載、チラシ配布で周知活動を行っており、今後も継続していきます。</p>

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	4	生涯にわたって学び、自らを高められるまち

計画事業	21	総合運動場及びスポーツ環境の整備
------	----	------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>総合型地域スポーツ・文化クラブの設立構想は以前からあるが、具現化されていない。各地域にクラブ設立のためのコーディネーターを配置し、拠点となる場の確保を定着することにより、区民の関心は高まり、機運の醸成に役立つのではないかと。地域ごとに設立する年度を想定して取り組むことも一つの方法ではないか。</p> <p>スポーツ環境の整備は、区民の健康維持においても重要な事業であり、ニーズ把握は重要である。昨年度の区長の総合判断では、区民ニーズを踏まえた総合的な環境整備方針を検討することだった。今回の内部評価で、区民ニーズ等の調査を22年度に実施するとしているが、結果は今後どのように活用されるのか。21年度にスポーツ環境整備の進め方を検討したとある「庁内会議」との関係などを含めて、内部評価には具体的に明記されたい。</p>	<p>総合型地域スポーツ・文化クラブの設立支援の理念は、狭義のクラブ設立を意味するものではなく、地域の総合力を結集した地域コミュニティの実現という壮大な理念に基づくものです。</p> <p>今後の方向性として、町会・地区協議会等との位置づけの検討も含め、各地域の実情を踏まえながら、新宿未来創造財団を中心に地縁団体等と総合型地域スポーツ・文化クラブ事業の連携・融合を進めていきます。</p> <p>平成23年度には、平成22年度に実施した「スポーツ環境調査」の結果を基に、庁内会議においてスポーツ環境整備方針案の作成に向けた課題整理及び有識者意見交換会の実施を予定しています。</p> <p>また、平成23年度の検討を踏まえ、今後のスポーツ環境整備の方向性を明確にするとともに、平成24年度のスポーツ環境整備方針の策定に向け、引き継いでいきます。</p>

計画事業	22	新しい中央図書館のあり方の検討
------	----	-----------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>中央図書館と分館との調整は区民サービスに直結し、検索等の効果を高める。</p> <p>○総合評価</p> <p>新中央図書館等基本計画により計画策定で構築される中央図書館への期待は大きい。</p>	<p>新中央図書館の計画は、教育委員会をはじめ、他の部署との調整を図りながら進めています。地域館との調整を含め、さらなる連携強化を図っていきます。</p>

<p>【改革方針への意見】</p> <p>電子図書などの動きも顕著になり、図書館が新しい公共サービスの拠点としてどのような情報機能をもつべきか議論のあるところである。新宿区の行政サービスの目玉となるように、検討組織において計画事業としての堅実な取り組みを期待している。</p>	<p>新中央図書館では、ICT環境の発展に伴って登場する電子図書など、新しいメディアにも適切に対応し、区民が情報に接する環境を保障し、メディアを利用できる方と利用できない方との情報格差を解消していく役割を果たしていきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>区の知の象徴ともなる事業であり、区の特性を生かした内容の事業として欲しい。</p>	<p>「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に資する知の拠点をめざして、新中央図書館の整備を進めていきます。</p>

計画事業	23	図書館サービスの充実
------	----	------------

<p>外部評価実施結果 【外部評価の意見】</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価</p> <p>地区館の利用者向けインターネットパソコン利用の一層の促進を期待する。</p> <p>事業が当初の計画どおり進んでいることは評価できるが、情報化技術が進展し、環境条件の大きな変化の胎動の中で、区としてサービスの改革の方針を打ち出すに当たっては、新中央図書館等基本計画策定の検討にリンクさせて取り組む必要があるのではないか。</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>現状のままの計画を考えれば問題はないが、この事業をもっと積極的に推進する必要があると考えると、手段改善とすることも考えられるのではないか。</p>	<p>○総合評価</p> <p>地域館の利用者向けインターネットパソコンの利用については、「初級インターネット講座」の開催や利用できる商用データベースについての周知だけでなく、閲覧できる媒体やインターネットサイトの制限緩和等、利用者にとって使いやすい環境整備を図っています。</p> <p>また、今後、電子図書などの課題については、情報化技術の進展を視野に入れながら、新中央図書館における図書館サービスとして検討していきます。</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>今後もインターネット社会に対応した図書館サービスの充実を図っていくとともに、新たな課題については、新中央図書館等基本計画における具体的な検討につなげていきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>インターネットの利用を含めた図書館の情報機能充実は、目標に対して計画通りに進んでいると評価する。しかしながら、図書館自体が電子図書など新たな課題を抱えるに至っており、学校図書館や家庭での子供たちの読書活動も、情報媒体や機器の多様化の中で新たな問題に直面することは目前である。</p> <p>したがって、知の拠点として何が公共サービスとして求められるのか、23年度以降のこの計画事</p>	<p>ここ数年の図書館をめぐる社会の変化には激しいものがあります。このような状況の中で知の拠点となるため、電子図書などの新たな課題についても対応できるよう適切に取り組んでいきます。</p> <p>学校図書館との現状での連携は、こども図書館からの司書派遣、団体貸出等の支援を実施しているところですが、今後、学校のIT化が整ったところでさらなる連携方法について検討します。</p>

<p>業のあり方について再検討する必要がある。</p> <p>また、区民にとっての図書館の活用という視点に立つと、学校図書館・地域図書館・中央図書館との連携を常に考えた事業活動が重要だが、この視点が弱いように思われる。もっと積極的に図書館利用を推進することが必要ではないか。</p>	<p>また、地域図書館と中央図書館については、役割分担を明確にしつつ、一層の情報の共有化を進め、連携を強化していきます。</p> <p>このように連携を進め、図書館を知の拠点として一層の利用推進を図っていきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>学校図書館・地域図書館・中央図書館の連携強化が必要である。個別目標である「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」を意識した事業展開が必要である。</p>	

計画事業	24	子ども読書活動の推進
------	----	------------

<p style="text-align: center;">外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】</p>	<p style="text-align: center;">内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>昨年度も指摘したが、この指標のみでは目的の達成度を測ることができない。延べ利用人数の把握と増加に向けての取り組みは意味のあることではあるが、真に読書への働きかけを必要とする子どもへの取り込み状況は把握できない。また、総数に対する利用率は小中学生とも低下しているのではないか。それを踏まえた指標の追加が望まれる。</p> <p>図書館としての事業目標を明確化することが必要ではないか。数値の取り方はどのような方法が適切なのかを、図書館側が検討する姿勢が欲しい。</p>	<p>第二次新宿区子ども読書活動推進計画における数値目標の設定は、子どもの実質的な利用拡大を目指す立場から、単に利用登録率の比較ではなく、図書館で実際に貸出実績がある子どもの人数の増加を目標としています。一方で、区立図書館の利用促進を図り、新たな利用登録者を増やすことも大切であると認識しています。利用登録の推進については、平成16年度から継続して小学校入学時に利用登録申込書の配付を行い、現在は保育園、幼稚園、子ども園に対しても利用登録の呼びかけを実施しています。また、子どもの総数に対する利用登録率は平成22年3月時点で、小学生51.8%、中学生51.6%です。前年度と比較すると、小学生は低下（3.5%）しましたが、中学生は増加（1.4%）となっています。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>内部評価において、絶対数における利用率が問題として把握されておらず、全体の約半数の子どもたちが利用登録をしていないという事実がこの内部評価からは見えてこない。適切な目標設定を追加し、効果的な事業運営がなされるよう期待する。</p> <p>また、他の図書館関連の事業との総合的な視点を持って、事業に取り組んで欲しい。</p>	<p>今後も子どもの読書活動の推進状況の判断の一つとして、「延べ利用人数」の拡大を目指していきますが、全体の半数近くが図書館の利用登録をしていない実態を踏まえて、新たに不読者率（1か月に1冊も本を読まなかった子どもの割合）の減少を指標に追加し、子どもの読書活動の推進を図っていきたいと考えています。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価 第二次新宿区子ども読書推進計画の5つの数値目標中、前年との比較で4項目達成率が増加したということは高く評価できる。計画の実績に基づく評価を工夫して欲しい。</p> <p>読書が子供たちに身近なものとなるための事業として、極めて重要であり、読書塾推進に加え、計画事業12の読み聞かせや学校図書館等の連携などで、より充実した事業内容になることを期待している。</p> <p>○改革方針・方向性 手段改善とする内部評価は良いが、改革方針の内容が不十分である。さらに具体的な記述を求めたい。</p>	<p>第二次新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標は計画が効果的に進められているか客観的に測定し評価するためのものです。量の大きさを表すだけでなく、質的な成果を表す指標を選びました。</p> <p>推進計画は家庭、地域をはじめ図書館、学校などの役割を明確にし、区と区民が連携して子どもの読書活動を推進していくための事業を掲げ取り組んでいます。平成22年度の主な事業のうち、読書塾は対象者や開催場所を拡大し、親力の向上講座はワークショップ方式を取入れる等手法を改善して実施しています。</p> <p>また、学校との連携については調べ学習の支援等を目的とした団体貸出の円滑な実施を図り、学校との一層の連携を図っていきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>図書館としての明確な方向性を、この事業のなかに入れる必要がある。</p> <p>子どもと本との出会いの仲介のため、図書館司書の小中学校への派遣事業は極めて有効である。子どもとの関係を視野に入れるともっと効果的に行うことができるのではないか。</p>	<p>「子どもの健やかな成長を応援」することは図書館サービスの柱であり、新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所で自主的に読書活動を行うことができるよう今後も様々な事業に取り組んでいきます。</p> <p>また、学校図書館の運営については、図書館からの団体貸出の充実や図書館司書派遣事業等を通して様々な支援を行っているところです。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
子ども読書活動の推進（計画事業）	20,780千円
新たな指標として、「区立小・中学校児童・生徒の不読者率の減少 平成23年度に小学生5%以下、中学生20%以下」を追加する。	ローリング

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	5	心身ともに健やかにらせるまち

計画事業	25	歯から始める子育て支援
------	----	-------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>担当する歯科医療従事者との連携が一層重要となる。</p>	<p>デンタルサポーター連絡会を開催し、区と歯科医療従事者、子育て支援専門職のデンタルサポーターや地域活動歯科衛生士が情報交換を行い、連携強化に努めています。</p> <p>また、歯科医師会や学識経験者を構成員とする歯科保健推進協議会及び部会を開催し、課題の解決に取り組むとともに、今後の事業展開について協議しながら積極的に取り組んでいきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>歯の大切さを知らせる活動として、今後も重要になると考える。</p>	<p>歯の大切さを知らせる取組みとして、歯科医師会との連携を強化しフッ化物塗布や歯と口の健康相談を行っています。また、区立、私立の各幼稚園、保育園等との連携による歯の健康教育等を実施しています。</p> <p>今後も、引き続き、デンタルサポーター研修会や地域活動歯科衛生士の研修会を実施し、デンタルサポーターの質を確保しつつ、充実した活動を展開していきます。</p>

計画事業	26	食育の推進
------	----	-------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>食育基本法の立法の趣旨から、今後、青少年を対象とした食育を推進し、食を中心とした個別目標である「心身ともに健やかに暮らせるまち」を実現するための改革が必要である。そのためには、食事内容と同時に、食の安全・食物の育ち方など、将来的には食に関わる内容を総合的に把握できる目標設定とするべきであろう。</p> <p>また、学校や保育園との連携を密にした総合的な取り組みを期待したい。</p>	<p>次期計画策定時には、今まで取り組んできた食育事業をさらに拡大、発展させ、区全体で共有できる食に関する総合的な目標を設定します。</p> <p>現在学校、幼稚園等での食育の取組みに食育ボランティアが協力していますが、さらに学校、保育園等との連携を密にした取組みを推進していきます。</p> <p>学校では、伊那市と連携した農業体験を通じ、生産物を給食の食材に取り入れ、食と農について学ぶ機会としている中学校もあります。今後も、</p>

<p>さらに、区内にある淀橋の青果卸売市場を活かした食育や、都市農村交流事業との連携など、食の問題の本質に迫る活動を、より一層拡大し、継続して実践して欲しい。</p>	<p>食と農を含めた総合的な食育活動を目指して実践していきます。</p>
---	--------------------------------------

<p>外部評価実施結果 【外部評価の意見】</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>①サービスの負担と担い手 食育フォーラムについてのみの記述になっているが、事業全体についての評価理由を求める。</p> <p>②適切な目標設定 目標設定の改善がなされたことは評価できるが、個別目標を意識した、子どもが実感し「食」に関する内容を総合的に把握できるような目標設定になるよう、さらなる改善を図りたい。</p> <p>③効果的・効率的な視点 献立メニュー中心の活動としては効果的と判断できるが、本来の食の総合性を考えると、効果的・効率的とは判断しがたい。</p> <p>○総合評価 食育は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行うという食育基本法の目指すところを実現するためには、食育フォーラムやボランティアの育成以前に、学校教育において何を学ぶか、給食の充実はどう取り組むか、食と水や資源とのかかわりについて毎日の生活の中でどう取り組むかという問題が重要である。 学校給食における管理栄養士等により、給食時に食材や栄養などの解説等を行うなどの、児童・生徒に対する継続的指導にも期待したい。</p>	<p>①サービスの負担と担い手 食育フォーラムの他、児童館の親子サークルを中心として、民間業者及び食育ボランティアが行政にはない視点を取り入れた食育講座を展開しています。また、学校においては、教職員だけでなく、外部講師や子ども自らが食育活動を行っています。</p> <p>②適切な目標設定 平成 24 年度からの次期食育推進計画では、個別目標にとどまらず、食育の推進施策をより総合的に把握できる目標を設定します。</p> <p>③効果的・効率的な視点・○総合評価 学校教育における食育の充実を図るために、各学校において、食育推進リーダーが中心となり、食の全体計画を作成し取り組んでいます。例えば、栄養士による授業、飲料業界の外部講師による講演会、自分たちで栽培した農作物を給食に取り入れるなどの取組みを通して、栄養のバランスや規則正しい食生活、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについて指導しています。 また、栄養士が給食の時間に栄養に関する説話など年間を通して児童・生徒に紹介している学校もあり、日常的な指導を継続しています。</p>
<p>【改革方針への意見】 事業内容が調理と摂取にやや偏っているため、食材の生産・流通分野にも事業内容を広げること、真の食育の目的が達成されると考える。 高齢者にも活動の場を広げる改革方針は評価できる。さらに今後は、時間に追われ食生活への関心を怠りがちな中年層への働きかけも期待する。 食の安全に対し、区はとても力を入れている。その点を強調し、もっと食の総合性に着目するこ</p>	<p>児童館等で実施している食育講座では、調理実習を通して、食物の生産や収穫、マナーなどについても啓発をしています。今後も、より一層、食育の目的が達成されるよう、食を取り巻く広い分野での食育活動に努めていきます。 また、各保健センターでは高齢者だけではなく、中年層の区民を対象とした、生活習慣病予防や食生活改善等の事業を行っています。今後も時代に即したテーマを取り上げるなど「食」について関心を持ってもらえるよう工夫し、講習会等を</p>

<p>とが必要である。</p>	<p>開催します。</p> <p>食の安全については、食中毒予防などの広報活動にも努めています。</p> <p>次期食育推進計画では、これらの事業をつなぎ、区が一体となった食育の推進が図られるよう努力します。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>昨年度も指摘しているが協働は食育の原点である。都市農村交流からアジアの人々の食や環境意識など、新宿区ならではの取り組みができる条件が揃っており、有意義な企画ができそうだが検討されてはどうか。</p>	<p>都市農村交流は、各学校において、進められており、今後もこれらの活動を支援していきます。</p> <p>また、外国人区民の協働については、多文化共生の観点から、今後研究していきます。</p>

計画事業	27	元気館事業の推進
------	----	----------

<p>外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>プログラムの利用率を指標とすると、今年度のように定員を増やした場合、目的の達成度を測ることができない。また、利用率が低くとも、区民に必要なプログラムもあるはずなので、指標としてふさわしくない。</p> <p>区民の運動習慣のきっかけづくりが目的の1つなので、新規参加者総数や、延べ参加者人数も指標とすることが望ましい。</p>	<p>プログラムの利用率を指標とすること及び新規参加者総数については、次期実行計画策定にあわせ指標の適否を検討していきます。</p> <p>延べ参加者人数については、指標に加えることとします。</p>
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>○総合評価</p> <p>達成度からみると、計画どおりとはいえないと判断する。</p> <p>健康増進を目標としている事業展開には、区民のニーズ把握も必要だが、第一義的には専門家によるプログラムが必要と考える。プログラムの整理等にあたっては、事業の主旨を踏まえ、区は積極的に働きかけて欲しい。</p>	<p>ご指摘のとおり、プログラムの利用率は目標達成には至っておりません。今後は従来の指標の他、延べ参加人数も指標に加え多角的に評価します。</p> <p>元気館は、区民が継続的に運動することで、運動の習慣を身につけ、健康的に日常生活を送ることができるよう、指定管理者制度を導入し専門的なノウハウを活かしたプログラムを実施しています。</p> <p>また、毎年度の協定締結時には、指定管理者が策定したプログラムに対し、区からも説明を求め、また健康づくりに関する情報を提供するなど、指定管理者側の一方的な提案によるプログラムにならないよう働きかけています。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>①サービスの負担と担い手 区は施設設置者として、元気館でどのような事業展開が必要か指定管理者の事業運営に常に注意を払う意識が必要である。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度 指標の達成率が提示されていれば、その数字の結果で達成度を判断するべきではないか。 利用者の延べ人数が増えたという説明により、達成度は高いという評価については適切としたが、そうした目標設定を追加することで多角的に評価し、より効率的な運営が行われることを期待する。</p>	<p>①サービスの負担と担い手 区の指定管理制度活用方針では、毎年、事業評価を行うこととしています。この方針に基づき、区は、施設設置者として、元気館が適正に管理運営がなされているか、どのような事業展開が必要かなどについて、毎年評価を実施しています。今後も指定管理者の事業運営を注視していきます。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度 延べ参加者人数については、新たに指標に加えることで、多角的に評価していきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>指定管理者制度による事業内容が、所期の行政サービスに求められるものと合致していることも含め、把握できる仕組みとなっていると評価した。</p> <p>区には、指定管理者の努力を促す働きかけが求められる。区民が求めるニーズを的確に把握し、指定管理者に的確に伝えることも区の役割であろう。</p> <p>魅力あるプログラム提供のため一層の経営努力を期待したい。</p>	<p>指定管理者には定例的に報告を求め、区と指定管理者が相互に情報を共有するとともに、スムーズな意思疎通に努めています。</p> <p>今後も、継続的に報告、連絡の機会を持つとともに、利用者アンケートの分析などを行い、区民ニーズを反映したプログラムを実施していきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>高齢者に求められている行政サービスであるが、それだけに今後の展開について未知の領域も多い。今後、区として、地域ごとの特性を活かした協働の視点からの推進にも留意されたい。</p>	<p>高齢者がプログラムに参加しやすいように、体力に合わせたコースを設定するなど工夫しています。今後も、高齢者が楽しみながら体力向上が図れるよう、初級、中級、上級クラスといったきめ細かなコース設定などを指定管理者に提案していきたいと考えています。</p> <p>地域ごとの特性を活かした協働の視点での元気館の運営については、区民ニーズを見極めつつ検討していきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>個別目標を意識することが必要である。区民が「心身ともに健やかに暮らせるまち」となるための事業であることを、常に念頭におくことが必要であろう。</p>	<p>より多くの区民にとって、元気館が常に「心身ともに健やかに暮らせるまち」を実感できる施設となるようにすることを念頭に運営していきます。</p>

計画事業	28	新型インフルエンザ対策の推進
------	----	----------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価 予防のための区民への普及啓発活動、ワクチン接種費用助成など、具体的な対応は評価できる。 今回の内部評価で、感染症対策では行政との連携が第一であり、この点については施策が確実に実施されている。昨年度は国なり都が方針を定めがたい状況にあったが、区長の総合判断にもあるように、危機管理体制づくりは日頃の意識醸成や情報伝達のルートづくりなど、関係者・地域の連携によって準備すべき事柄も多い。</p> <p>○改革方針・方向性 健康危機管理体制を継続し、展開・強化させることを期待する。</p>	<p>健康危機管理体制として、昨年の新型インフルエンザの経験を踏まえつつ、医療機関との連携体制を構築していくとともに、予防のために日頃の意識醸成として、さらなる区民への普及啓発を行っていきます。</p> <p>また、新型インフルエンザ発生時の課題として、各種住民のサービス確保（インフラや福祉サービスの提供など）が重要です。今後、新宿区災害対策推進委員会で策定中の新型インフルエンザBCPで課題整理し、健康危機管理体制を展開していきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>専門性の高い分野ではあるが、区民との協働の視点を入れた計画作成も必要であろう。</p> <p>前年度のヒアリングで、この計画事業は健康部として行政の危機管理体制を整備する領域であるとのこと説明であった。今年度のヒアリング項目への回答では、地域における危機管理を区民とともに取り組むとの姿勢であると受け取れる。</p>	<p>この計画事業は、健康部が所管する新型インフルエンザ発生時の医療体制整備や感染拡大防止策を守備範囲としています。</p> <p>新型インフルエンザの発生・流行時においては、正確な情報提供が大切です。地域との協働も含めた情報提供のあり方については、全庁的な新宿区インフルエンザ対策連絡会議の中で危機管理課と連携を図りながら検討していきます。</p>

計画事業	29	エイズ対策の推進
------	----	----------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>新宿区の特性を考えると必要な事業であり、今後とも推進していくことが必要であろう。</p>	<p>青少年・同性愛者及び外国人を含めた幅広い対象者に対して、予防や早期発見のための普及・啓発・検査・相談を継続して推進していきます。</p>

基本目標	Ⅲ	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	1	だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

計画事業	30	高齢者を地域で支えるしくみづくり
------	----	------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>○総合評価 高齢者を地域で支える土壌や仕組みは徐々に構築されており、今後の事業に期待している。 全国的にも重要な施策の一つとなっているが、新宿区では日頃の行政サービスの中で地域との連携も十分である点を評価する。</p>	<p>高齢者を地域で支えるしくみづくりは、着実に構築されてきています。今後も、高齢者総合相談センターを中心として、地域の実情にあった事業をより充実させていきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>見守り協力員事業が町会・自治会と連携を深めることで、発展・充実される。 高齢者を支えているメンバーも高齢者であることが多い。学校での認知症講座など、既に少しずつ取り組みが行われているようだが、若年層・中年層が高齢者を支える枠組みに参加するように働きかけることが課題である。</p>	<p>見守り協力員事業は、関係機関、団体等との連携を深めていきます。また、認知症サポーター養成講座については、より広範な世代や職種の方を対象に取り組みます。 そのうえで、各高齢者総合相談センターに配置された認知症担当を中心に、多様な世代が高齢者を支える取組みを充実させます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>地域見守り協力員など、区民との協働の姿勢を重視した活動は、今後も重要となると考える。 団塊の世代が高齢者に加わる中、新しい自助・共助をもって高齢者を地域で支える仕組みや、その仕組みの継承について議論する場を持つ必要がある。</p>	<p>高齢者人口の増加とともに、高齢者世代の価値観やライフスタイルも多様化することにより、高齢者を地域で支えるしくみにも新しい視点が必要になってきます。次期高齢者保健福祉計画を含め、様々な機会を通じて議論する場を設けていきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>個別目標「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」を実現するための事業であることを意識した展開が必要である。</p>	<p>高齢者を地域で支えていくために、地域の実情に合った見守りのネットワークを構築し、高齢者に見守りのネットワークに入るように促し、地域の見守り力を高めていきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
介護支援ボランティア・ポイント事業（経常事業）	5,282千円
介護保険施設等でのボランティア活動や、地域見守り協力員、ちょこっと困りごと援助サービス活動等を行った場合に換金できるポイントを付与し、高齢者を支えるためのしくみづくりを推進する。（18歳以上の区民に拡充）	拡充
高齢者総合相談センターの機能強化（計画事業131）	253,030千円

計画事業	31	介護保険サービスの基盤整備
------	----	---------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>①サービスの負担と担い手 高齢化の進行に伴い、区の支援に基づく民間事業者のサービス提供への期待は大きい。</p> <p>④目的（目標設定）の達成度 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護は大切な機能だが、目標が達成できない現状は看過できない。 目標達成度の底上げのため、様々な加算制度だけに頼るのではなく、広く周知して、民間地の活用も視野に入れた努力が必要ではないか。</p> <p>○総合評価 待機者1,000名とも言われる中で、基盤整備としての取り組みが一部とはいえ所期の目標どおりに進んでいない状況を真剣に受けとめ、改革方針に示された情報の共有化や、事業計画前倒しなど、緊急の対応が求められる。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護の民有地の活用については、現在の介護報酬が大都市の地価・家賃や人件費・物価に見合っていないことから、適切な物件が見つけない状況であると考えています。そのため、平成23年度には区有地の活用として、旧原町福祉事務所を建て替え、小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームなどの複合施設を建設します。今後も民有地における公募に加え、公有地を活用した整備を可能な限り検討していきます。</p> <p>介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていくためには、介護保険サービスを中心に、医療・生活支援サービス、地域の支え合いなどによる「地域包括ケア」が基本と考えています。しかし、要介護度が重くなり在宅生活が困難になった高齢者のセーフティネットとして、施設の役割も重要であることから、土地の価格が高く用地確保が困難であるという新宿区の課題を踏まえ、今後も、国有地をはじめとした活用可能な公有地での整備について検討していきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>第5期介護保険計画の作成にあつては、地域特性に配慮した内容とし、必要性と実現可能性を視野に入れた計画とすることが必要である。</p>	<p>区民の高齢者施策に対する要望については、現在「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施し、地域ごとのニーズを分析・検討しているところです。そこで得た分析結果を踏まえ、来年度策定を予定している高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画に反映していきます。</p>

計画事業	32	介護保険制度改正に伴う支援
------	----	---------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>他の介護保険関係の事業との連携をとりながら、推進していくことが必要である。</p>	<p>さらなる利用促進のため制度の一層の普及啓発を行い、推進していきます。</p>

計画事業	33	後期高齢者医療制度の実施に伴う支援
------	----	-------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【改革方針への意見】 今後とも、この事業を活用してもらえるように周知をして欲しい。	今後も、未申請者への勧奨・再勧奨通知の発送を含めて、事業周知に努めます。

計画事業	131	高齢者総合相談センターの機能強化
------	-----	------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【4つの視点等への意見】 ○総合評価 センター職員の増加により、相談件数や訪問件数は着実に伸びている。 高齢者が多くなる時代を迎え、当該センターが地域における中核的な相談窓口として重要な役割を担うこととなる。地域特性を踏まえ、かつこれからの時間的経過の中で生じる事態に臨機に対処できるよう、区としての管理体制を逐次整備していく必要がある。	基幹的な機能を担う区直営センターを通じ、業務の統括・調整、個別支援、人材育成等を行い、各委託型センター業務の適切な管理を図っていきます。
【改革方針への意見】 センターの機能は人材確保とそれに伴う資質向上が重要である。 課題が把握され、改革方針も明確である。住民にとって意義のある事業であり、今後も充実していくことを希望する。	

計画事業	34	障害者の福祉サービス基盤整備
------	----	----------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【適当でない」と評価した理由】 ○改革方針・方向性 本計画事業の一部とはいえ、入所施設とグループホームが進んでいない以上、改革の方針は「現状のまま継続」とはならないのではないかと。再度整備計画を関係各部等と検討する等取り組みの	入所支援施設及びグループホームの設置を促進するため、関係各部との検討会において課題を整理するとともに、新たな整備計画をまとめていきます。 また、近隣住民への理解普及を推進するためにも、住民説明会等で障害者施設の必要性や喫緊の

<p>姿勢を示して欲しい。</p> <p>また、住民の理解を得る方法の検討が必要であろう。計画のスケジュール管理についても、再考が必要ではないか。</p>	<p>課題等について説明していきます。</p> <p>計画のスケジュール管理については、改めて具体的な年度別整備計画を策定し、適切に行っていきます。</p>
---	--

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>計画とおりに進まない理由の検討と、その結果どのような方法があるかを考えることが重要である。区民の理解を得るのは難しい点もあると思うが、これまでの事例を参考として検討することが必要である。</p>	<p>新宿区は土地の価格が高く、用地確保が困難な状況も施設整備が進まない理由のひとつと考えます。そのためにも区有施設等の有効活用に加え、国や東京都の遊休地の活用及び公営住宅の活用も積極的に検討していきます。</p> <p>さらに、今までの障害の特性に考慮した種別ごとの基盤整備だけでなく、今後は、身体・知的・精神の全障害者が利用でき、宿泊型と通所型の支援機能をあわせ持つ総合的な障害者支援施設を整備することも検討していきます。</p> <p>また、区民の理解を得る方法について、これまでの事例を参考に検討していきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
障害者入所支援施設（知的）等の設置促進（枝事業）	1,947千円
公募による障害者入所支援施設整備事業の財務審査等選定経費	新規

計画事業	35	ホームレス及び支援を要する人の自立促進
------	----	---------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>困難な事業ではあるが、適切な協働先を得ることで推進する可能性の高い事業ともいえる。</p>	<p>ホームレス及び支援を要する人の自立促進については、こうした活動の実績やノウハウのあるNPO法人等との協働により実施しているところです。今後もより一層連携を深め、成果を上げていきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
生活サポート（ホームレス対策・地域生活安定促進）（経常事業）	12,600千円
区外施設施設入所者で未だ基本的な生活習慣が十分回復していない元ホームレスの被保護世帯に対し、専門性を持った団体と連携し、きめ細かい訪問、相談等を行い、安定した自立生活支援を委託により実施する。	拡充

ホームレス対策（宿泊所の確保等）（経常事業）	43,465千円
給食宿泊所の確保を20ベッドに拡充	拡充
被保護者の生活支援事業（経常事業）	75,668千円
自立支援推進員等を21名に拡充 生活支援相談員を2名、自立推進相談員を2名に拡充	拡充

基本目標	Ⅲ	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	2	だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

計画事業	36	高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備
------	----	----------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>改革方針に具体性が欲しい。</p> <p>ハード面は整備されたが、利用者の年齢層には偏りがみられる。団塊の世代のニーズに応えられるように、今後の運用に工夫が求められる。</p> <p>今後は指定管理者と区との連携を重視した事業展開を希望する。</p> <p>新たに社会貢献活動も含めた事業活動内容の充実はこのからの課題であるが、指定管理者制度のもとで運営される場合、特に所期の目的に適合したものとなるよう、区としての管理指導をお願いしたい。</p>	<p>現在、指定管理者が行う事業等を通じてシニア世代の参加を促しています。今後も、団塊世代にも魅力ある館を目指し、運営に工夫をしていきます。</p> <p>また、館で行なう事業のほか、ボランティア団体やNPO法人等が行なう社会貢献活動の拠点としての機能等、シニア活動館の設置目的が十分に機能するよう、指定管理者と連携を密にとり事業を展開していきます。</p>

計画事業	37	障害のある人への就労支援の充実
------	----	-----------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>一般企業への就職など目標数値の設定が難しい事業もあり、数値だけでは判断できない質の側面も意識した事業展開として欲しい。</p>	<p>就労の継続には、就業外の生活の支援の重要性を認識しています。就労支援と生活支援の有機的な支援の充実とともに、支援員のスキル向上を図っていきます。</p> <p>支援の充実やスキル向上については、国や東京都で行っている研修等を活用しつつ、区においても充実に向けた方法を検討していきます。</p>

計画事業	38	新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援
------	----	------------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>一般企業への就職など目標数値の設定が難しい事業もあり、数値だけでは判断できない質の側</p>	<p>一般就労に向けての支援は、相談から職業評価、就職準備訓練、職場実習、面接同行など就職までの支援にとどまらず、就職後も安定的に雇用</p>

<p>面も意識した事業展開として欲しい。</p>	<p>が継続されるよう職場訪問や企業側からの相談に応じるなど、定着支援も行っています。</p> <p>また、区内障害者施設から新たに一般就労を希望する知的障害者は、就職に向けた取り組みも長い期間を要する方、発達障害や高次脳機能障害など従来の支援方法では対応しきれない方も増えているため、就職がより困難になっています。このため、就職希望者の障害特性や意向に応じたより一層きめ細やかな支援に努めていきます。</p>
--------------------------	---

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援（計画事業）	412,217千円
<p>若年者就労支援事業を新たに実施する。</p> <p>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所を新たに開設する。</p> <p>しごと棟の維持管理を新たに実施する。</p>	拡充

計画事業	40	分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援
------	----	--------------------------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>①サービスの負担と担い手</p> <p>区の側面支援も重要だが、さらに専門家の介入や民間との役割分担も必要である。</p>	<p>専門家の介入については、現在、マンション管理士や一級建築士等の専門資格を持つ者をマンション管理相談員として委嘱しています。</p> <p>また、窓口や電話における区分所有者等からの相談に対し、必要に応じて財団法人マンション管理センターや社団法人高層住宅管理業協会などのマンション関連団体を紹介しています。</p> <p>さらに、民間との役割分担として、マンション管理相談やマンション管理セミナーの実施を通じて、管理会社との適切な関係のあり方などについて指導しているところです。</p> <p>今後も専門家の介入や民間との役割分担を図っていきます。</p>
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>マンション居住者や入居を考えている人の需要を掴んでいないのではないかと。今後新宿区はマンション建て替えが増えると見込まれるため、現在の3つの指標では足りない。</p>	<p>平成20年度に実施した「分譲マンション実態調査」やマンション管理相談において、マンション居住者や入居を考えている人の需要について把握しているところです。</p> <p>指標の設定については、今後、検討していきます。</p>
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>マンションアドバイザー利用助成の募集に対する申請件数割合の達成率が極めて低い。居住者</p>	<p>マンションアドバイザー利用助成については、実績を踏まえ、平成23年度は事業を縮小して実施し、同年度末で廃止します。</p> <p>また、区のマンション管理相談に事例を見る</p>

<p>の意向や需要を分析し、新宿区の特徴を捉えた事業にすることが望ましい。</p> <p>管理組合ができていないところに、管理組合をつくるための具体的な指導をすることも非常に有効である。</p>	<p>と、マンションの抱える問題は年々解決が困難になっているなどの特徴を踏まえ、現地での相談が必要な場合に相談員を派遣する制度を新設します。</p> <p>なお、管理組合をつくるための具体的な指導については、マンション管理相談やマンション管理セミナーの実施を通じて支援しているところですが、新設予定の、現地に相談員を派遣する制度においても、管理組合ができていないマンションへの派遣が可能となるように詳細を検討していきます。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>④目的（目標水準）の達成度</p> <p>全体に達成率が低く、中でもマンションアドバイザー利用助成の募集に対する申請件数割合の達成率が極めて低いため、内部評価は適切とはいえない。</p>	<p>マンションアドバイザー利用助成の実績は目標を下回りましたが、マンション管理セミナーは年50人の目標に対して84人が参加し、また、マンション管理相談は年22回の目標に対して22回実施するなど、いずれも目標以上の実績があったため、全体的に「達成度が高い」と判断しました。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>○総合評価</p> <p>目標の達成度が低いため、内部評価は適切とはいえない。</p> <p>防災・防犯面からも、制度利用や住人相互のコミュニケーションの充実を検討して欲しい。</p>	<p>マンション管理セミナーは年50人の目標に対して84人が参加し、また、マンション管理相談は年22回の目標に対して22回実施するなど、いずれも目標以上の実績があったため、事業全体を通して「計画どおり進んでいる」と判断しました。</p> <p>マンション管理セミナーや管理組合交流会について、必要に応じ防災・防犯をテーマに設定して実施し、居住者間におけるコミュニケーションの大切さなどを強調していますが、今後も引き続き充実を図っていきます。</p>

<p>外部評価実施結果 【外部評価の意見】</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>制度改正に当たっては、新宿区に登録されている者に限定することなくマンション管理組合のアドバイザー利用需要に対応できるように、区に未登録の一級建築士又はマンション管理士も対象とすべきである。</p> <p>また、個々のマンションの将来を見据えた再生プログラムが必要である。</p> <p>一様なマンション講座を実施しても、地域・建築年数・管理人の有無や居住者の年齢層が異なるため、需要や効果について疑問がある。</p> <p>また、各地域の居住者の声を聞いたり、アンケート調査等で実態調査をするところから事業の計画を立てる必要があるのではないか。</p>	<p>今年度、相談員を公募により増員しています。</p> <p>また、ご指摘のとおり、個々のマンションの将来を見据えた再生プログラムが必要であると認識しています。そのため、個々のマンションが抱える課題についてはマンション管理相談や管理組合交流会で、マンションに共通な課題についてはマンション管理セミナーを通じて各課題の解決を図っています。</p> <p>また、これまで「分譲マンション実態調査」やマンション管理相談の実施により、居住者の需要などを把握しているところですが、今後もこれらのデータを活用し、事業計画に反映していきたいと考えています。</p>

<p>【協働の視点による評価】</p> <p>民間のマンション管理組合組織との協働が望まれる。</p>	<p>現在、マンション管理相談員と協働してマンション管理相談や管理組合交流会を実施しているほか、マンション関連団体が実施する相談会やセミナーに協力しているところです。今後も管理組合組織等との協働を一層進めていきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>新宿区は集合住宅の多いまちであるため、管理組合ができていないマンションに関しては、管理組合の作り方を具体的に指導していく必要があるが、管理組合があるところについても、将来の大規模修繕等を考えながら、マンションとしてのコミュニティづくりへの支援に努めるべきである。</p>	<p>管理組合の作り方や、マンションとしてのコミュニティづくりについては、マンション管理相談やマンション管理セミナーなどを通じて支援しています。</p> <p>平成23年度より実施を予定している、現地に相談員を派遣する制度においても、支援の充実に努めていきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援（計画事業）	1,278千円
<p>利用実績等を踏まえアドバイザー利用助成の件数を縮小するとともに、効果的な相談体制とするため、マンション管理相談員を現地に派遣（年24回）する制度を新設する。</p>	ローリング

基本目標	Ⅲ	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	3	災害に備えるまち

計画事業	42	建築物の耐震性強化
------	----	-----------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>調査や計画作成が本当に耐震強化につながるかどうかは判断できないため、建築物の耐震化の観点からは、耐震改修工事の実施件数を事業の指標とすべきである。</p>	<p>耐震改修工事の実施に当たっては、耐震調査・計画（耐震診断・補強設計）が必要になります。耐震強化を図るために、まずは区民の方が耐震診断により建物の耐震性を把握し、補強設計により適切な耐震改修工事の方法を知ることが重要であり、耐震調査・計画の実施件数の増加が耐震改修工事の実施件数の増加につながると考え指標を設定しています。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>改築している建物は、違法な場合も多いため、区はきめ細かくパトロールする必要がある。</p>	<p>中間・完了受検啓発パトロールのほか、違反防止パトロール、警察、消防などの他部署との合同パトロールなど、パトロールをきめ細かく実施していきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>建築物の耐震化を促進するため、特に耐震改修工事への助成事業の要件の見直しを検討すべきである。また、モデル地区については、特に高齢者世帯が多い地区や耐震化の必要度が高い地区を対象とし、さらに数を増やして事業を実施して欲しい。</p>	<p>平成18年度に木造住宅の耐震補強工事費助成を開始しました。平成20年度には、木造住宅簡易耐震補強工事費助成や耐震シェルター・耐震ベッド設置費助成、平成21年度は木造建築物の工事監理費助成、平成22年度は非木造建築物への耐震補強工事費助成を新設するなど、区民等の意見・要望を踏まえ制度の見直し・拡充を図っています。このことにより、木造住宅等の耐震補強工事費助成の実績は、平成18年度は5件、19年度は12件、20年度は19件、21年度は38件と向上しています。</p> <p>また、モデル地区については、耐震化の必要度が高いと考えられる東京都地域危険度測定調査において、総合危険度又は建物倒壊危険度がランク5の地域から選定しています。さらに数を増やすかどうかについては、現在行っているモデル地区事業の成果等を検証した上で検討していきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>建築物の耐震化促進のためには、所有者・住民の主体的な取組みが欠かせないので、関係者へのPRや動機付けを強化していく必要がある。</p>	<p>今年度より、モデル地区において、説明会や戸別訪問を実施するなど、区が積極的に地域に入り、耐震化を推進しています。これらの取組みを通じて、効果的かつ効果的なPR方法を見出し、所有者・住民の主体的な取組みに繋げていきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
建築物等耐震化支援事業（枝事業）	570,715千円
【非木造】耐震補強工事費助成を8件に拡充	拡充

計画事業	43	道路・公園の防災性の向上
------	----	--------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【4つの視点等への意見】 ③適切な目標設定 道路・公園の防災性については、現状を捉えた上で、整備目標を全体のうちどのくらいの比率とするか等の目標を設定する必要があるのではないか。	道路や公園の防災性の向上については、雨水浸透施設の設置、擁壁の安全対策等、個別の問題箇所の改善を目標に定め、防災機能の強化に順次取り組んでいるところです。 今後、整備目標は事業全体に対する目標設定とするよう検討していきます。
【改革方針への意見】 災害に備えるまちづくりのため、今後とも総合的で積極的な取組みを期待する。	今後、様々な道路・公園事業を進める中で、災害に強い安全なまちづくりに努めていきます。
【その他】 電柱についても、区は現状を把握し、危険度が高い順に工事するよう、電柱の管理者に実効ある指導を行って欲しい。	電柱の管理者に対し、防災性の向上に配慮した適切な管理を行うよう指導していきます。

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
道路・公園擁壁の安全対策（枝事業）	4,050千円
区が管理する公園を常に良好な状態に保つため、計画的に擁壁の調査及び必要に応じた改修等を実施する。 公園擁壁詳細調査8箇所（おとめ山公園、牛込弁天公園、愛住公園、早稲田公園、みなみもと町公園、住吉公園、しらゆり児童遊園、北柏木公園）	新規

計画事業	44	道路の無電柱化整備
------	----	-----------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【改革方針への意見】 電線共同溝計画については、危険地区においては、再開発等の機会に限定せず、事業対象を都市計画道路以外にも広げ、さらに積極的に事業拡大して推進して欲しい。	都市計画道路以外にも既に2路線で事業を行っていますが、今後は再開発等の機会を捉えた事業の推進はもとより、危険地区における事業の更なる拡大についても検討していきます。

計画事業	45	木造住宅密集地区整備促進
------	----	--------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【適当でない」と評価した理由】 ④目的（目標水準）の達成度 指標のうち「建替え促進助成適用住宅戸数」の達成状況が十分でない。	住宅戸数は、補助事業着手時に実績値として表れます。平成21年度の着手はありませんでしたが、各地区とも権利者の合意形成の熟度は高まっています。
【適当でない」と評価した理由】 ○総合評価 上記の理由により、計画どおり事業が進んでいるとはいえない。	道路用地買収の達成率や各地の共同建替えへの合意形成の熟度の高まりを勘案して評価しています。
【適当でない」と評価した理由】 ○改革方針・方向性 計画どおり進んでいるとはいえないため、手段改善が必要である。	区が道路等の公共施設の整備を行うことや民間の建替えを支援することは、防災性の向上や住環境の改善のための手段として適切であると考えています。 さらに、地区内の住宅の建替えや共同建替えを促進するため、既存の地区計画等のまちづくりルールについて、見直しに取り組んでいます。

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【4つの視点等への意見】 ②適切な目標設定 昨年の外部評価結果報告の中で、目標値については各年の目標数値を記入するよう統一することが望ましい旨指摘した（「第3章 今後に向けて」）が、本事業については指標が2つとも23年度までの累計で表記されている。 年度ごとの目標値は設定できないのか。	指標1「道路用地等買収面積」については、対年度、年度ごとの目標値を設定します。 指標2「建替え促進助成適用住宅戸数」については、共同建替えが複数年度にまたがるため、年度ごとの目標値設定は難しいと考えています。
【改革方針への意見】 共同建替えの事業化に向けた関係者の合意形成を容易にするため、関係者のニーズを把握して、インセンティブの検討をすべきである。	平成6年の地区計画策定以降、街区一体型の共同建替えの推進に取り組んできましたが、現状では、街区一体型になじまない街区があることや、権利者の多様な建替えニーズに対応できていないなど、まちづくりを進める上で課題が出てきています。 地区全体として建替えを促進し、防災性の向上と住環境の改善を図るために、街区一体型の共同建替えの推進に加えて、小規模な共同建替えや個別建替え等も誘導するようルールの見直しを行っているところです。具体的な見直し内容や建替えインセンティブについては、今後、地元意向を把握しながら検討していきます。

計画事業	46	再開発による市街地の整備
------	----	--------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【改革方針への意見】 災害に備えるまちづくりのため、今後とも積極的な取組みを期待する。	今後とも、市街地再開発事業を促進するため、再開発組合等を適切に指導、支援し、災害に備えるまちづくりを積極的に進めていきます。

計画事業	47	地域防災拠点と避難施設の充実
------	----	----------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【改革方針への意見】 ハード面の整備は着々と進められており、今後は運用や保守管理などソフト面の整備が求められる。また、区内を画一的に見るのではなく、地域の特性を考慮した整備の方法を検討されたい。	災害情報システム及び非常電源設備は災害時に迅速かつ確実に稼動することが重要です。災害情報システムについては、日常点検と月1回の動作確認を兼ねた通信訓練及び年間1回の専門業者による定期保守点検を行っています。非常電源設備については、年間2回の定期保守点検を実施し、適切な保守管理に努め、災害に備えています。運用面においても通信訓練を通じて操作方法の習熟に努めていきます。 また、防災無線の整備にあたっては、周囲の建物状況や地理的条件など、地域の実状に考慮するとともに、文字情報表示機能付き防災ラジオの地域への配備等、必要な情報を迅速に届けられることができるように整備していきます。

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
災害情報システムの整備（枝事業）	203,852千円
災害情報システムの設備を更新する（同報系防災無線機器デジタル化） （屋外拡声子局更新工事 32局）	拡充
災害時地域本部の非常電源設備の整備（枝事業）	249,824千円
災害時に地域本部として位置づけられる特別出張所（四谷、大久保）の非常電源設備の整備を実施する。（23年度に全所整備完了）	拡充

基本目標	Ⅲ	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	4	日常生活の安全・安心を高めるまち

計画事業	48	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進
------	----	---------------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>現状の指標「安全推進地域活動重点地区指定数」は、既に実績が一定数に達しているため、次のステップとして、そこで効果的な防犯活動が行われているかどうか成果を示す客観的指標を検討すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、重点地区指定数が一定数に達していることから、今後は防犯活動の効果を検証する指標が必要と考えます。</p> <p>例えば、重点地区と未指定地区の犯罪認知件数を比較するなど、客観的な指標を検討していきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>①サービスの負担と担い手</p> <p>防犯協会や警察の区民防犯組織、町会、PTA、防犯活動推進連絡会、防犯・防災リーダー塾と、様々な組織が関わっているが、これらの連携が必要ではないか。</p>	<p>重点地区団体のうち6割は防犯協会にも加入しており、防犯啓発活動における情報の共有化などの一部連携は図られています。</p> <p>現在、重点地区団体や防犯ボランティアグループによる防犯活動推進連絡会を実施していることから、今後は、新たに防犯協会やPTA等のメンバーも加え、連携を深めていきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>重点地区の指定が進み、推進体制づくりが進捗していることは評価するが、その活動が地域の安全・安心の確保の観点からどのような成果を挙げているのか説明できるような、客観的な指標を検討すべきである。</p> <p>体感治安のデータを取りながら、そのレベルアップを目標にして欲しい。</p>	<p>成果の検証については、例えば、重点地区と未指定地区の犯罪認知件数の比較による客観的な指標を検討していきます。</p> <p>なお、体感治安は、個々に人が感覚的、主観的に感じるものであり、客観的な指標としては正確性に欠けると考えます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>区民による自主運営を基本としているだけに、区民の防犯意識の向上を図るためにも、重点地区の防犯活動状況を的確に評価すべきである。</p>	<p>これまでも防犯活動推進連絡会において各重点地区団体の活動について発表等を行っています。</p> <p>今後、個々の団体の活動がより詳しく分かるような統一的な活動報告書を検討し、連絡会の発表に活用していきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>区民が自主的に防災・防犯に取り組む環境づくりを推進して欲しい。学校を通し、PTAの防災・防犯のリーダー研修会等を実施し、PRに努めて欲しい。</p>	<p>現在行っている防犯活動推進連絡会や防犯リーダー実践塾等の拡大、他課が主催するイベントや会合等を活用し、区民が自主的に防犯に取り組むことができるよう、PRをさらに進めていきます。</p>

計画事業	49	民有灯の改修支援
------	----	----------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【その他】 環境の面からも、高齢化で電球取替えが困難な状況からも、LED電球への切り替えを進めて欲しい。</p>	<p>LED灯は長寿命であるという長所がある反面、耐用年数を考慮しても高価であるとともに、道路照明として用いるには照度の広がりや光量など解決すべき課題があることから、導入は時期尚早と考えます。区ではすでに環境に配慮した長寿命タイプの蛍光灯に集中改修を行っていることから、LED灯への切り替えは次期改修の際の検討課題とします。</p>

基本目標	IV	持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	1	環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

計画事業	50	ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進
------	----	----------------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>新宿区は事業系ごみのウエートが非常に高いため、その減量が大変重要な課題となっている。新たに指標として設定した事業系大規模建築物への立ち入り指導件数では、事業所系ゴミの減量管理が十分に行い得ない。</p> <p>家庭ごみと一緒の収集である等の理由で数値化困難とのことだが、推計値でも良いので、減量目標設定を工夫し、目標を立てて、減量管理をして欲しい。</p>	<p>事業系のごみ排出が区内で排出されるごみ全体の約7割を占める本区としては、事業系ごみの減量は大変重要な課題と考えています。このため、平成21年度には他区に先駆けて事業系ごみ減量係を新設しました。現在、3000㎡以上の大規模建築物650件への計画的な立ち入り調査による排出指導と1000㎡以上3000㎡未満の中規模建築物約1200件の実態把握・台帳整備等を進めています。</p> <p>今後、中小規模事業者の自己処理の促進と適正な排出指導を推進する考えですが、事業系の減量目標についても、多角的に検討を進めます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>容器プラスチックの資源回収状況は、目標と大きく乖離しているので、その原因を十分に究明すべきである。</p> <p>また、資源持ち去り事案が横行している。監視パトロールは、吸殻のポイ捨てだけでなく、資源持ち去りも含めて複眼的に、効率的・効果的に行うよう工夫すべきである。</p>	<p>平成21年度の容器包装プラスチックの回収量は1,820tで、前年度と比較し227t、11.1%の減となりました。これは、回収目標量3,000tの約6割の水準ですが、ごみの発生抑制の観点からは、資源についても減少することが望ましいと考えています。このため、資源とごみの排出実態調査を継続して実施する中で、区民の排出実態を踏まえた回収目標を検討していきます。</p> <p>資源の持ち去りは区民の皆様の気持ちに反する卑劣な行為ですが、実態としてリサイクルルートに乗っており、パトロール等の対策をとることについての行政の優先順位は低いと考えています。常時のパトロールの実施は多額の経費を要します。</p> <p>なお、監視パトロール員（路上喫煙禁止パトロール員）に「資源持ち去りの監視」を兼務させることについては、集団回収のエリアが区内全域であるのに対し、路上喫煙禁止パトロール員の監視エリアは、新宿駅及び高田馬場駅など主要駅を中心としたエリアに限られるため、兼務することは困難です。</p> <p>また、一時的に持ち去りが減っても再び増加する傾向が持ち去り禁止条例制定区でもみられます。このため、区民の皆様にはこれまでと同様に、</p>

	<p>排出時間の工夫や地域ぐるみの資源集団回収への参加をお願いしていきます。</p> <p>なお、集団回収資源の持ち去りなど悪質な事案に対しては、地域と連携して対応していきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>ごみ発生抑制は、区民の参加と協力が欠かせないため、インセンティブの付与の充実を検討すべきである。</p> <p>また、容器プラスチック回収後の再生物品の配布など、区民に見える形で示す工夫をして欲しい。</p>	<p>地域の皆様が協力して自主的に古紙やびん・缶などの資源を回収する「資源集団回収事業」に対しては、これを奨励するため報奨金や活動支援物品を支給しています。支援を充実するため、平成20年度からは段ボール、22年度からはアルミ缶を報奨金の対象品目に加えています。今後も、さらなる支援の充実について検討していきます。</p> <p>また、ごみ発生抑制への意識啓発を目的として、レジ袋辞退等を奨励する「新宿エコ自慢ポイント」を実施しています。</p> <p>「ふれあいフェスタ」や「まちの先生見本市」などの各種イベントでの3Rの啓発物品や、エコ自慢ポイントの景品にプラスチック再生品を利用しています。</p>
<p>【その他】</p> <p>町会等を通じた清掃工場見学などで、区民にごみ減量の努力をしてもらう環境づくりを行い、多大な税金を使っていることについての実感を持ってもらえるような働きかけをして欲しい。</p>	<p>ごみの発生抑制のための普及啓発としては、「資源・ごみの正しい分け方・出し方」の全世帯配布をはじめ、施設見学会の実施、ごみ減量シンポジウムの開催、地域イベントでのPRの実施、広報特集号「すてないで」の発行などを行っています。ごみ処理経費については「出し方」等に掲載していますが、ごみ処理コストを実感していただけるよう周知方法を工夫していきます。</p> <p>また、区内にある3清掃協力会に対して、清掃工場やリサイクル施設等見学会の実施委託を行っており、清掃事業に対する区民の理解と協力を得られるよう意識啓発を図っています。</p> <p>さらに、町会等が参加する集団回収懇談会等の場で、清掃工場見学会を催していただけるよう情報を提供していきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
事業系ごみの減量推進（枝事業）	5,763千円
啓発用DVDを新たに作成（1,600枚）する。	拡充
家庭ごみ排出実態調査（政策推進経費）	5,317千円
地域特性ごとに抽出した集積所に排出された家庭ごみを調査分析する（家庭ごみ集積所組成調査30箇所）。	新規

計画事業	51	地球温暖化対策の推進
------	----	------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>新たな国の中期目標を踏まえ、実効性のある「地球温暖化防止対策計画」の策定が予定されている。このため、「手段改善」あるいは計画の見直し（その他）」とすべきではないか。</p>	<p>地球温暖化対策事業は、これまでも「省エネルギー環境指針」に基づき着実に実施していますが、新たな国の目標を踏まえた実効性のある計画策定を予定しているため、「手段改善」と改めます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>事業者向け、家庭向けのCO₂削減対策が重要なので、CO₂削減効果を事業ごとに算定・公表して「見える化」を図り、年度ごとに必要なCO₂削減が計画通りに進捗し実施されるように工夫すべきである。</p>	<p>事業毎のCO₂排出量削減結果を区広報、ホームページや地球温暖化対策コーナー（本庁舎1階）等で随時公表していくなど、区民・事業者にわかりやすい方法で効果や取組み実績の「見える化」を推進していきます。</p> <p>また、「低炭素な暮らしに取り組んでいますシール」を区有施設に貼付するほか、補助利用者にも配布します。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>CO₂削減効果の「見える化」により、区民の動機付けを図るべきである。</p>	<p>区民・事業者にわかりやすい方法で効果や取組み実績の「見える化」を随時公表していきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>雨水利用についても、きめ細かいPRを行って欲しい。</p>	<p>平成22年度から実施した雨水タンク設置補助の充実を図ります。</p> <p>雨水タンク設置も「低炭素な暮らしに取り組んでいますシール」に該当するので、区有施設に貼付するほか、補助利用者にも配布します。</p>

計画事業	52	清潔できれいなトイレづくり
------	----	---------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>今後も積極的な取組みを期待する。特に、公園トイレのバリアフリー対応割合が極めて低いので、整備が進められない制約を十分に分析して、必要な対応を検討すべきである。</p>	<p>今後とも実行計画に基づきトイレの建替えを行うとともに、十分な敷地面積を確保できない小規模な公園等においても、段差の解消や手すりの設置、洋便器への取替え等、トイレの改善を検討します。</p>

【その他】 防災面からも、ぶらりと道草したくなるまちに相応しいトイレを、他の事業と協力して前倒して進めて欲しい。	本事業では年2か所の改修を予定していますが、他の公園事業も含め様々な機会をとらえて、今後とも積極的に整備指針に沿ったトイレの改修を進めます。（22年度：7か所実施）
--	--

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
清潔できれいなトイレづくり（計画事業）	57,299千円
戸山東公園・新宿中央公園事務所脇の公衆トイレの実施設計・工事を行う。	拡充

計画事業	53	路上喫煙対策の推進
-------------	-----------	------------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【適当でない」と評価した理由】 ③効果的・効率的な視点 路上喫煙対策では積極的な取り組みを評価するが、年間経費が多額に上っているため、費用対効果の観点からは、効果が低いのではないかとと思われる。	路上喫煙率が条例施行前の4.13%から平成22年12月には0.44%にまで減少したことは、路上喫煙禁止対策の大きな成果と考えます。 平成23年度予算を見積もるにあたり、事業の検証を行った結果、一部事業について廃止し、経費の削減を図ります。
【適当でない」と評価した理由】 ○改革方針・方向性 事業開始当初とは社会情勢が大きく変化し、禁煙社会が進んでいる。上記のとおり費用も継続して多額であるが、手段改善をすべきである。	社会的に分煙・禁煙が進む一方で、健康増進法にもとづく厚労省健康局長通知など、路上では却って喫煙が増加することが懸念されます。 それらへの対策も含め、事務改善や創意工夫により経費削減を視野に入れながら継続した取り組みを行う必要があると考えます。 平成23年度以降は、経費削減、費用対効果の観点から業務委託による路上喫煙禁止キャンペーンを中止する一方、路上喫煙禁止パトロール員によるきめ細かな地域パトロールの実施、区内各駅への啓発物品の再配布、区内の大型ビジョンへの啓発ビデオ放映、庁有車を活用した区内隅々への普及・啓発などにより、効果の充実に努めます。

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【改革方針への意見】 条例制定から5年経過しており、指導するにあたっては、悪質な喫煙者が残った状況となっていることから取締りに身の危険を感じない状況とも聞く。そうであるならば、罰則規定の追加が必要かなども十分検討すべきである。	罰則の導入などの意見もありますが、地域特性から公平性の担保が困難であること、条例の目的が「違反者を取り締まることが目的ではなく、マナーを守り路上喫煙をなくすことが目的」ということから、今後も、罰則を導入する考えはありません。

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
路上喫煙対策の推進（計画事業）	139,754千円
路上喫煙禁止キャンペーンの実施方法を見直し、委託によるキャンペーンを廃止し、区が直接実施する。	ローリング

計画事業	54	環境学習・環境教育の推進
------	----	--------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>エコリーダー養成講座の修了者がどのような活動をしているか、環境意識啓発に効果ある活動を行っているという観点での成果を示す客観的な指標を検討すべきである。</p>	<p>エコリーダー養成講座の修了者は、自主的に地域の環境活動リーダーとして、暮らしや地域の環境への気づきや自分たちができることを伝え、実践することを目的としています。</p> <p>そこで、修了者にアンケートを実施し、その後の活動実態を把握して効果を検証し、客観的な成果指標を検討します。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>区民との協働が期待される分野なので、区民の参加を促進する積極的な取組みを望みたい。</p>	<p>環境学習情報センターを核として、区民・事業者等とのさらなる協働事業を積極的に実施していきます。</p>

基本目標	IV	持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	3	人々の活動を支える都市空間を形成するまち

計画事業	61	ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進
------	----	-------------------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>ソフト面等の検討も必要になり計画が1年延伸したということだが、検討方針を作成するに当たり、先進自治体の情報を収集する等十分な検討が必要だったのではないかな。</p>	<p>先進自治体のガイドラインや取組みについては調査し、有識者会議及び庁内検討会議に情報提供しながら議論を行ってきました。先進自治体のアプローチも総合的なもの、ハード面のみもの、理念的なものなど様々であり、それらを勘案しながら、新宿のまちの課題を当初はハード面を中心にとらえてきましたが、議論の結果としてソフト面等を取り入れることとなったものです。</p>
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>④目的（目標水準）の達成度</p> <p>「都市空間編」を作成したことは評価するが、結果的には指標に対する実績が20年度の目標値にも達していないため、達成度が高いとはいえない。</p>	<p>目標値を達成できませんでしたが、策定を1年延伸し、より内容の充実した、総合的なまちづくりガイドラインとして策定を進めており、達成度は高いと評価しています。</p>
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>○総合評価</p> <p>目標水準の達成度が低いことから、計画どおりに進んでいるとはいえない。</p> <p>縦割りでない総合性が求められる。</p>	<p>より内容を充実させるために、実行計画を見直し、ガイドライン策定を1年延伸としたため、目標水準の達成には届いていません。しかし、庁内検討会議において、ユニバーサルデザインの観点から各課の事業を見直してきたとともに、今年度は庁内各課のヒアリングを実施し、庁内連携を図りながら策定を進めています。</p>
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>手段改善とするべきではないか。</p> <p>このガイドラインの策定については、新宿区は遅れているとのことなので、後発の利益を活かすべく先進団体の状況を視察する等、効果的・効果的に実施していく着眼が必要である。</p> <p>また、多くの部課にまたがっているので、効果的に実施していく工夫が必要である。</p>	<p>新宿という多面性を持つ都市空間の課題は多岐に渡り、構造的な問題も含んでいます。先進自治体の取組みの調査に加えて、今年度は新宿のまちに根ざした関係事業者等や、庁内検討会議の関係各課に個別にヒアリングを行い、より具体的な課題や事例を収集するなど、効果的に内容の整理ができるように事業を進めました。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【その他】</p> <p>ユニバーサルデザイン・ガイドラインには大きく期待を寄せている。理念のみで終わらせないために、例えば「人々の活動を支える都市空間を形成するまち」という個別目標Ⅳ－３の中に括弧でユニバーサルデザインの推進ということを表現するなどしても良いのではないかと。道路、建物、公園、河川等を含めたインフラは最低限の機能が満たせばいいということではなく、安全・安心が必須であるという考えをそこに入れて欲しい。</p> <p>ソフトとハードの両面でガイドラインをつくらうとしているのならば、単なる実行計画だけでなく、ランクアップするぐらいの気持ちでやっていただきたい。</p> <p>ガイドライン策定後は、区全体の実施計画を策定して積極的かつ総合的な事業を展開・実施されることを期待する。</p>	<p>個別目標Ⅳ－３の中に記載されていない部分もありますが、道路・建物などのインフラ整備についても、今後、区の事業は策定されたユニバーサルデザインの考え方に基づいて実施し、安全・安心で歩きやすい、歩きたくなるまちづくりを進めていきます。</p> <p>ガイドライン策定後は、有識者、関係団体、事業者、行政等からなる推進組織と区内の横断的な連携を図るための区内連絡組織を立ち上げ、ガイドラインの推進に取り組んでいきます。</p>

計画事業	62	交通バリアフリーの整備推進
------	----	---------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>費用対効果の観点からの事業点検も含めて、事業の効率的な執行を期待する。</p>	<p>費用対効果も含めた効率的な事業執行に努め、バリアフリーの早期実現を図ります。</p>
<p>【その他】</p> <p>歩道上の自転車は歩行者にとって危険であり、バリアフリーの観点からも駐輪場整備について対策を講じる必要がある。</p> <p>他区の現状も参考に、駅前のみでなく駅周辺についても関係事業者へ働きかけるとともに、さらに事業を拡大して駐輪場整備を図って欲しい。</p>	<p>区では、鉄道駅周辺の放置自転車をなくすために、自転車駐輪施設の整備を進めています。</p> <p>また、一定規模以上の民間施設を新築、増改築を行う場合には、自転車駐輪場の附置を義務付け、放置自転車の防止に努めています。</p> <p>今後も駐輪施設の整備を行っていくとともに、他区の事例も参考に、駅前のみでなく駅周辺や住宅地についても、バリアフリーの観点から事業者等に駐輪場の整備を働きかけていきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
鉄道駅のバリアフリー化（経常事業）	35,000千円
鉄道駅のホーム柵設置補助を新たに実施する。 （小田急千新宿駅、京王線新宿駅）	新規

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】 ②適切な目標設定 回遊性の向上及び街の賑わいへの成果の観点から、事業の指標を見直すべきである。成果に着目した目標を設定して欲しい。</p>	<p>今後は、回遊性の向上や魅力あふれるまちづくりといった事業目的を的確に表す一日あたりの平均利用者数など、成果に着目した指標の導入を検討します。</p> <p>また、達成度を高めるため、バス事業者と協力して、区内外への効率的なPR等の検討などにより利用促進を図ります。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】 ④目的（目標水準）の達成度 指標とした新宿駅周辺循環型バスの運行が計画どおり開始されたことは評価するが、利用者数は当初見込んでいた数を大幅に下回っている。 「バスの運行により回遊性の向上と魅力あふれるまちづくりを目指す」という事業目的に対しては、このバスの利用状況が及ぼす影響は大きいと思われるため、達成度が高いとはいえない。</p>	
<p>【適当でない」と評価した理由】 ○総合評価 上記の理由から、事業目的に照らすと目的の達成度が低いと評価されることから、計画どおりとは言えない。</p>	
<p>【適当でない」と評価した理由】 ○改革方針・方向性 ルート・バス停の位置・運行計画の見直しを図ることなので、手段改善とすべきである。 また、区内外へのPR方法の再検討が必要である。</p>	<p>ルート・バス停の位置については、バス事業者と区が協力して見直しを行っています。</p> <p>また、バス事業者とともに、区内外への効率的なPR等について検討していきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】 平成23年度までの時限事業なので、運行計画の見直しの中で利用者ニーズをよく分析した上で、運行ルートや運行間隔、バス停の位置等について試行錯誤を重ねて欲しい。見直しに期待する。</p>	<p>平成22年度中に、より利用者が見込めるルートへの見直しを行う予定です。</p>
<p>【その他】 病院等を回る巡回ルートも検討してはどうか。</p>	<p>公共交通として新たなバス路線を導入するに当たっては、利用者ニーズを的確に捉えたうえ、安定的かつ継続的な運行を行えることが重要であると考えます。</p> <p>区内には鉄道網やバス路線網が充実しており、病院等を巡るような新たな路線は検討していません。</p>

計画事業	69	人にやさしい道路の整備
------	----	-------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【改革方針への意見】 ユニバーサルデザインの観点を考慮した事業の適切な推進を期待する。	道路整備に際しては、ユニバーサルデザインの視点に立った、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい歩行者空間づくりに努めます。

計画事業	70	細街路の整備
------	----	--------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【適当でないと評価した理由】 ②適切な目標設定 指標を6kmから6.5kmに増やしたことは評価するが、さらに行政の縦割りを排除し、総合的な政策に基づく目標を設定すべきである。	現行の事前協議に基づく拡幅整備に加え、平成22年度から実施している「区からの働きかけによる拡幅整備」の取組みを強化していきます。 また道路関連部署との横断的な連携を効果的に行うための体制作りについて検討を行います。
【適当でないと評価した理由】 ③効果的・効率的な視点 積極的な対応は良いが、効果的な事業推進手法を工夫して、多面的かつ横断的に推進して欲しい。	より実効性の高い事業とするため、優先順位付けや効果的な整備方法などの検討を行い、計画的かつ総合的な拡幅整備手法確立のための検討を行います。

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【改革方針への意見】 区民の生活と生命を守る目線で、縦割りを排除した横断的・総合的な事業執行が必要である。 災害に対する街づくりの観点から、今後も事業をさらに拡大し、積極的に推進していくことを期待する。 その際、補助事業の見直しを含めて、関係者に対する効果的なインセンティブの付与を総合的に検討していくべきである。	「区からの働きかけによる拡幅整備」の取組みを進めるにあたり、災害時の避難所となる学校などの公共施設を中心に優先順位づけを検討し、公共施設管理者に対して協力を強く働きかけるとともに、電柱や街路灯などの移設を含め総合的な拡幅整備の手法を検討していきます。
【協働の視点による評価】 関係住民の主体的な参加・協力が欠かせないため、防災上の必要性を強調して地域住民の合意を形成し、同時にそれを促す効果的なインセンティブを付与するべきである。	平成23年度は、道路付帯設備を含めた一体的な道路整備を行った路線をモデル路線とし、その効果や必要性についてPRを行い細街路拡幅整備の一層の普及啓発を図っていきます。 補助事業は、寄附や拡幅整備が困難ながけ地等

<p>【その他】 本事業を構成する補助事業「細街路拡幅整備助成」についても、執行率が著しく低いため、見直しが必要である。</p>	<p>に対する支援策であり、その執行率を上げること自体が目的ではありませんが、制度のPRを積極的に行い、手続き方法の改善等を含め利用しやすい制度となるよう検討を行います。</p>
--	---

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
細街路の拡幅整備（枝事業）	163,853千円
拡幅整備工事を174件に拡充する。	拡充
街区による細街路拡幅整備（政策推進経費）	52,285千円
街区（路線）単位での細街路拡幅整備を実施する。 高田馬場三丁目18番地街区 約130m 新宿七丁目3,4,6番地街区 約135m	新規

基本目標	V	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	2	地域の個性を活かした愛着をもてるまち

計画事業	73	地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進
------	----	----------------------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>他の計画事業では事業指標の見直し・変更が必要に応じて随時行われているので、第二次実行計画を待つことなく果敢に行うべきである。</p>	<p>目標の設定については、まちづくり方針等によりまちづくりを進めている地区を、どのように目標に反映していくかの見直しの検討をしているところです。目標の変更については、まちづくり方針等との関連を踏まえ、第二次実行計画の策定にあわせて変更することが、適切であると考えています。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>改革方針の中で、方向性として指標の見直し検討が挙げられている。第二次実行計画を待つことなく果敢に行われるべきである。</p> <p>また、今後の課題として、地区計画の策定によりどのようなまちづくりの成果が挙げられたのか、具体的な成果指標を検討すべきである。これは計画事業72「景観に配慮したまちづくりの推進」でも同様である。</p>	<p>指標の見直しと目標の設定は、関連が深いことから、変更の時期は、同時に行っていきたいと考えています。</p> <p>地区計画の策定は、各種行政の計画との整合を図るとともに、それぞれの関係者の意向、地域特性を踏まえたまちづくりが実現できたことが成果として挙げられます。区内では、合計、16地区、129.9haの面積で地区計画を策定しました。</p> <p>その結果、住宅地では、みどりのある良好な居住環境の保全が図られ、商業地・業務地域では、土地の高度利用とともに、広場・空地等が確保され、安全で快適なまちが形成されています。</p> <p>成果指標の見直しに関しては、地区計画の策定を目標に活動を行い、最終的にまちづくり方針の策定を行う地区等についても新たに対象とする検討を行っています。</p> <p>景観に配慮したまちづくりの推進は、地域の景観特性を踏まえて区分地区ごとにそれぞれ定めている景観形成基準を、建築物等を更新する際に適用していくことが事業の中心となっています。</p> <p>現在「一般地域」となっている地域を区民の合意形成を踏まえて「地域の景観特性に基づく区分地区」としていくことで、地域の景観特性を活かした景観に配慮したまちづくりを推進していきます。</p>

基本目標	V	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	3	ぶらりと道草したくなるまち

計画事業	74	歩きたくなる道づくり
------	----	------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【改革方針への意見】 ユニバーサルデザインの視点を考慮した事業の適切な推進を期待する。	道路整備に際しては、ユニバーサルデザインの視点に立った、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい歩行者空間づくりに努めます。

計画事業	75	魅力ある身近な公園づくりの推進
------	----	-----------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【改革方針への意見】 ユニバーサルデザインや災害時についても考慮し、事業をさらに拡大しての推進を期待する。	様々な公園事業の中で、ユニバーサルデザインや防災機能に配慮した整備を進め、公園があらゆる人々にとって使いやすく安全で快適に過ごせる場となるよう努めます。

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
みんなで考える身近な公園の整備（枝事業）	7,449千円
小規模な公園を対象として利用の活性化を図るため、公園周辺の住民と協働により公園を整備する（かば公園の改修計画設計）。	拡充
新宿中央公園管理運営手法の検討（政策推進経費）	20,298千円
新宿中央公園の快適性の向上のため、今後の管理運営方法等を検討する。 （民間導入による公園管理手法の検討 売店設置の検討 公園施設の現況調査）	新規

基本目標	VI	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	1	成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

計画事業	76	文化・歴史資源の整備・活用
------	----	---------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>区民、地域団体・学校・企業の代表者等と一体となって文化芸術振興基本条例を制定したことは評価できる。</p> <p>今後は文化芸術振興基本条例に基づき文化的資源を保存するとともに、一般の人にも享受できるように工夫して欲しい。</p>	<p>平成22年4月1日に施行した「新宿区文化芸術振興基本条例」については、条例をわかりやすく紹介するリーフレットを2万部作成し、区の施設やイベントの際に配布しています。また、条例制定記念イベントとして「ミュージカルアトム」（手塚治虫原案）を新宿文化センターで上演し、好評を得るとともに、多くのメディアで取り上げられました。加えて、区共催イベント等について「文化芸術振興基本条例制定記念事業」の冠を附すなど、条例制定について、幅広い情報発信を進めています。</p> <p>今後は、条例のコンセプトである「私たち『区民』で取り組む文化芸術創造」を基本に置きながら、文化芸術振興会議の報告書に記載された28項目の提言を実現していきますが、その取組みを通して、文化的資源を保存するとともに、多くの方が享受できるように工夫していきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>文化芸術振興基本条例が制定され事業を終了するのであれば、77「地域のお宝発掘」78「文化体験プログラムの展開」と統合し、文化・歴史の掘り起こし・整備・活用を総合的視野で実施してみてはどうか。</p> <p>また、条例の規定により設置された文化芸術振興会議が、取り組み進捗状況等を調査・検討していくようだが、条例の具現化をどのような仕組みで実施して行くのか。盛り込まれた28の課題解決に向けて積極的な取り組みに期待する。</p>	<p>77「地域のお宝発掘」に記載のとおり、同事業は平成22年度で終了し、平成23年度から「地域文化財の発掘・発信事業（計画事業）」として、更なる地域の文化・歴史資源の掘り起こし及び保護・保存・活用に取り組んでいきます。</p> <p>ご指摘のとおり、文化・歴史資源を活用した総合的な視野での事業展開は大切であると考えます。区は、これまで、文化体験プログラムにおいて、区の伝統産業である染色のプログラムを毎年行うとともに、都内に4軒しかない落語定席・「新宿末広亭」や史跡「三遊亭円朝旧居跡」が区内にあることから、区内に拠点を持つ落語芸術協会と連携して、落語体験、落語文字、切り絵を行う等の取組みを行っています。また、歴史博物館でも、「和綴じ体験」「勾玉作り」「職場体験」等文化・歴史資源を活用した体験講座等を実施しており、23年度の事業展開についても、こうした総合的な視点を大事にしながら、引き続き事業を</p>

	<p>進めていきます。</p> <p>条例の具現化については、文化芸術の振興に係る基本的な考え方、条例の素案等をまとめた「文化芸術振興に関する懇談会報告書」に記載された28項目の提言を実現することが条例の内容を具現化することであると考え、取組みを進めています。この取組み状況については、文化芸術振興会議で毎年評価・提言をいただき、適切な進捗管理を図っていきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>協働事業として、行政側からテーマを決め発信していくことも検討してみてもどうか。</p>	<p>区の事業である計画事業や経常事業の実施に当たっては、これまでもワークショップ方式なども積極的に導入し、協働の視点から、様々な文化団体等と連携をしてきています。また、こうした事業以外にも、各種の団体から年間100件以上の企画提案を受け、70件程度を後援・共催事業として行い、会場の確保、PR等区としての積極支援を既に行なってきています。</p> <p>以上のように、協働の取組みについては、様々な実施形態がある中で、引き続き積極的に取り組んでいきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>無形文化財は個人の技であるため保存が難しい面もあるので、録音、映像等で記録するなど、伝承しやすい方法を検討して欲しい。</p> <p>また、区有の文化財・区指定文化財だけでなく、登録文化財にも支援の枠を拡げ、貴重な文化的な財産の保護・保存を推進することが望まれる。</p>	<p>無形文化財の保存・継承については、公開機会の提供、録音・録画による記録作成等の取組みが大切であると考えています。公開の場については、これまでも「ふれあいフェスタ」や新宿未来創造財団主催「伝統芸能フェスティバル」を毎年確保しており、また「伝統芸能フェスティバル」では参加団体には映像記録も提供してきています。</p> <p>登録文化財については、指定文化財と同様、大切な区民共通の財産であると考えており、その継承のため必要な、修復や保全に係る経費についても支援できるよう、文化財保護条例及び交付要綱の改正に向けて取り組んでいきます。</p>

行政評価を反映した事業及び反映内容	平成23年度予算額
地域文化財の発掘・発信（枝事業）	1,113千円
<p>近代以降高度経済成長期までの文化遺産や地域に身近な文化歴史資源の保護・保存のため、従前の区文化財保護条例で規定していた「指定」、「登録」に加え、新たなカテゴリーとして「地域文化財」制度を創設する。</p> <p>（認定に伴う基礎調査 周知用チラシ3,000枚 認定プレート50枚 等）</p>	新規

計画事業	77	地域のお宝発掘
------	----	---------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>区民から文化・観光資源の発掘情報の提供件数が飛躍的に増えたのは評価できるが、提供を受けた情報のうち「地域のお宝」として認定された件数を指標に加えるなど、情報のフィードバックにつながる指標も追加する必要がある。</p>	<p>地域のお宝については、5年間で1,248件の情報が寄せられましたが、地域特性を持つ、稀少なものは僅か15件という状況にあります。</p> <p>これは、これまでの本事業が例えば「新宿の地域性を物語るもの」等お宝の基準を示してこなかったことによるものと考えています。そのため、本事業については、指標の改善として取り組むのではなく、廃止し、文化財保護条例を改正して地域文化財制度を創設する中で、条例に基づく認定や保護の基準を整備し、新たな計画事業として、地域文化財の認定件数として管理していきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>事業をさらに発展・活性化するため、76「文化・歴史資源の整備・活用」78「文化体験プログラムの展開」と統合し、文化・歴史の掘り起こし・整備・活用を総合的視野で実施してみてはどうか。</p>	<p>文化財保護条例を改正し、新たに創設する地域文化財制度の中で、地域の歴史・文化資源の掘り起こしを進める機会や参加の場を創出していきます。</p>
<p>【その他】</p> <p>身近な地域のお宝情報が学校教育にも生かされるよう発信方法を工夫するほか、主なものは新宿区のお宝として区外にも発信して欲しい。</p>	<p>これまでの地域のお宝については、地域特性を持ち、内外に情報発信できるような物件は数少なく、学校教育に直接活用できる状況にはありません。本事業を廃止し、新たに創設する地域文化財制度の中で、認定した物件について、区のホームページ等で積極的に発信するとともに、学校にも紹介していきます。</p>

計画事業	78	文化体験プログラムの展開
------	----	--------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>④目的（目標水準）の達成度</p> <p>区民ニーズにあったプログラムを区民に多数提供できており評価できる。</p> <p>一方、高倍率プログラムが多数存在するという</p>	<p>④目的（目標水準）の達成度</p> <p>より多くの参加を得るため、同じ内容のプログラムを複数回設定するなど、参加の機会の確保を図っています。</p>

<p>ことは、参加できず残念な思いをした区民も多かったことになるのではないかと。次年度にはさらに定員枠を増やすなど、より多くの区民の参加につながる取り組みにも期待する。</p> <p>○総合評価</p> <p>区民から高い満足度も得ており評価できる。文化芸術振興基本条例が制定されたのを機に、さらなる文化芸術活動の活性化が図れるようなプログラムの充実を図り、質・量の両面で拡充させて欲しい。</p>	<p>また、プログラムの充実のため、全プログラムについて引き続きアンケートを実施し、ニーズの把握、効果測定を行うとともに、参加者の反応にも十分注意を払っていきます。次年度以降も、これらの情報等について、講師等と共有を図り、意見交換を行い、継続的な事業改善に取り組んでいきます。</p> <p>○総合評価</p> <p>条例の内容を実現していく上で、この事業は非常に重要であるとの認識の下、さらなる事業の充実を図っていきます。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>事業をさらに発展・活性化するため、76「文化・歴史資源の整備・活用」77「地域のお宝発掘」と統合し、文化・歴史の掘り起こし・整備・活用を総合的視野で実施してみてはどうか。</p>	<p>「地域のお宝発掘」は、平成22年度で終了し、平成23年度から「地域文化財の発掘・発信事業（計画事業）」として、さらなる地域の文化・歴史資源の掘り起こし及び保護・保存・活用に取り組んでいきます。</p> <p>ご指摘のとおり、文化・歴史資源を活用した総合的な視野での事業展開は大切であると考えます。区は、これまで、文化体験プログラムにおいて、区の伝統産業である染色のプログラムを毎年行うとともに、都内に4軒しかない落語定席・「新宿末広亭」や史跡「三遊亭月朝旧居跡」が区内にあることから、区内に拠点を持つ落語芸術協会と連携して、落語体験、落語文字、切り絵を行う等の取り組みを行っています。また、歴史博物館でも、「和綴じ体験」「勾玉作り」「職場体験」等文化・歴史資源を活用した体験講座等を実施しています。</p> <p>こうした視点から、引き続き、事業を実施していきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>区民の自主的な文化・芸術活動を活発にする事業を拡大推進していく中で、区民ボランティア等の参加を促し、より効果的な事業展開の工夫も考えてもらいたい。</p>	<p>本物の文化芸術を気兼ねすることなく誰でも体験できることを事業の基本としているため、技量、専門性、知識、指導力の高い講師やアシスタントを選任しています。そのような観点から、適切な区民ボランティアの方の参加が得られれば、講師やアシスタントとして、登用していきたいと考えます。</p>
<p>【その他】</p> <p>成人対象のプログラムについては、民間と競合せずに区が主体となって実施する必然性や、民間との住み分けをはっきりさせることが困難であるとの考えから、子どもたちに豊かな文化体験の</p>	<p>成人対象のプログラムについては、本プログラム参加後、さらにステップアップできるようにカルチャースクール等民間の講座との関係も考慮しながら、プログラムの種目、内容、レベルを設定し、プログラムに参加して興味を深めた方が、</p>

機会を与え、学校教育と連携することで、本事業を子ども向けに特化した事業とするべきとの意見があった。

同じ種目の民間の講座に進む等の効果を挙げています。

また、子どもを対象とした文化体験の場としては、本プログラムと合せて、学校においても、小中学校での鑑賞教室や、対話型美術鑑賞教室を各校で実施してきているほか、多くの学校がそれぞれ工夫を凝らし、特色ある教育活動の推進として、能楽教室や茶道体験、和太鼓、三味線等を既に実施しており、力を入れているところです。

「文化芸術の振興に関する懇談会」では、文化芸術体験について、子どもにとってはもちろん重要だが、高齢者にとっても大切であり、年齢に係らず参加の機会の確保が必要との議論もなされ、報告書がまとめられたところです。今後も民間との競合には十分に留意しつつ、大人から子どもまで多くの方が参加できるプログラムを引き続き実施していきます。

基本目標	VI	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	2	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

計画事業	80	新宿文化ロードの創出
------	----	------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>目標水準の再設定や新たな指標を加えたことは評価できるが、実績が既に100%を超えるのであれば、また別の成果指標に見直す必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、目標水準を再設定するなど事業効果を的確に把握できるような目標設定を検討していきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>イベントの参加者数とイベント実施回数に加えて、モニターやアンケートにより、実施内容の満足度を調査し指標としてはいかがか。</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>効果的な周知活動が行われたことで、観客人数も飛躍的に増えたことは評価できる。</p> <p>しかし、協議会への参加団体は昨年度より減っているようである。原因を確かめて今後の活動につなげて欲しい。</p> <p>○総合評価</p> <p>文化と産業の融合という目的に向けての試みとしては成功していると思われるが、区内の事業者を中心とした文化行事になっており、ここへ区民をどう巻き込んでいくか工夫が必要である。</p>	<p>②適切な目標設定</p> <p>ご指摘を踏まえて、イベント実施内容の満足度調査を検討します。</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>協議会への参加団体については、20年度と21年度の比較では、2団体減少していますが、22年度には、学校法人河合塾美術研究所新宿校等が新たにメンバーに加わるなど2団体増加しています。</p> <p>今後も引き続き、参加団体との協力をより深めるとともに、参加団体を増やしていけるよう、効果的な事業展開に努めていきます。</p> <p>○総合評価</p> <p>今後は事業者に加え、多くの区民にも参加していただけるよう努めていきます。</p>

計画事業	81	文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援
------	----	-----------------------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でないと評価した理由】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>昨年は「適」としたが、統合を踏まえて、目標設定がわかりづらい。全体の指標がアウトプット指標なので、アウトカム指標とするよう努力すべきである。</p> <p>また、ビジネスアシスト新宿応募企業数では、指導助言の結果、中小企業の経営力強化につながったかどうか不明確である。長期的視点は必要だとしても、単年度で図れる指標設定を工夫して欲しい。</p>	<p>ご指摘のとおり、平成22年度に計画事業の統合を行ったことにより、計画事業の目的と個々の事業指標の設定が分りづらいという面が生じています。今後、個別事業の指標及び設定のあり方についても精査していきます。</p>

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【その他】</p> <p>地域産業の構造転換を支援し活性化させることを目的としているが、実質的には中小企業支援や育成を図る事業であると思われる。計画事業79「文化創造産業の誘致」と事業統合したこともあり、明快なタイトルに変更してはどうか。</p>	<p>ご指摘いただいたタイトルの変更については、計画事業全体を考えていく中で、検討していきます。</p>

基本目標	VI	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	3	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

計画事業	82	新宿の魅力の発信
------	----	----------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>昨年の内部評価での商業情報等の取り込みが不十分という反省から、公益財団法人新宿未来創造財団へ事業移管を行っている。今後は課題にあるとおり、行政の制約を越えた、新宿の魅力を積極的に発掘・発信できる仕組み等の改善が望まれる。</p> <p>○総合評価</p> <p>計画された事業が滞りなく進んでいることは評価できる。これらの事業が十分活用され、効果を上げているかを検証し、さらなる事業の充実を期待する。</p>	<p>③効果的・効率的な視点</p> <p>公益財団法人新宿未来創造財団への観光事業の移管とあわせて、平成22年9月には本事業の（仮称）新宿文化観光ビューローを、新宿区観光協会、新都心新宿PR委員会、公益財団法人新宿未来創造財団及び区の4者による「新宿シティプロモーション推進協議会」として設立し、行政の制約を越えて情報発信できる枠組みを構築してきたところです。</p> <p>また、すでに運営されている地域ポータルサイトと協力し、新宿シティプロモーション推進協議会が運営する観光ポータルサイト「しんじゅくナビ」を開設し、新宿の魅力の発信を開始しています。平成23年2月には商業情報を取り扱うマップの作成を予定しています。</p> <p>今後は、サイトのコンテンツの充実を図るなど、さらに新宿の魅力を発信できるようにしていきます。</p> <p>○総合評価</p> <p>計画事業である「新宿の魅力の発信」を着実に推進していくためには、新宿区観光協会や、新都心新宿PR委員会、新宿まち歩きガイド運営協議会等の観光関連団体と連携して新宿の魅力を掘り起こし、発信し、人を惹きつけることが大切です。すでに設立した新宿シティプロモーション推進協議会や新宿まち歩きガイド運営協議会を通して、年度ごとの取り組みを検証し、各団体にフィードバックしながら事業の充実を図っていきます。</p>

<p>【改革方針への意見】</p> <p>新宿区は魅力いっぱいの集客力のある街である。地方や外国から新宿区を訪れる人々に適切な情報提供をするためには、行政が新宿の魅力の創造・掘り起こしや発信力の強化を行い、それを多くの関係主体に働きかけることが重要であると考える。来訪者に喜ばれるよう、区の総合力を発揮して事業を推進していくことを期待する。</p>	<p>新宿を訪れる多くの人への情報提供、新宿の魅力の創造・掘り起こしや発信力強化の仕組みとして新宿シティプロモーション推進協議会を設立しました。この仕組みを通して、「しんじゅくナビ」による情報発信や街角や公共空間を活用したPR事業等を展開し、区の総合力を発揮して新宿の魅力を発信していきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>民間には多くの情報や知恵が有るため、民間との協働事業として進めていくことも検討してみてもどうか。</p> <p>既存の民間サイトと効果的にリンク付けをするなどの、ITの活用も考えていただきたい。</p>	<p>民間が有する情報や知恵を基にして新宿の魅力を発掘し、発信するために、新宿シティプロモーション推進協議会を設立しました。</p> <p>また、民間サイトとのリンクとして地域ポータルとの連携によるしんじゅくナビを9月にスタートさせました。</p> <p>今後も新宿シティプロモーション推進協議会の構成団体間の相互リンクを図るなど、効果的に新宿の魅力を発信していきます。</p>

計画事業	83	歌舞伎町地区のまちづくり推進
------	----	----------------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>②サービスの負担と担い手</p> <p>歌舞伎町地区のまちづくり推進事業には、歌舞伎町タウン・マネージメントの運営により実施される事業のほか、道路の整備や放置自転車対策等の公共事業の初期投資を有し、区が主体的に実施していくことが必要な事業があり、それぞれの事業の担い手は妥当である。</p> <p>しかし、歌舞伎町ルネッサンスは、より多くの担い手を巻き込んで発展的に展開していくべき事業なので、さらに多くの民間の参加への働きかけが必要である。区は、地域の自主的な活動をより一層推進していくべきである。</p>	<p>歌舞伎町タウン・マネージメントは、区の支援団体ではありますが、地元の歌舞伎町商店街振興組合や町会をはじめ、関係行政機関、また、この事業の趣旨に賛同する多くの民間団体が参画しており、歌舞伎町ルネッサンスの目標実現に向け活発に活動しています。</p> <p>今後も歌舞伎町タウン・マネージメントを中心に、より多くの民間団体等が参画し、自主的に活動できるような支援をしていきます。</p>

<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>区が前面に出て、大久保公園のイベント広場としての活用やシネシティ広場の活用に向けた基盤整備など、歌舞伎町地区のまちづくりのため大きな役割を果たしたことは評価できる。しかし、まちづくりは地元や事業者といった民間の主体的かつ、効果的な取り組みが重要である。この点で民間の役割発揮は、まだ小さいように見受けられる。区は、民間がより一層前面に出てまちづくりを推進していくことができるような支援、働きかけとなるような事業展開とすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、歌舞伎町のまちづくりは地元・事業者等の民間が自主的、効果的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>こうした活動は、歌舞伎町タウン・マネジメントに参画する多くの民間団体を中心に進められています。例えば、ホームページやタウン情報誌の発行等は、地元・事業者が中心となり企画・製作しています。また、大久保公園やシネシティ広場のイベントでは、吉本興業等の民間事業者が主体となってイベントを開催し、歌舞伎町タウン・マネジメントは警察、消防との調整を主として担っています。区は、これら民間の活動を積極的にPRしていくとともに、引き続き、民間団体がより一層全面に出て歌舞伎町のまちづくりを推進していくことができるように事業を展開していきます。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>④目的（目標水準）の達成度</p> <p>達成水準の指標からすると、放置自転車台数とシネシティ広場使用日数の実績が十分でなく、また、文化発信状況も芳しくない。</p>	<p>「歌舞伎町地区のまちづくり推進」では、ご指摘のとおり、3つの事業指標のうち「繁華街の防犯・防火活動の推進」を除き達成度が芳しくありません。しかし一方で、区政モニターアンケート等の「安全・安心」や「賑わいづくり」では評価されている面もあることから、今後、こうしたものを事業指標として取り入れることを検討します。</p>
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>○総合評価</p> <p>歌舞伎町地区のまちづくり推進の基盤整備は予定どおり実施されており、歌舞伎町地区がルネッサンス事業の推進により、以前に比べ安全になり、安心して歩けるようになったことは大いに評価したい。</p> <p>しかし、「新たな文化の創造と発信」「繁華街地域運営モデルの構築」といった計画事業の目的から見ると、施策全体の成果としては、必ずしも十分であるとは言えない。</p>	<p>歌舞伎町のまちづくりでは、大久保公園や花道通り等、当面の公共施設整備は完了しているものの、旧コマ劇場等シネシティ広場周辺の民間開発に進捗がみられない状況にあります。</p> <p>歌舞伎町ルネッサンスの目指す新たな文化の創造・発信は、繁華街版地域運営モデルとして設立した歌舞伎町タウン・マネジメントが、大久保公園やシネシティ広場等を活用して進めていますが、その開催日数、まち全体からの発信という点において必ずしも十分ではありません。引き続き官民一体となり「歌舞伎町まちづくり誘導方針」に則したまちづくりを進め、新たな文化の創造・発信を進めていきます。</p>

<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>手段改善とすべきである。多額の税金を投入した事業であり、最終的には地域の自立を目指す方向が見えるような事業の推進を望みたい。</p>	<p>歌舞伎町ルネッサンスは、区、地元・事業者、関係行政機関等が協働・連携しながら、これまで安全・安心、地域活性化のための事業を進めてきました。また、大久保公園や花道通り等、当面の公共施設整備は概ね完了し、一定の効果、評価を得ています。しかし、旧コマ劇場等シネシティ広場周辺の民間開発に進捗がみられないことから、引き続き、官民が一体となり、歌舞伎町ルネッサンスの目指すまちづくりを進め、まち全体の魅力を高めながら、最終的には地域が自主運営できるよう取り組んでいきます。</p>
---	--

<p>外部評価実施結果 【外部評価の意見】</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>歌舞伎町地区の安全や環境美化、文化発信、賑わい等、歌舞伎町地区のまちづくりの成果を客観的な数値で表す具体的な事業の指標を検討すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、まちづくりの進捗状況が具体的に評価できるように、区政モニターアンケートの結果等の指標化を検討します。</p>
<p>【改革方針への意見】</p> <p>都市公園や道路の活用には法的な制約から限界があるので、それらは副次的な位置付けにとどめるべきで、同地区における地元や事業者の積極的な役割発揮こそが求められる。</p> <p>歌舞伎町地区からの賑わいや文化発信のためのコンセプトを検討すべきである。</p>	<p>歌舞伎町には多くの興行施設、文化施設、また飲食をはじめとする店舗が集積しており、様々な活動主体によって、歌舞伎町ルネッサンスの目指す大衆文化や賑わいが創り出されています。</p> <p>歌舞伎町ルネッサンスの地域活性化事業も、こうした活動の中のひとつとして、民間の空ビル・空室、駐車場、また工事現場の仮囲い等を活用したイベントを実施しています。また、大久保公園やシネシティ広場等の公共施設・公共空間を活用し、新たな文化の創造・発信、賑わいづくりを行っています。引き続き、まちの中にある様々な資源を有効に活用しながら、その担い手とともに歌舞伎町ルネッサンスの目指すまちづくりを進めていきます。</p>
<p>【協働の視点による評価】</p> <p>歌舞伎町地区のまちづくりのためには、実質的な当事者である地元や事業者が大きな役割を果たすべきなので、区はより一層多くの地元や事業者に積極的な関与を働きかけるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、歌舞伎町のまちづくりには地元・事業者をはじめ、多くの民間団体の関与が必要です。</p> <p>現在、歌舞伎町タウン・マネジメントには、歌舞伎町ルネッサンスを実現するための四つの部会があり、それぞれにおいて地元・事業者が連</p>

	携、協働し事業を進めています。区は歌舞伎町タウン・マネージメントとともに、こうした活動をPRしながら、より多くの方が歌舞伎町のまちづくりに参画できるよう積極的に働きかけていきます。
<p>【その他】</p> <p>多額の税金をつぎ込んだ事業であるが、経済状況の影響もあり、公共投資による効果が形になって外にあらわれてきていないことから、事業の今後の方向性を明確に示すことは非常に重要である。</p> <p>本事業に関連する補助事業である「歌舞伎町タウン・マネージメントの運営」事業については、初期の段階では、まちづくり推進の牽引役として行政の役割が重要である。しかし、実質的な当事者は地元や事業者なので、今後区は、歌舞伎町タウン・マネージメントの自主運営に向けた一定の方向性を示すべきである。</p>	<p>歌舞伎町タウン・マネージメントが、継続して自主運営していくためには、財政基盤を安定化する自主財源の確保が必要です。</p> <p>このため、平成20年度にシネシティ広場の使用基準を定めて、歌舞伎町タウン・マネージメントの自主財源確保に取組みました。今後、大久保公園でもシネシティ広場と同様の仕組みづくりを行います。</p> <p>また、他の財源についても、歌舞伎町タウン・マネージメントとともに検討していきます。</p>

計画事業	84	商店街活性化支援
------	----	----------

外部評価実施結果 【内部評価に対する評価】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【適当でない」と評価した理由】</p> <p>○改革方針・方向性</p> <p>商店会へのサポート活動は効果的な制度であり、より一層の周知徹底を図りたい。</p> <p>一方、新宿区内には多くの商店会が存在するため、現在の商店会サポーターの人員では限界があると思われる。そのため商店会サポーターの人員等を強化し、商店会の活性化につなげていく必要があるのではないかと。</p> <p>そのため、改革方針を「現状のまま継続」として継続していくのではなく、「手段改善」等により事業の推進を図るべきである。</p>	<p>商店会サポーターについては、平成21年度に1名増員したところです。「商店会サポーターの人員等の強化」をしたかどうかというご指摘ですが、まさに本事業の成否は、サポーター一人ひとりの力量に負うところが非常に大きいものと考えています。そこで、サポーターの採用にあたっては、経済団体や金融機関等にも協力を呼びかけ、新たな人材の発掘を行い、今まで以上に、多様な知識と経験を持った人材を採用するとともに研修会へ参加させるなど、サポーターの育成にも取り組んでいきます。</p> <p>人員増については、効果的・効率的な事業執行の観点から、今後も必要に応じて検討していきます。</p>

<p style="text-align: center;">外部評価実施結果 【外部評価の意見】</p>	<p style="text-align: center;">内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>②適切な目標設定 昨年の外部評価を受け、新たな指標に変更し改善が図れたことは評価できる。 指標3のように事業実施が売上に直結するかどうかは、景気変動の影響で必ずしも高い割合にならないが、区と商店街が共に事業の成果を振り返ることで改善点を見出して欲しい。</p> <p>③効果的・効率的な視点 目標の達成度が低いものについては、原因を調査し次に反映させて欲しい。 また、商店街活性化支援事業は複数の事業で構成されており、様々な助成を実施している。そのため、区は助成をするにあたり、より一層慎重な審査をすべきである。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度 空き店舗活用支援に関しては、数字上の高い実績を目指すより、慎重な事業選定と検証を重視して、この事業の意義を深めることが重要と思われる。</p> <p>○総合評価 本計画事業における2つの目標は、達成度が高く評価できるが、達成度が低いものについては、その原因を調査し次に反映させる努力をして欲しい。</p>	<p>②適切な目標設定 商店街イベント事業の成果などについては、事業実施後に、商店会サポーターを通じて、区と商店街がともに振り返りを行い、集客効果や売上げ増加に向けた改善点を見出し、より効果的な事業実施となるように努めていきます。</p> <p>③効果的・効率的な視点 目標達成の水準の低い指標（イベントの実施による売上げの増）については、今後も原因の調査を行い、改善に向けて努めていきます。 また、ご指摘のとおり、商店会が実施する事業への助成に対しても適正な執行とするため、事業申請時及び実績報告時など、今後も厳格な審査を実施していきます。</p> <p>④目的（目標水準）の達成度 空き店舗活用補助事業については、各々の商店街の活性化に寄与できる事業として展開するため、よりよい事業者を選定できるよう周知に努めるとともに、補助制度の内容についても改善に向け検討していきます。</p> <p>○総合評価 商店街にぎわい創出事業については、事業がより効果を発揮するよう、商店会サポーターを活用し各商店会の事業への指導・助言等のサポートを行い、改善に努めていきます。 空き店舗活用支援事業については、事業開始3年目の平成22年度は、説明会を開催するほか、金融機関等へ積極的に事業周知を行った結果、12件の申請があり、うち3件に交付決定を行いました。今後も、平成23年度に向け積極的に事業周知を行い、商店街の活性化に寄与する事業者の申請につなげていきます。 また、商店街は単なる買い物の場だけではなく、地域コミュニティの核としての役割を担っていることも踏まえ、区と商店会が連携を強化し、商店街の活性化に取り組んでいきます。</p>

計画事業	85	平和啓発事業の推進
------	----	-----------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【改革方針への意見】</p> <p>戦争を知らない世代が増え平和は観念的なものに成りつつある。「平和展」や「親と子の平和派遣事業」などの既存事業のほか、様々な機会を捉え、平和の普及啓発活動を推進することを期待する。</p>	<p>昭和61年、世界の恒久平和を希求して平和都市宣言を行い、以来、平和啓発事業を積極的に推進しています。</p> <p>今後ともより多くの区民、特に次代を担う若い人たちに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えるため、平和展や親と子の平和派遣事業などの既存事業のほか、平成22年3月に作成した平和マップを活用するなど、引き続き、平和施策の充実に力を入れていきます。</p>

計画事業	86	地域と育む外国人参加の促進
------	----	---------------

外部評価実施結果 【外部評価の意見】	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>②適切な目標設定</p> <p>指標が増えて具体的な事業の進み具合が分かりやすくなった。内部評価でも評価しているように、さらに新しい指標設定に向けての工夫に期待する。</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>コーディネーターの資質向上に向け、さらなる努力に期待する。</p>	<p>②適切な目標設定</p> <p>しんじゅく多文化共生プラザにおける利用者のニーズやアンケート調査の結果等を踏まえながら、利用者数や満足度だけでなく能動的な活動を評価できる指標設定を検討します。</p> <p>③効果的・効率的な視点</p> <p>今年度から「ネットワーク連絡会」を「多文化共生連絡会」と名称変更し、会則を定め、会長・副会長を配置するなど取組みを強化しました。この中で「プラザのあり方検討」の分科会を立ち上げ議論しています。</p> <p>今後は分科会の検討に基づき、親子での利用の促進、地域との積極的な連携、効果的なイベントの実施等、より利用しやすくコーディネーターとしての役割を担う多文化共生プラザとしていきます。</p>

総合判断（補助事業）

基本目標	I	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	1	参画と協働により自治を切り拓くまち

補助事業	1	協働推進事業助成
------	---	----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>NPOなどの社会貢献活動は先駆的・開拓的な事業を実施しており、それらの活動へ助成を行うことにより、協働による地域社会づくりを推進していくことは評価できる。</p> <p>また、本制度によりNPOを育成していく中で、協働で見出された公共性の高い事業が、区の事業としての新たな位置づけを与えられるような場合もあると思われる。</p> <p>そのため、区はこれまでの補助対象事業の成果を検証し、補助終了後の仕組みづくりや、目的に応じた柔軟な補助期間の見直しなど、活動団体の次のステップに向けて共に考える必要があるのではないか。この点を含めて事業の見直しを図るべきである。</p>	<p>NPO活動資金助成事業は、区民の方や事業者の方等からの寄附によって支えられた「協働推進基金」を原資として行っています。この助成を通じて、自立性と実行力を備えたNPOが増え、区民サービスの創出につながることを期待しています。</p> <p>そのため、NPO活動資金助成事業については、実施を通して見えてきた課題を整理し、第三者機関である協働支援会議の意見を参考にして、適宜見直しを行います。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>H22年度中に助成できる事業の回数制限を設けるなど、改善されたことは評価できるが、一方で、収益性の低い事業を実施するNPO団体等は、最長3年間の助成終了後、自立できるか疑問である。補助事業である以上、一定期間で補助を終了し、自立させるべき原則は十分理解するところであるが、公益性が高いと認められる事業については、事業継続を支援すべき場合もあるのではないかと。そうした事業を実施するNPO団体等を育成し、事業の継続を支援していくのであれば、制度のあり方を工夫して欲しい。</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>協働推進基金の寄附実績は上がっているが、申請事業数が少ないのは協働推進基金について周知が不足しているのではないかと。</p>	<p>③効率性・代替手段</p> <p>この事業は、協働推進基金からなる助成事業として、自立性の高いNPO活動の促進を図ることも目的の一つであり、同一の事業に対して長期にわたって補助を行うことは適切でないと考えます。そのため、NPO活動資金助成の回数制限を超える場合の事業の継続については、その事業内容を対象とする他の補助金等の活用も検討していただきたいと考えています。そこで、平成22年度に新規実施した「NPOのための助成金獲得講座」や助成情報の提供等によるNPO活動の支援に今後も取り組んでいきます。</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>また、協働推進基金については、NPO活動資金助成事業紹介冊子の作成に市民の方たちに参加していただき、市民目線での読み手を意識した紙面づくりに取り組みました。この冊子等を用いて、更なる周知に努めます。</p>

基本目標	I	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	2	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

補助事業	2	地域協働事業への支援
------	---	------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>補助の利用が地域センターに登録している団体が多いように見受けられる。事業目的からすると、より多くの地域コミュニティ団体等との連携を図っていくことが重要である。そのためには、十分な周知を行うとともに、多くの団体に機会を与えるため、これまでの実績を検証し、より効果的な事業が実施されるよう、抜本的な見直しを図るべきである。</p>	<p>地域の団体は、活動の拠点として地域センターに登録し活動しているものが多く、補助の利用も地域センターの登録団体が多くなっています。しかしながら、より多くの地域コミュニティ団体等と連携を図ることは重要と考えており、より多くの団体に利用されるための方策を考えていきます。</p> <p>また、今後は、区が「地域自治組織」のあり方や設置に向けた検討を進める中で、「3 まちづくり活動助成」とあわせて、適切な見直しを行っていきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>小規模な活動にも機会が与えられ有効な制度ではあるが、10地区への団体助成的な部分も見受けられる。これまでに補助を実施した事業内容が、「住みよいまちづくりに向け、地域住民の交流参加の促進と連帯を図る」という補助の目的に向け効果的なものであったかなど成果等を検証し、地域特性に対応した活用方法を検討する時期ではないか。</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>交付団体数が減少している原因を分析し、補助の目的達成に向けて新たな団体を掘り起こしていく必要がある。</p>	<p>③効率性・代替手段</p> <p>補助を実施した事業について「住みよいまちづくりに向けた、地域住民の交流参加の促進と連帯を図る」という補助目的に照らし成果の検証を行い、より効果的な事業の実施へつなげていきます。</p> <p>④目的達成の状況</p> <p>この補助金の交付により、地域に密着したコミュニティ事業を活性化する効果を得ています。新たな団体や事業の協働も大切であり、より多くの団体に利用されるための方策を考えていきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>地域の方々へ成果報告を積極的に行って欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今後、町会連合会や地区協議会などの機会を活用し、地域の方々に対する事業の成果報告に努めます。</p>

補助事業	3	まちづくり活動助成
------	---	-----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>「地区協議会が行う地域課題の解決に資するまちづくり活動」への支援であれば、条例等の制定の中で、地区協議会の位置付けを明確にすることが重要であると考えます。</p> <p>自治基本条例等で明確な位置付けがされない現在の状態では、地区協議会が実施すべき事業内容も不明確であるため、補助対象とする事業が他団体の実施する事業との競合を避けるなどの精査が必要である。</p> <p>区は事業内容の審査を強化し、地域特性に見合った効率的な事業に対し補助すべきではないか。</p> <p>区は、これまでの4年間の実績を検証し、より効果的な事業が実施されるよう、抜本的な見直しを図るべきである。</p>	<p>自治基本条例を策定していく当初の過程では、地区協議会の位置付けを明確にしていく予定でした。</p> <p>しかし、区民、議会及び行政の代表者からなる検討連絡会議等における検討の中で、新宿区の地域自治における地域の区分のあり方や地域自治の主体として想定される「地域自治組織」については、新たな条例で具体的な内容を定めることとされました。自治基本条例では地区協議会の位置付けを明確にすることはできませんでしたが、地区協議会の活動は、地域の中で課題解決に向けた役割を果たしています。そのため、地域自治組織の内容が明らかにされるまでの間は、地区協議会の活動を支援していきたいと考えています。</p> <p>補助事業の内容に対する審査の強化や効率性の確認については、事業申請や事業報告する際に、「目的」、「事業実施による効果」、「事業実施に対する評価」などを報告する体制を取り入れたところです。また、4年間の事業実績を検証し、より効果的な事業の実施へつなげていきます。</p> <p>今後、区が「地域自治組織」のあり方や設置に向けた検討を進める中で、「2 地域協働事業への支援」とあわせて、適切な見直しを行っていきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>地域住民が成果を知り評価するような仕組みがあつてこそ、自治の意識向上といえるのではないかと。</p> <p>また、地域により差があると思うが、まだ住民には充分理解されていない。</p>	<p>地区協議会の取り組みや成果を積極的に周知するとともに、より効果的に事業が実施されるよう4年間の事業実績を検証し、地域自治の推進に貢献するよう見直します。</p>

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	1	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

補助事業	4	男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業
------	---	-----------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>23区初の試みという点は評価できるが、補助件数が目標をかなり下回っているので事業の周知方法を工夫するとともに、さらなる事業推進のため、計画事業（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進）との連携を強化する必要がある。</p> <p>また、男性従業員の育児介護休業取得が進まない理由としては、就業規則、職場の雰囲気、労使の意識不足のほか、その時々を経済状況に左右されるなどが考えられる。これらの分析が必要ではないか。</p>	<p>事業の周知については、東京商工会議所新宿支部との連携を密にしながら、区内中小事業者に対して重ねて周知を図るとともに、更なる周知方法について検討していきます。また、新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度のコンサルタント派遣制度を活用しながら、就業規則等の整備を支援していきます。</p> <p>また、男性従業員の育児介護休業取得が進まない理由等については、今年度実施したワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査及び従業員の意識・実態調査結果を踏まえた分析を行います。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>改正育児・介護休業法の施行により、男性の育児・介護休業取得促進に向けた法整備も進んでおり、今後の進捗状況を見極めていく必要がある。平成21年度の補助件数は低いですが、新しく開始した事業であり、法改正を踏まえた今後の取り組みに期待する。</p>	<p>新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度のコンサルタント派遣制度を活用しながら、就業規則等の整備及び男性の育児・介護休業の取得を支援し、補助件数の増加につなげていきます。</p>

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	2	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

補助事業	5	プレイパーク活動の推進
------	---	-------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【その他の意見】 プレイリーダーの養成をより強化することが望まれる。</p>	<p>協働の理念に基づき、区はプレイリーダー養成について広報活動等により積極的に支援し、新宿プレイパーク協議会が中心となり、養成講座をさらに充実していきます。</p>

補助事業	7	地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）
------	---	------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】 地域の特色を生かした青少年の健全育成を推進するうえで、地区青少年育成委員会の果たす役割が重要であることは充分認識し、期待しているところである。</p> <p>しかし、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、安全・安心の見守りなど、青少年健全育成に関する課題は山積しており、区は青少年の自立支援活動の取り組みとして、地域や学校等とも連携し、各地域の青少年健全育成の課題解決に向け、積極的に対応していく必要がある。</p> <p>また、青少年を取り巻く状況を踏まえると、専門的な取り組みのほかに、育成会と協働により、今まで以上に青少年の健全育成を推進することが必要であると考えます。</p> <p>そのためには、現在補助している事業では、必ずしも課題解決に対応できないと考えられるため、区は従来の各団体へ同額を補助する仕組みを見直し、区が補助事業として期待している内容をより明確にしたうえで、それらの社会情勢の変化に応じた事業活動に対して、補助する仕組みに切替えていくべきではないか。</p>	<p>地区青少年育成委員会は、特別出張所を単位として作られており、その地域の町会・自治会、青少年団体、女性団体、PTA、商店会、保護司、民生・児童委員、体育指導委員、青少年活動推進委員、スクール・コーディネーター等で構成されています。</p> <p>青少年の健全育成のため、地区ごとに多くの事業を実施しています。これらの事業は、青少年にとって社会形成・社会参加へのきっかけ、地域の大人の顔が見え、地域との係わりを保つ事業として効果があると判断しています。また、これらの事業が不登校、ひきこもり、いじめ、虐待などを未然に防ぐ効果もあると判断しています。</p> <p>不登校、ひきこもり、いじめなどは、個別の事情に応じた慎重かつ効果的な対応が必要であることから、専門機関や有識者が対応すべきと考えます。地区青少年育成委員会に期待している役割は、地域の青少年を幅広くとらえ、地域全体としての健全育成の取り組みを展開していただくことであると考えています。</p> <p>そうした活動を支援する一環として、平成22年度から、より補助対象事業を細分化し、事業の実</p>

	<p>施種別に応じた補助に見直しました。今後も、必要に応じて見直していきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>①役割分担</p> <p>区は「新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱」第2条にある、地域社会の青少年健全育成を図るための4つの事業（「青少年の健全育成に関する事業」「青少年を取り巻く社会環境の浄化と防犯に関する事業」「中学生の社会参加事業」「青少年の健全育成について関心と理解を深める事業」）として、区が求める事業内容を補助団体に具体的に例示するなど、社会情勢の変化に応じた青少年育成上の重要な課題解決に向けた事業に取り組むよう働きかけて欲しい。</p>	<p>①役割分担</p> <p>事業内容の例示については工夫しますが、地区ごとの地域性を取り入れた事業内容も重要と考えていますので、補助事業の主旨をさらに明確にします。</p>
<p>③効率性・代替手段</p> <p>青少年育成委員会、地区協議会、地域センター管理運営委員会で事業競合するところが見受けられるため、補助対象事業について精査すべきである。</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>青少年健全育成のねらいは青少年の自立支援にあり、真に青少年健全育成活動への参加が必要とされる子どものための事業に、もう少し重点をおくべきである。</p>	<p>③効率性・代替手段</p> <p>青少年育成委員会の構成員が、地区協議会、地域センター管理運営委員会に属している地区がほとんどです。こうしたつながりの中で、地域全体で青少年の健全育成の支援を行っていただいていると考えます。事業競合と見受けられる部分があるとなれば、地域の中でより連携を深め、情報共有しながらの取組みとしていけるように、区は支援をしていきたいと考えています。</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>青少年育成委員会は、地域の青少年を幅広くとらえ、多くの子ども達の健やかな成長を支援するために活動をしています。不登校、ひきこもり、いじめなどは、個別の事情に応じた対応が必要であり、個人情報も取扱うこととなることから、専門機関や有識者が対応すべきと考えます。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>協働は実施されているが、38年間の中で社会情勢が変化しているにもかかわらず、事業の内容に大きな変化がないまま補助対象として継続して助成しており、補助内容が十分精査されているとは言えない。個別目標である「子どもの育ち、自立を地域でしっかり応援するまち」という目標の原点に戻り、補助対象とする事業の内容を考え直すべきである。</p> <p>そのためには、区が補助事業として期待している内容を、より明確に補助団体へ提示したうえで、各地域の意見を十分に踏まえて事業内容を精査していくことが必要である。</p>	<p>今後、補助対象とする事業内容については、地区青少年育成委員会会長会を通じて協議していきます。</p> <p>また、補助事業としての主旨等をわかりやすいものにするために、補助要綱の見直しなども行っていきます。</p>

補助事業	8	認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助
------	---	---------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【その他の意見】</p> <p>現在、新宿区では待機児童がいる状態で、未就学児の人口は増加傾向にあるが、全国的には少子化の傾向が続いているので、新宿区もあるところで供給超過になることも考えられる。そのタイミングをしっかりと見極め、計画事業（保護者が選択できる多様な保育環境の整備）全体の中で補助の方法等を検討することが必要である。</p>	<p>保護者が選択できる多様な保育環境の整備については、待機児童の状況や社会情勢等を勘案しながら、今後も実行計画の中で計画的に行っていきます。</p> <p>限られた財源を効果的効率的に活用するために、実行計画の中で必要に応じて補助のあり方を検討します。</p>

補助事業	9	認証保育所保護者等の負担軽減
------	---	----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【その他の意見】</p> <p>保護者が選択できる施設の範囲が広がる整備が進められていることを区民に周知し、無理・無駄なく利用されるようにする工夫があるのではないか。</p>	<p>認証保育所は、保護者が選択できる保育サービスの拡充施設のひとつです。利用にあたっては、就業等で保育を必要とする場合のほか、子育てに負担を感じている保護者も利用できる、保育を要する子の需要にも応える施設となっています。</p> <p>今後も区民への周知に努め、効果的な区民利用を図っていきます。</p>

補助事業	10	私立幼稚園協議会への事業助成
------	----	----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>「私立幼稚園教職員の研修事業を支援し、教職員の資質向上及び私立幼稚園教育の振興、充実を図る」という目的が達成されている。</p> <p>ただし、補助対象としている研修が定例化しているように見受けられるが、補助金を有効に使用する工夫が必要である。</p> <p>また、補助事業11（教育研究会事業補助）の枠組みを変えて、この事業との連携を図るなどを検討する必要がある。</p>	<p>教職員の資質向上のための研修として、東京都私立幼稚園連合会の実施する、新規採用教員（東京都の委託）、中堅教諭、園長を対象とした研修などを定例的に実施しているほか、私立幼稚園協議会の自主事業として、全園の教員を対象とした児童の発達や保育指導に関する講演会など、補助目的に応じた内容となっています。</p> <p>引き続き、新宿区で実施する障害児保育に関する研修など、私立幼稚園の教職員が参加できる研修を紹介していくとともに、教育研究会を所管す</p>

	<p>る教育指導課と連携し、今後の研修について検討していきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>公立、私立それぞれの特性を活かすために、相互で研修を行う道を拓くにはどうしたらよいか が課題である。垣根を越えた取り組みに期待する。</p>	<p>各私立幼稚園の教育・経営方針などに配慮しつつ研修内容や実施機関など、相互で研修を実施できる条件について検討していきます。</p>

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	3	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

補助事業	11	教育研究会事業補助
------	----	-----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>組織的な研修とともに、課題解決に向けて自主的な研修を行っているという説明があったが、内部評価の記述面からは十分に理解できない。多くの教員が自主研究に取り組む姿勢は高く評価するところである。</p> <p>補助対象としているものが教科研修、指導技術の向上だけであれば、本来業務の中で解決すべきではないか。</p> <p>新宿区の実情に合った、「生きる力を育む教育」等を図るための教育研究による指導法の改善成果を、補助金の有効活用という面から、区民目線で理解できるような方法で周知されたい。</p>	<p>教員は日常的な業務の中で、自己の指導法に関する研究を行っていますが、指導法の開発や指導力向上のためには、教員相互の研鑽が必要です。このため、教育委員会において職層や課題別の体系的な研修を行っていますが、教育研究会が独自に研究主題を設定し、研究に取り組むことは、教員がより専門性を高め、授業力を向上するために必要であると考えています。</p> <p>なお、教科研修、指導技術のほか、不登校児童・生徒への教育相談、保健指導、情報教育、栄養指導など、教育課題への対応に関する研修を行う部会もあり、これらも補助事業の対象としています。</p> <p>また、ご指摘のとおり区民への周知が必要と考えますので、教育研究会が部会ごとに行う公開授業のときに保護者や学校評議員等の参加が行えるように働きかけていきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>②目的の妥当性</p> <p>目的は妥当だが、新宿区独自の主題を取り入れて欲しい。</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>毎年同額の予算で内部評価の記述通りであれば、類似の内容で行われているのではないかと感じる。</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>小学校高学年、中学生の中には学習不応答者が増える等の課題について、フォーカスした取り組み姿勢も求められる。</p>	<p>教育研究会の研究主題は、各部会が区内の児童生徒の実態を踏まえた独自の主題を毎年、設定して取り組んでおり、例えば、平成22年度は「知・情・意・体の調和がとれた健全な児童の育成を目指して」という全体主題を設定し、新教育課程に向けた指導の改善を図っています。</p> <p>また、教科の指導だけではなく、既に、不登校対策や特別支援教育などの教育課題に対応するために、研修会を実施していますが、今後も継続的に取り組んでいきます。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>17年度答申の指摘事項にある、保護者や地域住民が参加する授業研究への取り組みがなされた証がなく、協働の視点が弱い。</p>	<p>公開授業などを開催し、保護者や地域に公開する機会を設定するように働きかけていきます。</p>

その他の意見】

教科研修等の向上だけなら本来業務の範囲のはずである。補助事業とするのであれば、学習不
適応者、不登校児童、モンスターペアレンツなど
学習教育以外の問題にも対応できる能力をつけ
る研究会事業も望まれる。

先に述べたとおり、部会では、様々な教育課題
に対応する主題を設定しており、今後も継続的に
取組んでいきます。

基本目標	Ⅱ	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	5	心身ともに健やかにらせるまち

補助事業	12	新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業
------	----	-------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>補助金は、将来的には地域の環境問題、コミュニティの問題として解決するための橋渡しに過ぎないという姿勢を、何らかの形で明確化するのが望ましい。</p> <p>また、飼い猫の避妊手術への助成については、今後とも飼い主への啓発を続け事業目的に沿った助成について検討をしていくことが必要である。</p>	<p>新宿区における地域ねこ対策も東京都の「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を受けてから開始10周年となります。この対策も地域協働事業として取り組まれ、区内全10地域に広がり、各地域で活動するボランティアや町会等の活動が点から線へ結ばれ始めています。これは特に、平成20年2月に結成された「新宿区 人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」によるものです。</p> <p>今後さらに線から面へ地域ねこ対策を拡大し、猫の適正飼育の考えを区民へ浸透させ外部評価に応えます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>未だ一部に苦情の多い地域があるが、これもみなが関心をもっているが故のことであり、次のステップへの過程とみている。</p>	<p>苦情や相談をされる区民の意見を良く聞き、地域ねこ対策に関心のある区民等と共に去勢・不妊手術の実施などを広報することで地域住民へ地域ねこ対策の周知を図り、地域協働へ発展させていきます。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>10地区で活動のアンバランスが見られる。今後はボランティアなどの育成を検討することが必要である。戸塚地域などに見られるように、平成17年度の補助金審査委員会の指摘を受け、猫と地域の共存を明確にし、地域づくりの視点から、地域の人々が地域の問題を解決する方法を学ぶきっかけになっている。</p>	<p>猫の相談会や町会説明会を毎年実施しており、22年9月に「西新宿地域ねこの会」が結成されたことに伴い、区内全10地区に区と協働するボランティアや町会等が存在する状況になりました。</p> <p>今後、「新宿区 人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」の拡大を図ることで協働による地域住民主体の地域ねこ対策を構築します。</p>

補助事業	13	夜間往診事業助成
------	----	----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>ヒアリングによると、「夜間往診体制を構築す</p>	<p>区民が24時間365日安心して療養できる環境を確保するため、今後も区民にかかりつけ医をもつ</p>

<p>る」という目的は達成され、区内における在宅医療体制の充実が図られており、補助事業としては平成22年度に終了すると説明があった。今後は医師会で実施していく事業であるが、補助した事業であることから事業の推移を注視するとともに、医師会診療所で夜間往診を実施していることを、広く区民に周知して欲しい。</p>	<p>重要性と併せて、この医師会で実施する事業の周知を図ります。また、この事業の推移についても注視していきます。</p>
---	--

<p>補助事業</p>	<p>15</p>	<p>公衆浴場設備費助成</p>
-------------	-----------	------------------

<p>外部評価実施結果</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断</p>
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>公衆浴場は保健衛生機能や地域でのふれあい機能等の役割を担っているが、社会情勢の変化に伴い減少傾向にある。公衆浴場経営が厳しい環境にある中で、区が設備更新に係る経費に一定の補助を行うことにより、環境負荷の低減に資するとともに、公衆浴場の転廃業を防止し、区民生活を支えていくことは、合理性がある。ただし、補助対象や申請手続きについてはその有効性を検討する必要がある。</p>	<p>公衆浴場の経営環境は、自家風呂の普及等により、大幅な入浴者数の増加は見込めず、今後も厳しい経営状況は続くものと予想されます。</p> <p>こうした状況を踏まえ、区の公衆浴場設備補助制度が転廃業の防止策に資しているか、経営者の方にとって利用しやすい制度になっているか等を、絶えず検証し、効果的な支援策となるようにしていきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>②目的の妥当性</p> <p>公衆浴場の設備改修費を補助することで、区民の保健衛生の向上、健康増進、環境負荷の低減に資する目的は理解できるが、補助金だけで転廃業を防止していくのは困難であると考え。将来的に転廃業は避けられない状況にあることを受け止めた上で、区民生活への支援策を検討する必要があるのではないか。また、補助対象にコインランドリーが含まれているが、公衆浴場設備改修の目的と合致するのか疑問である。</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>事業者からの直接申請のほうがより工夫がなされることが考えられるため、組合を通じて補助申請をするスタイルを見直すことが必要ではないか。</p>	<p>②目的の妥当性</p> <p>区としては、公衆浴場の転廃業を防止していくために、浴場経営者の意見を聞きながら、補助制度を活用していくとともに、ふれあい入浴事業等の利用拡大策を実施しながら、区民生活の支援をしていきます。</p> <p>また、コインランドリーについては、公衆浴場の経営安定のために多角化経営を推進する観点から、当該公衆浴場の敷地内若しくは隣接するものに限り補助しています。</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>補助金申請を受けるにあたっては、事前調整として、浴場組合を通じて全体調整を行っています。これは、浴場経営者の全員が加入しており、組合員自身、個々の浴場の実情に精通していることもあり、補助金を効率的かつ公平に交付するためにも、組合の関与は必要と考えています。</p> <p>また、公衆浴場の減少に歯止めをかけるために</p>

も、区として、長年にわたり培われてきた浴場組合との信頼関係を維持しながら、幅広い支援策を検討する必要があると考えます。

補助事業	16	公衆浴場改築改修費助成
------	----	-------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>20年度から開始された事業ではあるが、2年間における実績が低い。東京都と連携し、高齢者にも利用しやすい健康増進型公衆浴場を推進していくためには、制度を活用しやすくする工夫をする必要がある。</p>	<p>健康増進型公衆浴場改築支援事業は、今後の長期的な区民の入浴機会の確保を図るとともに、ミニデイサービスや健康増進事業ができる場の提供や、バリアフリー化を行い高齢社会への対応を図るなど、地域貢献度の高い公衆浴場として施設更新する場合に補助を行うものです。</p> <p>浴場の建物や設備の改築、改修には、高額な資金が必要となりますが、この制度の利用促進のため、浴場経営者の意見を聞きながら、東京都と連携し、補助金額の見直し等、活用しやすい制度にするよう検討していきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>②目的の妥当性</p> <p>健康増進型公衆浴場を推進していくことにより、高齢者の交流の場の確保や地域コミュニティの活性化等が期待できる。</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>事業における補助対象施設整備費の限度額は、「新宿区健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱」第6条において改築事業で1施設につき2億円、改修工事で1施設につき8千万円と規定している。そして補助金の額は、同補助要綱第7条で、補助対象施設整備費の20分の1とし、改築事業は1施設につき1千万円を超えないもの、改修工事は1施設につき4百万円を超えないものと規定し、その範囲において同要綱に基づき補助を実施している。</p> <p>また、「平成22年度新宿区公衆浴場資金融資あつ旋要綱」第8条において、区があつ旋する取扱金融機関の融資額は、「各資金とも、工事見積額の80パーセント以内（ただし、工事見積が各資金</p>	<p>②目的の妥当性</p> <p>平成16年4月に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、地方公共団体は、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないとされました。区は、この法律の主旨に基づき、今後も、区民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めていきます。</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>健康増進型公衆浴場改築支援事業は、東京都と連携した補助金制度となっており、東京都の補助を受ける場合は、事業計画の審査においても、区の推薦を受けることが条件となっています。</p> <p>このため、申請時には施設の活用方法や区の介護予防事業や健康増進事業にどのように協力できるか厳密な審査をし、補助金交付後も引続き、施設の活用状況や介護予防事業等の効果について必要に応じて、浴場経営者に報告を求めています。</p> <p>また、改築・改修工事が終了後の現場検査においても、東京都と連携し合同で確認作業を実施しています。</p>

<p>分について1,000万円未満のときは、その見積額の90パーセント以内)とし、10万円を単位として、改修資金においては5,000万円、多角化資金においては、3,000万円を限度として融資あつ旋を行う。」とし、同要綱第16条で、「区は、借受人が支払うべき利子の2分の1について、償還期間の全期間につき、補給するものとする。」と規定している。</p> <p>本事業による補助に合わせて、融資あつ旋を受けた場合は、補助対象施設整備費から本事業による補助額を除いた額を融資額とし、区はその融資に対する利子の2分の1を補給することになる。このように公衆浴場改築改修費助成は、利子補給も含め高額な補助となるので、審査にあたっては、具体的にどのような効果をあげられるのか常に意識しながら取り組んで欲しい。</p>	<p>また、改築・改修工事が終了した後の現場検査においても、東京都と連携し合同で確認作業を実施しています。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>本制度を利用し健康増進型公衆浴場へ改修する際には、介護保険事業等への対応が必要とされている。介護保険事業者等との連携などにより、さまざまなサービスが提供され、地域コミュニティが向上されることを期待する。</p>	<p>健康増進型公衆浴場改築支援事業は、今後の長期的な区民の入浴機会の確保を図るとともに、ミニデイサービスや健康増進事業ができる場の提供や、バリアフリー化を行い高齢社会への対応やコミュニティの活性化など、地域貢献度の高い公衆浴場として施設更新する場合に補助を行うものです。</p> <p>今後も、この制度を活用した介護予防・健康増進事業に取り組む意向のある浴場経営者には、区として必要な支援を実施していきます。</p>

補助事業	17	公衆浴場資金の貸付及び利子補給
------	----	-----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>公衆浴場経営は装置産業的な側面があり、改修工事等は多額な費用を要する。そのため、貸付・利子補給の制度を設備費助成制度、改修費助成制度と合わせて整備することは、公衆浴場経営者の経済的負担の軽減を図る上で効果的である。</p> <p>ただし、事業開始以来20年余経過しており、区はこれまでの実績を検証し、設備費助成、改修費助成と合わせて見直しをしていく必要がある。</p>	<p>公衆浴場の経営環境は、ますます厳しくなると予想されます。一方で、公衆浴場を活用した介護予防事業、健康増進事業への取り組みなど創意工夫によっては、新たな集客も期待できます。そのためには、浴場経営者のやる気と自助努力も必要と考えますが、区としても、こうした観点にたつて、公衆浴場の減少に歯止めをかけるため、各浴場経営者の経営努力を期待するとともに、区の補助金も、常にその時代に適した、より効果的な制度となるよう見直ししていきます。</p>

基本目標	Ⅲ	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	1	だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

補助事業	18	地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金
------	----	-------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>多様化する地域福祉の課題に対し、実践的な研修活動を通し解決の方向を探る研修補助制度は大いに意義がある。</p> <p>また、地区民生委員・児童委員協議会が自主的に企画する研修会において、他地区との情報交換ができるように工夫できればさらに効果的になりうる。今後一層必要性が拡大すると思われる。</p>	<p>研修活動を実施することで、委員の質の向上と情報共有における連携の強化が図れています。</p> <p>他地区との情報交換は、会長会や児童福祉部会等を活用し、資料提供し行っています。</p> <p>区外施設を視察することで、区内施設に対する関心度と理解度が高まり、民生委員活動の充実を図ります。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>制度運営上欠かせない研修は、全員に対して東京都・新宿区が別途実施しているとの補足説明を受けた。その補足説明を内部評価に明記されたい。</p>	<p>3年任期のなかで必須で受講する人権研修を始めとした東京都、新宿区主催の研修について内部評価に明記していきます。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>障害者施設や介護施設の現場視察を取り入れているが、さらに協働の視点からも企画の充実の検討を働きかけたらどうか。</p>	<p>現場視察から学んだことを、障害者施設等に対し、提案や情報のフィードバックができるよう動機付けを行っていきます。</p>

補助事業	19	区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助
------	----	--------------------

部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>戦没者への慰霊及びご遺族への弔意という目的の意味は十分理解できるが、この補助事業の目的とされる「新宿区として戦没された方々への慰霊」の点から見た場合、遺族会に対する補助だけをもって行うことは妥当とは言えない。</p> <p>また、遺族会の高齢化や会員の減少などを考慮すると、遺族会のみ補助を継続していくことは難しい。この補助事業の目的として、恒久平和を</p>	<p>遺族会は区内戦没者慰霊祭の主催、及び他所巡拝等の参加を通じて戦没者の慰霊追悼、ひいては平和社会実現へ向けて真摯に取り組んでいます。こうした活動は区内戦没者やそのご遺族に対する、新宿区の思いに合致するものであり補助金の対象としています。</p> <p>慰霊祭は区長（福祉部長）・区議会議員・都議会議員も出席し、毎年参加されているご遺族もいます。ご遺族の意思に基づきこれらの事業を継続</p>

<p>願う運動を推進するために行う事業に要する経費の助成もあるのであれば、平和事業として行われている他の事業との連携・統合も含めてこの補助事業としての今後のあり方について見直し、過去から未来へつなぐ事業に転換するとともに、これまでの事業の主旨を継承していくことを提案したい。以上の判断から、現在の補助内容ではDと評価せざるを得ない。</p>	<p>することで、区内における戦没者家族等に対して弔意を表しています。区慰霊祭の参加人数も減っていることから、今後の方向性については団体とも協議しながら検討していきます。</p>
<p>【その他の意見】 補助対象事業に係る内容（沖縄慰霊巡拝）の予算・決算について、そのチェックが事業目的を踏まえて行われたのか不明瞭な点が見受けられた。事業補助である以上、事業実績についても十分チェックする必要がある。</p>	<p>補助対象事業の収支実績についてはチェックを行っていますが、事業内容についてより詳しい実績を求めています。</p>

補助事業	20	障害児等タイムケア事業運営助成等
-------------	-----------	-------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】 先駆的な事業として、協働の視点からも期待される事業といえる。旧東戸山中学跡地に新設される「子ども総合センター」内に移転後も、総合的な子ども事業の中で、所期の事業運営が引き継がれるよう関係者との協議をして欲しい。 子ども総合センター内で、理想に則した総合化がなされることを期待する。</p>	<p>移転後の事業運営については、事業実施法人との綿密な協議を持ち、子ども総合センター内での連携に努めていきます。</p>

補助事業	22	特別養護老人ホーム運営助成等
-------------	-----------	-----------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】 個別目標の「だれもが互いに支えあい、安心して暮らせるまち」づくりのために、入所できない方への対応を踏まえた事業を構築する必要がある。それが不可能であれば、不公平感がでないように補助金のバランスを検討すべきである。</p>	<p>特養の待機者も増えていますが、区が実施している各種調査では、区民の多くが「介護が必要になっても自宅で暮らしたい」と希望しています。区ではこのような区民ニーズを踏まえ、介護保険サービスを中心に、福祉・医療・地域の力などの連携による「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア」を、積極的に推進しています。</p>

<p>【その他の意見】</p> <p>施設の絶対数が不足している現状では、施設を増やすという選択も含めて介護保険制度運営全体の中で検討すべきではないか。</p> <p>補助金の交付により安定した施設運営に寄与していることは理解できるが、毎年前金払い方式で100%となっている点に疑問を感じる。</p>	<p>「地域包括ケア」の考え方を基本としつつ、要介護度が重くなったときのセーフティネットとして、施設の役割も重要であることから、土地の価格が高く用地確保が困難であるという新宿区の課題を踏まえ、国有地をはじめとした活用可能な公有地での施設整備の可能性を検討していきます。</p> <p>また補助金については、平成22年度より補助対象経費の内容によっては実績に基づき交付するように改善しています。</p>
---	--

補助事業	23	サービス評価事業(福祉サービス第三者評価受審費用助成)
------	----	-----------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>福祉サービス第三者評価は重要な制度であるが、多くの特質をもつ中小事業者が、事務負担が大きいため受審できないなど、福祉サービス第三者評価受審費用助成だけでは目的の達成が難しい状況である。多くの事業者が第三者評価を意味あるものとして捉えるような働きかけをしていくとともに、補助の実効性の面からも検討すべきである。</p>	<p>事業者にとって、第三者評価の意味・効果については、新宿区介護サービス事業者協議会の研修会において十分に理解が得られるように周知しています。今後も、引き続き全事業所を対象に福祉サービス第三者評価制度の普及啓発・受審の勧奨を促進し、制度の定着を図ります。補助の実効性については、受審事業者への調査等を通じ、検討していきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>②目的の妥当性</p> <p>福祉サービス第三者評価受審費用助成は事業者の質の向上に係わることとなるための確である。</p> <p>ただし、事業者の受審を促進することで事業所の透明性を確保し、利用者が事業者を選択する際の資料の一つとする目的に関する区の取り組み姿勢は弱い。</p>	<p>利用者が事業者を選択する際の資料の一つとなるように、介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」に受審事業所について表示していますが、さらに、周知方法について検討していきます。</p>

補助事業	24	介護福祉士資格取得費用助成
------	----	---------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>第5期介護保険事業計画にも継続して、スキルアップとサービスの向上を目指す対策として取り組むことを期待する。</p> <p>ただし、費用助成を受けていながら、区のアンケートに回答しない者もあり、この点をどのように考えるのが今後の課題である。職業選択の自由を縛ることはできないが、費用助成を受けた者の役割としての認識が弱いのでは。区が認識させていないのではないかな。</p>	<p>平成22年度から区が行う資格取得結果調査に応じることの同意を申請の際に必ずとるように見直しを行いました。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>①役割分担</p> <p>区が介護従事者のスキルアップを支援して雇用を確保するとともに、利用者の利便に結びつくことを期待する。</p> <p>②目的の妥当性</p> <p>資格としてキャリアパスに反映させるとともに、雇用者の処遇改善のインセンティブとなることから大切である。</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>受験費用や講座受講費用を助成することで、特に若い人材の確保が期待できる。</p>	<p>本助成事業を通じ、介護人材の育成や質の高い人材の確保が行われ、利用者へ質の高いサービスの提供を図っていきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>補助を受けた者で、区のアンケートに回答しない者がいるのであれば、補助に当たって、結果報告義務を条件とするよう改善すべきである。なお、一定期間経過後をもって、この補助事業を打ち切ることも視野に入れる必要があるだろう。</p>	<p>結果報告については、平成22年度から義務化を行いました。また、本助成事業については、介護人材の確保の状況等を踏まえ、平成23年度までの3年間の事業としています。</p>

補助事業	25	医療介護支援事業
------	----	----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>年々要介護度の高い高齢者が増加する中で、補助事業としての対応では限界がある。入院よりは</p>	<p>今後とも在宅介護や介護報酬等、介護保険制度の動向を視野に入れ、関係機関とも連携を密にして、区民が住み慣れた地域で安心してくらすこと</p>

生活を重視した地元の特別養護老人ホームに入所し、地域で安心して暮らせるための支援策の一つであり、他の事業とも併せて実効ある事業となるように皆で知恵を働かせることが必要である。	ができる環境を整備していきます。
---	------------------

補助事業	26	保護司会への事業助成
------	----	------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>保護司会の役割は重要であるが、真に保護司会の活動である事業に補助を行うべきである。新宿区保護司会事業補助交付要綱第2条に掲げた事業に直結するような事業として再検討する必要がある。</p>	<p>保護司会の組織活動としては、研修、犯罪予防活動、広報活動などがあります。現在、補助対象の事業にしている広報パレードや研修会は、保護司会の組織目的としての活動であり、補助を行うことは適切だと考えています。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>①役割分担</p> <p>保護司の役割の重要性を社会的に認識徹底させることや、青少年等を見守るための地域関係団体との関係強化、後継者の確保に向けた取り組みなど、区が担うべき役割は大きい。</p>	<p>①役割分担</p> <p>保護司会と地域関係団体との関係強化に向けては、区も支援を続けていきます。</p>
<p>③効率性・代替手段</p> <p>新宿通りパレードは広報活動として効果があると思われるが、「新宿区保護司会事業補助金交付要綱」第2条の補助対象事業（「青少年健全育成活動」「社会環境の改善活動に関する事業」）からはやや離れているのではないかと。</p> <p>また、平成17年度補助金審査委員会で「方法などの見直しが必要」とされているが、区としては、団体補助を事業補助にただけである。今後、区は、保護司会の活動の周知や理解を深める事業のほか、保護司会本来の事業助成の趣旨に沿った補助内容となるよう、再検討する必要がある。</p>	<p>③効率性・代替手段</p> <p>広報パレードは、保護司会の活動を広報できる場であるとともに、地区青少年育成委員会、消防少年団、交通少年団、母の会、婦人団体協議会等の地域団体と保護司会とのパイプづくりとしても、非常に貴重な事業となっており、「社会環境の改善活動に関する事業」に合致していると判断しています。</p> <p>また、補助事業として、保護司会の役割である研修、犯罪予防活動、広報活動などの組織的な活動に補助を行っています。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>青少年の非行問題など社会環境の浄化が喫緊の課題である。地域や若者を巻き込んだ新しいネットワークの形成を目指して、地域関係団体との強化をさらに推進して欲しい。</p> <p>また、区民の協働で取り組む企画を公募してはどうか。</p>	<p>パレードなどでは、地区青少年育成委員会、消防少年団、交通少年団、母の会、婦人団体協議会等と協働しております。さらなる協働の取り組みにつきましては、保護司会に働きかけていきます。</p>

補助事業	27	障害者就労支援施設事業運営助成
------	----	-----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>事業の主旨は理解できるが、前金払いについては見直しが必要である。</p>	<p>障害者就労支援施設事業運営助成は、平成23年度から障害者日中活動系サービス推進事業として再編成されます。</p> <p>これに伴い、補助金交付要綱の全面改正を予定しています。全面改正にあわせて支払方法も概算払いに変更します。</p>

基本目標	Ⅲ	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	2	だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

補助事業	28	障害者福祉活動事業助成
------	----	-------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>目的はほぼ達成されている。ただし、新規参入を促す対策が必要である。</p> <p>また、支出方法について、前金払から概算払いへの移行や、幅広い募集方法の検討を要するという課題を明記されたい。</p>	<p>幅広く新規事業者の参入を促すため、募集方法については、広報やホームページへの掲載に加え、区内の障害者関連施設へチラシを配布するなどの対策を講じていきます。</p> <p>なお、支出方法については、平成23年度から概算払いへ移行します。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>3年間新規参入事業者がないことや団体の高齢化などを踏まえ、新たな事業者参入を支援する対応などを検討する必要がある。</p>	<p>従来の周知方法に加えチラシを配布するなど新規参入を促す対策を講じるとともに、既存団体についても申請時や実績報告時にヒアリングを行い、団体の活動の活性化が図れるよう助言します。</p>

補助事業	29	高齢者クラブ連合会事業助成
------	----	---------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>高齢化社会が進む中で高齢者クラブ連合会の事業へ助成する意義は認めるところである。</p> <p>しかし、多様な価値観がある中で、従来の事業内容を継続するために補助を行う仕組みでは、補助の目的に合わないと考え。高齢者のお楽しみ場を確保しつつも、社会参加が真に必要とされる新規メンバーが加入できる、加入したくなるような活動に補助することが望まれる。</p>	<p>高齢者クラブ連合会は都の補助事業であり、広く高齢者クラブ会員を対象とした事業として、従来より、歩行会・スポーツ・演芸・囲碁将棋・手芸等を多岐にわたって行っています。また、各事業では地域に広く参加を呼びかける等、新規会員の加入に努力しています。しかし、会員減少は高齢者クラブの大きな課題です。今後、連合会の事業内容が、社会参加のきっかけとなり、新規会員の加入促進につながるよう指導するとともに、高齢者クラブの活動の周知等につとめていきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>②目的の妥当性</p> <p>平成17年度補助金検討委員会の指摘に対して、適切な対応はとられているとはいえない。目的そのものに検討の余地がある。</p> <p>③効率性・代替手段</p>	<p>高齢者クラブ連合会の活動は趣味活動のみではなく、歌舞伎町清掃等の社会貢献活動や保健師による健康講座等を行っています。また、単位クラブにおいては、清掃活動、子どもへの伝承活動、地域のイベントへの参加、施設慰問等の社会貢献活動や友愛活動、警察等を招いての講演会などを</p>

<p>高齢者の知的好奇心を充足するような活動を期待したい。</p>	<p>積極的に実施しております。連合会は、このような単位クラブ活動の支援も重要な役割の一つです。ご指摘の点を踏まえ、連合会がその役割を十分に発揮できるよう指導していきます。</p>
<p>【協働の視点の意見】 単位クラブのメンバーの高齢化が進む一方で、団塊の世代の未加入と言う両極化の問題を抱えており、その面からの対応策が十分ではない。団塊の世代を参加させるため、その世代の得意分野を企画に取り入れるなどの工夫はできないか。</p>	<p>クラブ会員の高齢化や若年高齢者の未加入により、会員数が減少していることは、高齢者クラブ連合会も危機感をもっています。一方、高齢化が進むことにより、高齢者同士でも世代間で価値観の違いが生じています。今後、高齢者クラブ連合会が多様な価値観に対応できる企画を工夫するよう指導していきます。</p>

<p>補助事業</p>	<p>30</p>	<p>高齢者クラブバス派遣</p>
-------------	-----------	-------------------

<p>外部評価実施結果</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断</p>
<p>【内部評価に対する評価】 バス派遣補助事業で高齢者のひきこもりなどがどの程度防止できたのか明らかでなく、目的の妥当性として適切という内部評価は疑問である。また、バス利用は受益者負担が原則と考える。 今後、社会情勢を踏まえた検討の必要がある。高齢者クラブ連合会事業助成と併せて検討する必要がある。</p>	<p>この助成は、バス料金の一部を助成することにより、高齢者クラブの円滑な事業実施や、高齢者の積極的な社会参加を目的としています。この助成を利用している多くの高齢者クラブ会員からは、この制度があるために外出できるとの意見を多く聞いています。その点から、高齢者の外出機会の提供や交流の場としての機能を果たしていると判断しています。一方、受益者負担の考え方をはじめ、クラブ会員数の減少や社会情勢を踏まえた見直しは必要です。高齢者クラブ全般の課題と併せて、検討していきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】 ④目的の達成状況 新規メンバーが入らず、クラブ会員のメンバーが固定化されつつある現状においては、「高齢者の積極的な社会参加を促進することで、共に支えあう地域社会の実現を目指す」という目的が達成されているとは言いがたい。 【その他の意見】 社会情勢の変化を踏まえ要綱の見直しが必要ではないか。</p>	<p>高齢者クラブの会員の新規加入を促進するためには、魅力的な活動が必要です。高齢者クラブ連合会主催のバス事業（歩行会）には毎年400名程の参加があり、参加者自身の介護予防等につながっています。地域の中で高齢者が元気でいきいきと暮らすことが、地域の活性化につながります。 そこで新規メンバーの加入促進等に向けて、社会情勢の変化を踏まえ、高齢者クラブ補助事業全般について見直ししていきます。</p>

補助事業	31	住み替え居住継続支援
------	----	------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>セーフティネットとしての事業の必要性は認識する。</p> <p>社会経済情勢の変化を見極めつつ、他の福祉や居住環境整備の施策などとの連携を図りながら、居住者のニーズを把握して、真に必要とする対象者に柔軟に対応できるような制度となるよう、総合的で効果的な仕組みを検討して欲しい。</p> <p>また、支援を必要とする者が制度を利用できるよう、関係事業者との連携や周知方法の工夫について、さらに努力されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今後、総合的で効果的な仕組みを検討していきます。</p> <p>また、関係事業者との連携や周知方法の工夫を一層進めていきます。</p> <p>＊本事業のうち、離職退去者に対し一時的な居住先確保のための支援を行う「離職退去者一時居住緊急支援」は、国の融資制度の廃止に伴い、平成22年9月末付けの申込み分をもって終了しています。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>事業を広くPRするとともに、改革方針に書かれているように住宅に困っている対象者の情報を広く収集する方法を模索して欲しい。</p> <p>また、高齢者に対する居住支援については、補助事業33「高齢者等入居支援」との連携を考慮されたい。</p>	<p>今後も事業のさらなる周知を図っていくとともに、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を一層深めていくことにより、対象者の情報を広く収集し、申請につなげていきます。</p> <p>また、「高齢者等入居支援」との連携を一層図っていきます。</p>

補助事業	32	子育てファミリー世帯居住支援(転入・転居助成)
------	----	-------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>必要な事業と認識する。より執行率を高めるため、さらにPRして、積極的に進めて欲しい。</p> <p>子育て世帯の居住促進・継続は、子育てしやすいまちづくりの一環として、区における重要な少子化対策の1つである。</p> <p>この制度が目的に対しどのような効果を挙げているか、十分検証されたうえで、制度の充実を図って欲しい。</p>	<p>特に、転入助成については、広報紙での周知を図ることが困難であることから、ホームページに当事業を紹介するほか、宅地建物取引業者の団体が発行する会報などに事業を掲載したり、マスコミの取材を積極的に受けたりして周知を図っているところです。今後も事業のPRを積極的に進めていきます。</p> <p>また、本事業による効果については、引き続き居住継続の状況調査を定期的実施することにより検証していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>ひとり親世帯に対し、補助事業31「住み替え居住継続支援」、33「高齢者等入居支援」、35「民間賃貸住宅家賃助成」との関連を、わかりやすく</p>	<p>パンフレットに各事業の関連について説明するなど、ひとり親世帯に対してわかりやすく周知していきます。</p> <p>また、引き続き社会経済状況の変化を見極め、</p>

周知する必要があるのではないかと、社会経済状況の変化を見極めつつ、総合的かつ効果的な取組みを検討されたい。	総合的かつ効果的な取組みを検討していきます。
---	------------------------

補助事業	33	高齢者等入居支援
------	----	----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>セーフティネットとしての事業の必要性は認識する。</p> <p>31「住み替え居住継続支援」同様、他の福祉や居住環境整備の施策などとの連携を図りながら、居住者のニーズを把握して、真に必要な対象者に柔軟に対応できるような制度となるよう、総合的で効果的な取組みを検討して欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今後、他の施策との連携を図ることで、居住者のニーズを把握し、総合的で効果的な取組みを検討していきます。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>住宅に困る高齢者は、入居後の生活面においても不安があり、その他の生活相談も必要とする。福祉部の高齢者担当課で所管し、民生委員・保護司等との連携を図って総合事業とすれば、高齢者も保証会社も安心して制度を利用できるのではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、高齢者が安心して制度を利用できるよう、今後、同事業の所管について検討していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>行政がこの事業を必要とする対象者を把握することは限界があるため、PRなど工夫をして欲しい。</p>	<p>広報紙やホームページによる周知のほか、宅地建物取引業者の団体が発行する会報に事業を掲載することなどにより周知を図っているところです。</p> <p>今後も周知方法を工夫し、一層の周知を図ります。</p>

補助事業	34	災害時居住支援
------	----	---------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【その他の意見】</p> <p>必要とする被災者に十分対応できるよう、状況によっては助成日数を増やす等のきめ細かい対応も含めた効果的な支援を検討されたい。</p>	<p>本事業については、これまでも住宅確保に要する費用について、1日あたりの単価を増額するなど、社会経済情勢の変化を見極めながら事業を見直してきたところですが、今後も効果的な支援を検討していきます。</p>

補助事業	35	民間賃貸住宅家賃助成
------	----	------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>必要な事業と認識するので、改革方針に沿って努力して欲しい。</p> <p>子育て世帯の居住促進・継続は、子育てしやすいまちづくりの一環として、区における重要な少子化対策の1つである。</p> <p>この制度が、子育て世帯や学生・勤労者の居住継続・地域活性化という目的に対し、それぞれどのような効果を挙げているか、十分検証されたい。</p>	<p>区内居住の継続及び地域の活性化に向け、今後も定期的に居住継続の状況を調査するなど、本事業による効果を検証することにより、必要に応じて見直しを図りながら、適正に事業を実施していきます。</p>

補助事業	36	分譲マンションアドバイザー制度利用助成
------	----	---------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>平成20年度に開始した事業ではあるが、執行率が非常に低く、区民に求められている事業とはいえないのではないか。</p> <p>マンションの維持管理促進と建替え・改修について、行政として何らかの支援は必要であるが、本事業は実績も低く効果が十分ではないため、いったん廃止し、他の方法を考えたほうが良いのではないか。</p>	<p>「マンション管理相談」を拡充し、現地での相談が必要な場合に相談員を派遣する制度を新設します。なお、「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」については、実績を踏まえ、平成23年度は事業を縮小して実施し、同年度末で廃止することとします。</p>

補助事業	37	住宅建設資金融資あっ旋利子補給
------	----	-----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>補助の規模・金額が非常に小さく、中途半端である。20・21年度とも、利用実績が1件のみであり、必要とされる事業とはいえないのではないか。民間の融資が充実してきているので、民間に任せ、本事業は廃止とすべきである。</p>	<p>利用実績が1件の状況が続いていることを踏まえ、今後、民間に任せることも含め、本事業を抜本的に見直していきます。</p>

基本目標	Ⅲ	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	3	災害に備えるまち

補助事業	38	消防団への事業助成（3消防団）
------	----	-----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>消防団への補助の内容が、平成17年答申時点とほぼ同額・同内容となっており、助成基準から見ても実質的には団体助成のままと言わざるを得ない。</p> <p>区は、必要な事業についての経費を助成していく方向へ見直していくべきである。</p>	<p>消防団の団員数は、各消防団が担当する管轄区域の範囲や地域の実情により「消防団員の定数」（昭和24年東京都規則第118号）で定められています。分団数も、四谷3分団、牛込4分団、新宿12分団という規模となっており、事業規模が異なることから、これに伴い補助金も事業規模に比例するものと考えます。</p> <p>しかし、監査委員の指摘にもあるとおり、今後は、経費項目を活動内容に則してさらに細分化し、活動内容と経費の関係が明確になるようにします。そのうえで、活動に係る経費を審査するとともに、活動内容を評価し助成していきます。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>消防団活動への補助は協働の視点から意義あるものと言えるが、企業・学生も取り込み、地域と企業・学生が協働できる仕組みの構築をすすめていくことで、消防団の活性化にも繋がるものとしていく必要があるのではないか。地域の防火・防災力の維持・向上のためには、団員の確保をはじめとして各種消防団活動の活性化、地域住民の防火防災活動への参加・協力等が推進されることが欠かせないが、この補助金の交付がこうした地域の防火・防災力の強化や地域との連携・協働の観点から十分な成果を挙げているのか、検証していくことが必要である。</p>	<p>消防団は、現在も防災区民組織や地域の企業と連携した防災訓練を実施しています。また、平成21年度の新宿区消防団運営委員会では、地域防災力の向上に向けた具体化策の一つとして、児童等への総合防災教育の効果的な推進が検討され、これに基づき小・中学生への防火防災教育などに積極的に取り組んでいます。</p> <p>なお、平成22年4月の住宅用火災警報器の設置義務化に際しては、積極的なPR活動等により設置率向上に貢献し、四谷、牛込、新宿消防団は消防総監賞等を受賞しました。</p> <p>今後も地域防災力向上のため、様々な機会をとらえ消防団のPRを行い団員の確保に努めるとともに、防災訓練などを通じ、消防団と企業・学生とが参加・連携できる場や機会を設け、地域と企業・学生が協働できる仕組みづくりを行っていきます。</p> <p>また、これらの取り組みに対するアンケート調査などにより、地域の防火・防災力の強化や地域との連携・協働の成果を検証していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>団体助成から事業助成への移行が十分でなく、</p>	<p>各消防団の規模により事業規模が異なることから、補助金も事業規模に比例するものと考えま</p>

<p>さらに改善に向けた見直しが必要である。</p> <p>平成22年4月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、対象活動経費が明記されたのは一歩前進だが、補助金額の算定基準は団体助成を伺わせる基準のままとなっている。そのうえ、少なくとも平成13年度以降、毎年度3消防団にそれぞれ一定額が交付され続けており、執行上はまず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言いがたい。</p> <p>また、この観点からも、概算払いが適当であるとの監査委員の指摘は妥当であり、これに対して依然として前金払いとなっているので、十分な検討が速やかに行われるべきである。</p>	<p>すが、今後は事業助成への効果が十分に現れるよう、検討していきます。</p> <p>また、監査委員の指摘にもあるとおり、公金の適切な執行を図るために、平成23年度からは概算払いで交付することとし、実績報告時には、活動内容と経費との関係を明確化させたかたちで精算を行うように準備を進めていきます。</p>
---	---

補助事業	39	各種団体への事業助成（防火防災協会 3協会）
------	----	------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>事業の目的が、団体の活動を支援することに重点が置かれており、団体助成から事業助成への移行が十分でない。</p> <p>補助の目的が不明確であり、なお改善に向けた見直しが必要である。</p>	<p>今後は、経費項目を活動内容に則してさらに細分化し、活動内容と経費の関係が明確になるようにします。そのうえで、活動に係る経費を審査するとともに、活動内容を評価し助成していきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>消防団事業に対する補助金交付要綱と、防火防災事業に対する補助金交付要綱に定める補助金交付事業は、重複しているところがある。地域の防火活動の強化のために公費で補助すべき事業としての必要性について、検討すべきである。</p>	<p>③効率性・代替手段</p> <p>消防団は、住民の生命・身体・財産を火災・水災・地震等の災害から保護することを目的とし、防火防災協会は、防火防災思想の普及を主な目的としており、消防団、防火防災協会というそれぞれの立場から事業を行っているところです。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、活動の中には、毎年3月と11月火災予防運動のように、消防団、防火防災協会、その他の消防関係団体が一体となって推進するなど重複するものもあります。しかし、こうした事業は消防団と防火防災協会等が一体となって事業を推進することでより効果を高めることができると考えています。</p> <p>今後は、こうした事業に対する補助の役割分担がより明確になるように補助事業項目について整理していきます。</p>

<p>④目的の達成状況</p> <p>支出は主に「分担金」や「リーフレット購入」等で、補助金を使って他の組織・事業に補助をしているかのようにみえる。独自の事業があるべきではないか。</p>	<p>④目的の達成状況</p> <p>「分担金」は、他の消防関係団体との広報紙の共同作成や啓発用ポスターの共同購入等として支出されており、経費削減などのメリットがあると考えています。今後は、独自の事業の推進についても検討します。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>地域・学生・企業が協働する組織による活動のほうは、災害時に効果的ではないか。</p> <p>災害に強い地域体制の醸成を図るためには、区民の防火防災意識の普及・啓発や地域の防火・防災力の向上等が必要であるが、この補助金の交付が災害に強い地域体制の醸成や地域との連携・協働の観点から十分な成果を挙げているのか、検証していくことが必要である。</p>	<p>防火防災協会は、町会や企業で構成された防火防災思想の普及を目的とする団体であり、現在、地域で防火防災啓発事業を組織的に取り組むことのできる団体は、本協会において他にはありません。</p> <p>防火防災協会では、住宅用火災警報器の設置促進に努めてきました。その結果、平成22年6月1日現在、区内の設置率は80%を超え（都内は77%）、今年区内では火災による死者も発生していません（平成21年 4名）。このことから、防火防災協会の活動により、災害に強い地域体制づくりの成果があったと考えます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>平成21年6月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、対象活動経費が明記されたのは一歩前進だが、補助金額の算定基準が事業の補助対象経費の2分の1以内とされているものの、少なくとも平成13年度以降、毎年度3防火防災協会にそれぞれ同額の18万円が交付され続けており、執行上まず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。</p> <p>また、この観点からも、概算払いが適当であるとの監査委員の指摘は妥当であり、これに対して依然として前金払いとなっているので、十分な検討が速やかに行われるべきである。</p>	<p>事業助成への効果が十分に現れるよう、検討していきます。</p> <p>また、監査委員の指摘のとおり、公金の適切な執行を図るために、平成23年度からは概算払いで交付することとし、実績報告時には、活動内容と経費との関係を明確させたかたちで精算を行うように準備を進めていきます。</p>

補助事業	40	各種団体への助成事業（防犯協会 4協会）
------	----	----------------------

<p>外部評価実施結果</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断</p>
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>事業の目的が、団体の活動を支援することに重点が置かれており、団体助成から事業助成への移行が十分でない。</p> <p>補助の目的が不明確であり、なお改善に向けた見直しが必要である。</p>	<p>今後は、経費項目を活動内容に則してさらに細分化し、活動内容と経費の関係が明確になるようにします。そのうえで、活動に係る経費を審査するとともに、活動内容を評価し助成していきます。</p>

<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段 「地域の防犯活動に対する補助金交付要綱」第3条第4号に規定された補助対象事業「青少年の健全育成を図るために行うスポーツ活動及び非行防止活動に関する事業」については、補助事業7番「地区青少年育成委員会活動への支援」事業との連携は図られているのか。その関係が明確でない。</p> <p>④目的の達成状況 防火防災協会と同様に、補助金を受け入れて他の組織・事業に補助をしているかのようにみえる。独自の事業があるべきではないか。他の事業と競合するところが見受けられるため、補助対象事業について整理する必要がある。</p>	<p>③効率性・代替手段 ご指摘のとおり、補助対象事業において青少年育成委員会との連携が図られていない部分があります。</p> <p>両者は目的を同一としていることから、事業の実施にあたっては役割分担を相談するなどし、また、青少年の健全育成に関する事業の補助対象としての重要性、優先性を検討していきます。</p> <p>④目的の達成状況 各防犯協会が主催するイベントの共同開催や防犯用の啓発用具を共同購入することで、経費削減などのメリットを得ています。</p> <p>今後は、独自の事業を推進できるよう検討します。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>社会情勢の変化に合わせ、NPO法人やPTA、商店会、販売店、企業、マンション管理組合などと協働の組織を構築すべきではないか。</p> <p>地域の防犯力の向上のためには、地域住民の防犯に対する意識の啓発・高揚や青少年の健全な育成等が必要であるが、この補助金の交付がこうした地域の防犯力の向上や地域との連携・協働の観点から十分な成果を挙げているのか、検証していくことが必要である。</p>	<p>防犯協会は警察署と一体となり、警察署管内全域において活動する民間のボランティア団体であり、また、都内防犯協会の連合組織として東京防犯協会連合会が組織され、都内全域に渡る防犯啓発活動等も実施しており、現在、他に、防犯啓発事業を組織的に活動できる団体はありません。</p> <p>これまで、各種活動の場面においては、PTAや商店会等と連携を図っています。</p> <p>補助金の交付の成果については、補助対象事業の明確化を図ることによって、検証していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>防犯協会としてすべきことはもっとあるはず。知恵を出して欲しい。</p> <p>平成21年6月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、補助金額の算定基準や対象活動経費が明確にされたのは一歩前進だが、補助金額の算定基準については4防火防災協会に対する補助金額の上限が同額の225,000円と記載され、また、少なくとも平成13年度以降、毎年度4防火防災協会に対して同額の225,000万円が交付され続けており、執行上まず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。</p> <p>また、この観点からも、概算払いが妥当であるとの監査委員の指摘は妥当であり、これに対して依然として前金払いとなっているので、十分な検討が速やかに行われるべきである。</p>	<p>各防犯協会は所管の警察署と協力して、春の侵入窃盗防止対策、夏の少年非行防止対策、秋の全国地域安全運動、冬の年末年始特別警戒を行うとともに、ひったくりや振り込め詐欺防止キャンペーン等地域の実情に応じた諸対策を実施するなど、安全・安心なまちづくりのために、多岐にわたった活動を行っています。例えば、牛込防犯協会では牛込警察署管内の状況に照らし、地域と協力して振り込め詐欺防止啓発活動を行うなどしています。</p> <p>補助金額は各防犯協会とも同額ですが、補助事業内容を具体的な活動そのものに絞り込むことで運用していきます。</p> <p>監査委員の指摘にもあるとおり、公金の適切な執行を図るために、平成23年度からは概算払いで交付することとし、実績報告時には、活動内容と経費との関係を明確させたかたちで精算を行うように準備を進めていきます。</p>

補助事業	41	地域防災コミュニティの育成(防災区民組織の育成204組織)
------	----	-------------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>団体助成から事業助成への移行が十分でなく、なお改善に向けた見直しが必要である。</p>	<p>今後は、経費項目を活動内容に則して、会議費、訓練費、資機材購入費等に細分化し、活動内容と経費との関係が明確になるように見直します。その上で、活動に係る経費を審査するとともに、活動内容を評価し助成していきます。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>町会のみでなく、NPOや学生・事業所も参加できるシステムの構築が必要である。内部評価の「改革方針」に書かれた内容に期待する。</p>	<p>地域防災コミュニティによる防災体制の強化のために、地域の様々な人々が防災への関心が持てるよう啓発に努め、特別出張所や消防機関等と協力しながら活動への関心を持ってもらうための情報の提供を行い、参加のきっかけづくりを行っていきます。</p> <p>具体的には、区内の大学等教育機関との連携やNPOとの協働による地域防災活動を推進していくとともに、地域の大きな力となる事業所と防災区民組織との協力体制づくりを支援していきます。</p> <p>このため、まず、事業者や学校等が地域の防災活動に参加できる場や機会を設けていきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>平成22年4月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、助成対象活動等一覧の見直し等が行われたことは一歩前進である。</p> <p>しかし、助成額の基準が防災区民組織の世帯規模毎に5万円、6万円、7万円と助成上限額が定められ、これまで毎年度約200の防災区民組織に対してほぼ上限額と同額の補助金が交付され続けていることから、執行上まず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。また、この観点からも、概算払いが適当であるとの監査委員の指摘は妥当であり、これに対して依然として前金払いとなっているので、十分な検討が速やかに行われるべきである。(防災区民組織の世帯規模にしても、実際には数十世帯から3,000世帯を超える世帯までの幅があると思われる。現状の世帯規模による3段階の助成上限額設定は、この点からも実態に合わないのではないか。)</p> <p>地域における自主防災体制の確立のためには、</p>	<p>公金の適切な執行を図るために、平成23年度からは概算払いで交付することとし、実績報告時には、活動内容と経費との関係を明確させたかたちで精算を行うように準備を進めてまいります。</p> <p>また、現在、3段階で設定している助成金額については、防災区民組織204団体の意見や要望等を踏まえたうえで、適切な指標による助成金額の算出等を検討してまいります。</p>

<p>防災区民組織の育成や活動能力の向上等が必要であるが、この補助金の交付がこうした自主防災体制の向上・活性化や地域との連携・協働の観点から十分な成果を挙げているか、検証していくことが必要である。</p>	
--	--

<p>補助事業</p>	<p>42</p>	<p>がけ等整備資金融資あっ旋利子補給</p>
-------------	-----------	-------------------------

<p>外部評価実施結果</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断</p>
<p>【内部評価に対する評価】 事業の目的は妥当だが、利子補給の近年の新規申し込み実績が0なので、この事業としては一旦廃止とし、内部評価の「改革方針」に沿って、必要に応じて新たに有効な制度を検討していくべきである。</p>	<p>区内の約3,900件のがけ及び擁壁について、平成21年度からの3年間の計画で、現地での点検調査を実施中です。その点検調査結果を踏まえ、本事業に替わる区民への新たな支援制度の創設を検討していきます。</p>

基本目標	Ⅲ	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	4	日常生活の安全・安心を高めるまち

補助事業	43	民有灯の維持助成
------	----	----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>町会・自治会等の役割・協力はどうか、社会情勢の変化も考慮に入れて、よく検討すべきである。また、補助単価や助成規定、支払方法についても見直しを要する。</p>	<p>安全安心のまちづくりを進めるうえで民有灯の適正な維持は欠かせないものであり、町会等の高齢化の状況を踏まえ、区の積極的な関与が必要と考えます。このため、区が電球交換を実施し、電気料相当のみ助成することで町会等の負担軽減を図るよう規則改正を視野に制度の見直しを進めています。</p> <p>支払い方法についても、町会等に過度の負担をかけない、より効率的な方法について検討していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>民有灯の補助単価が妥当かどうか、実績との検証により見直しを行う必要があるのではないかと。また、民有灯設置規則では、助成経費の内容が明らかではないので、具体的な内容の規定に改正すべきである。</p> <p>街路灯も含め、民有灯・商店街灯の維持管理のコストパフォーマンスをよく検討すべきである。また、新宿区もエネルギー削減が義務付けられていることから、電球のエコロジー対応への更新を研究・推進して欲しい。</p> <p>さらに、協働のまちづくりの観点からも、町会や商店街等の役割・協力はどうかということについて、社会情勢の変化も考慮に入れて検討すべきである。</p> <p>補助金の支払方法について、事務処理の効率化の観点から「前金払い」が効果的で継続したいとしている。しかし、補助事業の適正な執行を担保する観点から、補助実績を確認し、補助目的が適正であるかを審査するためにも、監査委員の「概算払いが適当である」との指摘は妥当であり、支払方法の再検討が必要である。</p>	<p>球交換に伴う町会等の負担が増していることから、電球交換を区が実施し、電気料相当のみを助成する制度に改める方向で検討しています。これにより、実績との乖離がなくなり、助成経費の内容も明確になります。</p> <p>支払い方法については、補助金の適正な執行を確保しつつ、事務処理負担の観点から効果的な方法について町会等の意見を聴きながら検討していきます。</p> <p>エコロジー対応については、街路灯を含めて、すでに環境に配慮した長寿命タイプの蛍光灯などへの改修を進めていますが、今後も引き続き新技術の開発動向を注視していきます。</p>

補助事業	44	商店街灯の維持助成
------	----	-----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>商店の減少・高齢化等、社会経済情勢の変化や、エコロジーの観点も考慮に入れ、実施内容をよく検討すべきである。また、支払方法についても見直しを要する。</p>	<p>維持が困難となった商店街灯に対する相談や助言、省エネ型商店街灯への改修助成の活用促進などを行いながら、引き続き既存事業内容を継続していきます。支払い方法については、商店会に過度の負担をかけない、より効率的な方法について検討していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>街路灯も含め、民有灯・商店街灯の維持管理のコストパフォーマンスをよく検討すべきである。また、新宿区もエネルギー削減が義務付けられていることから、電球のエコロジー対応への更新を研究・推進して欲しい。</p> <p>さらに、協働のまちづくりの観点からも、町会や商店街等の役割・協力はどうかあるべきかということについて、社会情勢の変化も考慮に入れて検討すべきである。</p> <p>補助金の支払方法について、事務処理の効率化の観点から「前金払い」が効果的で継続したいとしている。しかし、補助事業の適正な執行を担保する観点から、補助実績を確認し、補助目的が適正であるかを審査するためにも、監査委員の「概算払いが適当である」との指摘は妥当であり、支払方法の再検討が必要である。</p>	<p>環境に配慮した省エネ型商店街灯への改修については、すでに都や区の助成制度があり、こうした制度の活用を積極的に促進していきます。</p> <p>商店街灯を維持できず、その撤去費用の捻出もできない商店会が見られ、道路管理の観点から、こうした地域に対する区の対応について検討する必要があると認識しています。</p> <p>支払い方法については、補助事業の適正な執行を確保しつつ、事務処理負担の観点から効果的な方法について商店会の意見を聴きながら検討していきます。</p>

補助事業	45	消費者活動事業助成
------	----	-----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>区は公募団体の拡大だけではなく、事業実施から3年間に補助してきた団体の活動報告を検証し、区民の生活課題に密着した活動支援の整理をしていくことが重要である。</p> <p>そのうえで、より消費者活動の支援に貢献するような事業へ補助をしていくことが必要である。</p>	<p>ご指摘のとおり、これまでの活動報告の内容を検証したうえで、消費者団体との連絡会議等で、消費者活動をより効果的に支援することのできる事業内容について、議論を行い、実際の申請に反映されるように図っていきます。</p>

【4つの視点等への意見】

①役割分担

各消費者団体が意欲的に事業を行っており、助成は妥当であるが、区は活動を始めたばかりの団体の育成にも力を入れるべきではないか。

また、改革方針にあるように、区も活動発表の場の提供や区民への周知の支援を積極的に行って欲しい。

③効率性・代替手段

補助している事業の内容として、消費者保護に向けた事業が少ないように見受けられる。時代の変化、新しいニーズへの感度を高めることにより、効果的な補助に努めるべきである。

①役割分担

新たな取り組みを始めた団体の情報を積極的に収集し、当助成制度の活用について周知を図ります。

また、活動の成果について、消費生活展や区ホームページなど多様な媒体を通じて積極的に発表し、区民への周知を図っていきます。

③効率性・代替手段

これまで補助を行った活動報告の内容を検証し、消費者団体との連絡会議等で、消費者の自立をより効果的に支援することのできる事業内容について、検討を重ねていきます。

基本目標	IV	持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	1	環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

補助事業	46	たばこ商業協同組合への事業助成
------	----	-----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>団体助成から事業助成への移行が十分ではない。事業目的・補助金の使途や実績も不明確であり、この補助事業を存続させる必要性について疑問である。</p>	<p>清掃活動を通じて街の環境美化及び喫煙者のマナー向上させる事業は重要なことであり、区が事業助成をする目的は正当です。ただし、今後も事業助成を継続していくにあたり、事業の不明確な部分を分かりやすく透明性のある形に改めていくため、たばこ商業協同組合と協議していきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>②目的の妥当性</p> <p>内部評価報告書に記載された内容では、たばこ商業協同組合に助成する必要性が明確でなく、補助目的が不明確であり、補助目的が妥当とはいえない。</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>喫煙者に身近な販売事業者が事業展開することが、どう効果的であるのか、明確でない。</p> <p>補助金の交付対象とした事業の内容であれば、NPO法人でも対応可能なのではないか。</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>この補助によって環境美化という目的達成にどのような効果を挙げたのか、不明確である。</p>	<p>たばこを販売する立場から、街の環境美化及び喫煙者のマナー向上という意識を啓発し実践していただくことは重要なことだと考えています。</p> <p>ただし、今後も事業助成を継続していくにあたり、喫煙者に身近な販売事業者がより効果的に事業展開できる内容にするよう、たばこ商業協同組合と検討するとともに、効率性、代替手段及び目的の達成状況についても、明確で透明性のある形に改めていきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>平成22年1月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、助成対象経費の明確化が図られたことは一歩前進だが、これまで毎年度助成上限額と同額の100万円の補助金が交付され続けており、執行上はまず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。</p> <p>しかも、購入したポリ製ゴミ袋がどのように活用されているのか不明であるなど、助成金の使途や実績が不透明であり、補助金が環境美化活動に効果的に活用されているか、検証されていない。</p>	<p>より効果的で透明性のある補助内容になるよう検討するとともに、環境美化活動に対する検証方法も見直していきます。</p>

補助事業	47	新宿区ISO14001等認証取得費補助金
------	----	----------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>目標の達成状況が十分ではない。この制度自体の位置付けを再検討し、制度の抜本的な見直しを図る必要がある。</p>	<p>環境マネジメントシステム規格の取得・運用は、継続的な環境負荷の低減に寄与し、環境面、経済面双方の効果はありますが、認証取得しなくても独自で環境対策に取り組んでいる企業もあり、制度の見直しが必要と考えます。</p> <p>そこで現在調査中の「新宿区中小事業者に対する省エネルギーアンケート」の結果（平成23年2月末）受け、事業者の現状、取組み状況、ニーズ等を反映した制度の検討を行います。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>ISO14001取得だけでなく、区、事業者、区民が協働する新宿区独自のエコ事業に補助をすること等も視野に、制度の抜本的な見直しを図ってはどうか。</p>	<p>区内におけるCO2排出量は、民生（業務）部門が多いのが特徴です。そのため事業者自らが環境に配慮した事業活動を行うことが求められています。</p> <p>前記の調査によって中小事業者への施策がより周知され、「新宿区省エネルギー診断」の希望が数十社ありました。今回の調査結果を踏まえISO14001取得だけでなく、事業者のニーズに反映した制度の見直しの検討を行います。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>改革方針でも触れられているが、認証を取得することのメリットが事業者にとってどこにあるのか、十分周知する必要がある。</p> <p>事業者業務部門におけるCO2削減対策としてこの事業を重視する必要があるのなら、中小事業者の協力が欠かせないことから、中小事業者に魅力的なインセンティブを与えるため、中小事業者に対する補助上限額の見直しの必要性についても検討してはどうか。</p>	<p>認証取得も含め、事業者に対する助成等の制度の周知については、課題であると認識しています。</p> <p>そこで、事業者業務部門のCO2排出量削減対策の推進を目的として中小事業者を対象とする「新宿区・東京都・国の制度」の各種支援制度のPR強化や説明会等を実施していきます。</p>

補助事業	48	新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金
------	----	---------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断																								
<p>【その他の意見】</p> <p>地球温暖化対策に区民の積極的な参加・協力を求めるためには、区として国のCO₂削減目標を踏まえ、新宿区の削減目標を明確に定めること、また補助事業を含めて、各種事業の実施がCO₂削減にどのような成果を挙げるのかについて数値で具体的に示し、事業実施効果の見える化を行うことが必要である。</p>	<p>平成21年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度CO₂削減効果の算出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機種</th> <th style="text-align: center;">件数及び総量</th> <th style="text-align: center;">CO₂削減量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電システム</td> <td style="text-align: center;">85件(291.78kw)</td> <td style="text-align: center;">96.87t</td> </tr> <tr> <td>太陽熱温水器</td> <td style="text-align: center;">2件(6.02㎡)</td> <td style="text-align: center;">0.206t</td> </tr> <tr> <td>太陽熱給湯システム</td> <td style="text-align: center;">1件(8㎡)</td> <td style="text-align: center;">0.27t</td> </tr> <tr> <td>エコキュート</td> <td style="text-align: center;">49件</td> <td style="text-align: center;">31.85t</td> </tr> <tr> <td>エコジョーズ</td> <td style="text-align: center;">287件</td> <td style="text-align: center;">68.96t</td> </tr> <tr> <td>エコウィル</td> <td style="text-align: center;">6件</td> <td style="text-align: center;">4.8t</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">430件</td> <td style="text-align: center;">202.96t</td> </tr> </tbody> </table> <p>策定予定の「地球温暖化対策指針」では、2020年度（中期目標）の区内のCO₂排出量を1990年度比で25%の削減目標としました。また、「低炭素な暮らしに取り組んでいますシール」を区有施設へ貼付したり、補助利用者に配布します。</p> <p>また、事業毎のCO₂排出量削減結果を区広報、ホームページや地球温暖化対策コーナー（本庁舎1階）等で随時公表していくなど、区民・事業者にわかりやすい方法で効果や取組み実績の「見える化」を推進していきます。</p>	機種	件数及び総量	CO ₂ 削減量	太陽光発電システム	85件(291.78kw)	96.87t	太陽熱温水器	2件(6.02㎡)	0.206t	太陽熱給湯システム	1件(8㎡)	0.27t	エコキュート	49件	31.85t	エコジョーズ	287件	68.96t	エコウィル	6件	4.8t	合計	430件	202.96t
機種	件数及び総量	CO ₂ 削減量																							
太陽光発電システム	85件(291.78kw)	96.87t																							
太陽熱温水器	2件(6.02㎡)	0.206t																							
太陽熱給湯システム	1件(8㎡)	0.27t																							
エコキュート	49件	31.85t																							
エコジョーズ	287件	68.96t																							
エコウィル	6件	4.8t																							
合計	430件	202.96t																							

基本目標	IV	持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	2	都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

補助事業	49	保護樹木・樹林・生垣への助成
------	----	----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>区内の貴重なみどりを守るため、区民にとって制度の利用しやすさ等の視点から補助基準を検証し、制度周知に努めて欲しい。</p>	<p>保護樹木制度については、一層の充実を図るため、助成金の支給等に加え移植助成制度を創設しました。</p> <p>助成制度のほか、緊急時の維持管理支援、落葉回収等といった制度の拡充を図っており、区内の貴重なみどりを守るという目的に対する効果は発揮できています。</p> <p>今後は、見直した制度の周知を図るとともに利用状況などを検証していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>みどりを増やすことを本位として、区民が利用しやすい補助事業とする必要がある。保護生垣の認定基準を緩和するとともに、植樹帯の維持管理も助成対象とする、生垣とフェンスとの兼ね合いの運用基準等の緩和など、見直し・検証を図るべきではないか。</p>	<p>保護樹木制度の保護生垣は、良好な景観を有する生垣を対象に維持管理費の一部を助成する制度です。</p> <p>生垣の前面にフェンス等がある場合や植樹帯の取り扱いについては、利用しやすさ等の視点から見直しを検討していきます。</p>

補助事業	50	生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成
------	----	------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>目的の達成状況が十分でない。緑を増やすことを本位として、区民が利用しやすい補助事業とする必要がある。</p>	<p>これまで、生垣の幅の要件の弾力化や、みどりの推進モデル地区における助成単価及び上限額の引き上げといった制度の見直しを行ってきているところ。</p> <p>今後は、生垣の前面にフェンス等がある場合の取り扱いについて、利用しやすさ等の視点から見直しを検討していきます。</p>

<p>【その他の意見】</p> <p>都心で生垣をつくることのハードルは高いと思われる。区民が利用しやすい補助事業とする必要があるため、49番の補助事業の認定基準の緩和・見直しなどにより、設置時だけでなく維持管理についても助成することで、本事業の実績を伸ばすことも検討してはどうか。</p>	<p>接道部緑化助成制度により設置された生垣についても、後年、49番の補助事業の指定規準を満たしたものについては保護生垣に指定し、維持管理費を助成しています。</p>
--	---

補助事業	51	屋上緑化、壁面緑化の新設助成
------	----	----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>目的の達成状況が十分でないが、モデル地区を設定して積極的に取り組んでいこうという姿勢はうかがえる。緑を増やすことを本位として、区民が利用しやすい補助事業として欲しい。</p>	<p>屋上等緑化助成制度は、平成20年度から始まった制度です。平成21年度には、屋上緑化等推進モデル地区を指定し、地区内での助成単価及び上限額の引き上げを行いました。</p> <p>平成22年10月末現在、助成件数は6件と昨年度を上回っていますが、今後も制度のPRに努めるとともに、利用者の視点に立った見直しや改善に努めていきます。</p>

基本目標	IV	持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	3	人々の活動を支える都市空間を形成するまち

補助事業	52	違法駐車防止対策協議会への事業助成 4協議会
------	----	------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>交通安全協会が実施している事業との類似性があり、事業の効果・効率を高めるため、同協会との組織統合について協議を進めていくとされているので、その中で効果的な事業が実施されるよう、補助事業の統合廃止の方向で検討を行う必要がある。</p> <p>また、その際、行政監査で指摘された「補助額の算定基準又は対象経費を明記していない」という点についても、改善を図りたい。</p>	<p>違法駐車防止対策協議会が実施する違法駐車防止活動がより効果的・効率的に実施されるよう、交通安全協会との組織統合について協議を進めていきます。</p> <p>なお、「行政監査で指摘された『補助額の算定基準又は対象経費を明記していない』」という点については、平成22年3月に新宿区違法駐車防止対策協議会補助金交付要綱の一部改正を行い、すでに改善しました。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>警視庁の違法駐取締りが厳しく、駐車違反車両が減少した現在、従来どおりの事業継続の必要性は認めにくい。</p>	<p>違法駐車防止対策協議会の活動については、交通安全協会の事業に統合し、より効果的・効率的に行っていくことを検討していきます。</p>

補助事業	53	交通安全協会への事業助成 4協会
------	----	------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>違法駐車防止対策協議会の活動と一部重複する部分があり、内部評価においても、「事業がより効果的・効率的に実施されるよう、同協議会との組織統合について協議を進めていく」とされている。その中で効果的な事業が実施されるよう、抜本的な見直しを行う必要がある。</p>	<p>交通安全協会が実施する交通安全活動がより効果的・効率的に実施されるよう、違法駐車防止対策協議会との組織統合について協議を進めていきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>団体助成から事業助成への移行が十分ではないので、なお改善に向けて見直しが必要である。</p> <p>平成22年3月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、補助金の算定基準や対象経費の明確化が図られたのは一歩前進であるが、少なくとも平成14</p>	<p>交通安全協会への補助金については、平成21年度までは、春の全国交通安全運動に先駆けて行う「新宿区交通安全パレード」や秋の新宿区敬老会の中で行う「交通安全教室」等の4警察署・4交通安全協会と区の合同行事への助成が主になっていました。</p>

<p>年度から毎年度4交通安全協会に対して、それぞれ同額の54万円の補助金が交付され続けており、執行上はまず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。</p> <p>区民の交通安全意識の普及啓発のために、この補助事業が効果的・効率的に行われて十分成果を挙げているか、また地域との連携・協働も十分図られているか、検証していく必要がある。</p>	<p>平成22年度からは、これらの合同行事以外の交通安全運動に関する事業への助成が行えるようにするため、平成22年3月に新宿区交通安全協会補助金交付要綱の一部を改正し、交通安全協議会の対象事業のうち、補助率と限度額を定めました。</p> <p>各交通安全協会では同様な事業を展開しているため、結果として同額の補助額となっています。</p> <p>この補助事業が、区民の交通安全意識の普及啓発のために効果的・効率的に行われ十分成果を挙げているか、また地域との連携・協働も十分はかれているかについて検証に努めていきます。</p>
---	--

補助事業	54	私道舗装助成
-------------	-----------	---------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>必ずしも目標どおりの成果を挙げていない。</p> <p>この事業と55「私道排水設備改良助成」、57「細街路拡幅整備助成」は、同じ道路についての事業である。所管が分かれているが、一体的施策としてPRに努めたほうが、効果が上がるのではないか。</p>	<p>予算執行率の低い年度も存在するが、毎年度20件程度執行しており、概ね目標は達成していると認識しています。</p> <p>細街路の拡幅に関しては、私道舗装助成の相談の段階から都市計画部と連携し、整備促進のPRを図っていきます。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>この「私道舗装助成」と55「私道排水設備改良助成」57「細街路拡幅整備助成」は、ともに区民協働の街づくりの観点から、関係区民の協力を求めるため、事業実施の対象とすべき個所の実態を把握して、必要な整備について取り組んでもらえるよう、十分な連携を図って計画的に働きかけるべきである。</p>	<p>私道舗装整備に当たっては、既にセットバックした部分の一体整備を促進するとともに、助成相談の段階から拡幅整備事業のPRをするなど、都市計画部と連携し整備促進に努めていきます。</p>

補助事業	55	私道排水設備改良助成
-------------	-----------	-------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>この事業と54「私道舗装助成」、57「細街路拡</p>	<p>私道排水整備に引き続き舗装整備に当たっては、既にセットバックした部分の一体整備を促進</p>

<p>幅整備助成」は、同じ道路についての事業である。所管が分かれているが、一体的施策としてPRに努めたほうが、効果が上がるのではないか。</p>	<p>するとともに、助成相談の段階から拡幅整備事業のPRをするなど、都市計画部と連携し整備促進に努めていきます。</p>
--	--

<p>補助事業</p>	<p>56</p>	<p>東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成</p>
-------------	-----------	---------------------------------

<p>外部評価実施結果</p>	<p>内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断</p>
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>東西自由通路は事業化され、基本設計も進んでいる。21年度の決算実績もゼロであり、本来の補助目的は達成したといえるのではないか。</p> <p>駅周辺整備という目的が残されていることから補助事業を継続するとしているが、もともと本補助事業は昭和55年に「通勤新線新宿駅誘致実現等期成同盟」として発足して以来継続されてきており、本補助事業は実質的に同盟に対する団体補助として継続されていると思われる。</p> <p>このような団体の必要性を否定するものではないが、補助金制度は団体補助から事業補助へ移行すべきであることから、当初の目的を達成した段階で一旦その補助事業は廃止とし、今後の課題に対する取り組みは、必要に応じ別途新たな仕組みを検討することとされたい。</p>	<p>本同盟は、通勤新線（現在のJR埼京線）の建設計画にあわせ、同線を新宿駅まで誘致（延伸）することにより「新宿駅、高田馬場駅利用者の利便性の向上」を目指すとともに、「新宿駅周辺地域の東西交流の促進」をはかり、もって区の発展を期することを目的に昭和55年に発足し活動してきました。以来、高田馬場駅への同線の停車は断念することになりましたが、新宿駅への誘致が実現し、当初の目的の一つが達成されました。</p> <p>残された「新宿駅周辺の東西交流の促進」実現については、「新宿駅東西自由通路の開設」と「新宿駅前広場の整備」として現在の活動目的に引き継がれ、継続して取り組んでいるところです。</p> <p>平成21年度の補助（事業）実績については、ご指摘のとおりゼロでしたが、同盟（団体）としては、総務委員会や理事会を開催し、「東西自由通路の開設」に向け、引き続き、通路の必要性や効果をPRし、事業の着実な進捗と通路の早期開設を関係機関に働きかけていくとともに、事業の進捗を注視して活動時期を見定めていくことなどを検討してきました。</p> <p>今後、東西自由通路については、設計の進捗や工事の着手、竣工時期を捉えてのPR活動などが予定されているほか、駅前広場については、これから活動が本格化するなど、同盟発足時からの目的達成に向け、活動が最終段階を迎えていることから、本補助事業については継続して取り組んでいきます。なお、補助制度については、平成22年1月に「東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟に係る事業経費補助要綱」を制定し、本補助事業が事業補助であることを明確にしました。平成21年度の実績がゼロであったことは、補助金が団体補助ではなく、事業補助として適正に執行管理されたことの現われでもあります。</p>

<p>【その他の意見】</p> <p>平成22年1月に定められた「東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟に係る事業経費補助要綱」によると、同盟は、東西自由通路以外に新宿駅周辺地域の発展に資する事業を行うもので、同要綱第2条第2号、第3号の事業も補助対象としている。しかし、同要綱第3条に定める補助金の額も、予算の範囲内とされているに過ぎず、当該補助対象の具体的な内容が不明である。</p>	<p>本事業の補助対象は、同盟の活動目的である「新宿駅東西自由通路の開設」と「新宿駅前広場の整備」の実現に必要な事業です。</p> <p>しかし、両者は新宿駅周辺地域にとって大規模な施設であることから、その実現のためには、施設単体ではなく、地域内での位置づけや、周辺の他の施設への影響や関連なども含めて検討し、地域全体の発展を念頭に活動していくことが必要です。</p> <p>要綱では、目的達成のために必要となる同盟の活動を、周辺地域への影響や関連も考慮して支援しつつ、補助金の交付にあたっては、区長が第1条（趣旨）と第2条（補助対象）に照らして内容を審査するとともに、予算の範囲内に限定して決定することができるとしています。</p>
--	---

補助事業	57	細街路拡幅整備助成
------	----	-----------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>目標の成果を挙げていない。細街路に面して居住する区民のニーズも踏まえた総合的支援の仕組みやインセンティブの付与を検討する必要がある。</p>	<p>拡幅整備そのものは毎年目標値を概ね達成しており事業の目的に対する成果はあったと認識していますが、ご指摘を踏まえ、制度のPRを積極的に行い、手続き方法の改善等を含め利用しやすい制度となるよう検討を行います。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>①役割分担</p> <p>昨年度、「外部評価を踏まえた区の取り組みについて」において、区長の総合判断として「耐震化支援事業」「みどりの推進モデル地区」の支援策と連携し、課を横断する施策を打ち出された。このことによる効果が期待される。</p> <p>②目的の妥当性</p> <p>目的は妥当だが、目標が6.5kmでは区内の細街路拡幅完了までには50年かかる。細街路は通行に支障があるということだけでなく、救急車・消防車も入らないため、防災面からも大きな問題がある。</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>現状では達成度が著しく低い。</p>	<p>細街路拡幅整備は、個別の建て替えを契機とした地道な取り組みですが、一方でご指摘のとおり個別の建て替えに依存するのみでは成果の飛躍的向上は望めません。このため平成22年度から実施している「区からの働きかけによる拡幅整備」の取り組みを強化することで、さらに拡幅整備を促進します。</p>

<p>【協働の視点の意見】</p> <p>区民に細街路の施策が浸透していない。区民の協働によりこの施策が効果を挙げるには、関係各課が、建て替え時のみでなく、特に区助成の道路舗装、ライフライン工事等の際に、総合的・積極的に啓発することである。</p>	<p>平成23年度は、道路付帯設備を含めた一体的な道路整備を行った路線をモデル路線とし、その効果や必要性についてPRを行い細街路拡幅整備の一層の普及啓発を図っていきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>私道の細街路は、条件はあるが分筆すれば区に寄付ができる。分筆費用の助成により、事業番号54・55の舗装・排水設備改良事業の自己負担額と同額程度で分筆ができれば、区への寄付も増え、拡幅も容易になるのではないかと期待される。</p> <p>22年度については、「区長の総合判断」で記載されたとおり関係課が横断的に施策を行うことで、効果が徐々に上がると期待される。</p>	<p>後退用地や私道の寄附によって拡幅部分を恒久的に区が維持管理することで、事業の実効性向上が期待できます。今後も道路関連部署との横断的な連携のもと、総合的な拡幅整備の手法について検討を行います。</p>

基本目標	VI	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	1	成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

補助事業	58	ミニ博物館運営事業助成
------	----	-------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>新宿区内にはまだまだミニ博物館として区民に紹介したい“資源”があるのではないかと引き続き、ミニ博物館を発掘する努力が望まれる。</p> <p>一方で、PR不足が感じられる。施設を増やす努力とともに、小・中学校と連携し、子供たちに新宿区の素晴らしい財産を見学させるなど、伝統的な新宿らしさの周知に努めて欲しい。</p>	<p>新宿区内には、これまでミニ博物館として認定してきた寺社や地場産業・伝統工芸のほかにも、歴史的建造物や近現代遺産、歴史ある町名・地名等、様々な文化歴史資源があります。今後は、こうした文化歴史資源を、文化芸術の振興に関する懇談会報告書の28の提言にある「フィールドミュージアム」資源として、地域の人と一緒に掘り起こしていくことが大切です。</p> <p>「フィールドミュージアム」の考え方を具体化する中で、その取組みの一環として、ミニ博物館を掘り起こしていきたいと考えます。</p> <p>また、ミニ博物館については、これまでも区のホームページや文化体験プログラム、新宿歴史博物館との連携講座等でも積極的に紹介し、毎年2万人が訪れています。また、区のホームページの動画配信「新宿の文化…発見！～新宿ミニ博物館を訪ねて～」には、平成22年度は、この10月までに180件のアクセスをいただいたところです。今後も引き続きPRの充実に努めていきます。</p> <p>小中学校では、各校における特色ある教育活動の一環として、染色や伝統芸能等に触れる機会が持たれています。今後も、その取組みが一層進められるよう、選択肢の一つとして情報提供していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>現在は区内に点在するミニ博物館の「点としての支援」であるが、今後それぞれの周辺地域を含めた面としての文化発信の一環の中で、さらに意義あるものとなることが望まれる。</p>	<p>それぞれの地域におけるミニ博物館は、区のホームページ等を通して、ミニ博物館単体としての魅力を発信するほか、新宿ぶらり散歩塾や新宿まち歩きガイドによるまち歩きツアーのコース等にも組み込み、周辺地域を含めた面としての発信にも取り組んできているところです。</p> <p>こうした取り組みをさらに充実させるととも</p>

	に、地域の歴史や文化を現地で体感できる「フィールドミュージアム」の考え方を具体化する中で、文化資源のネットワーク化を図り、さらに発信力を高めていきます。
--	--

補助事業	59	新宿区文化財保護事業に関する補助金
------	----	-------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>文化財は一度失われると取り返しが見つからないものである。したがって、毎年の実績は少ないが、新宿区内の貴重な文化財の保護・保存等を実施していく取組みは評価できる。区指定文化財だけでなく、区の登録文化財にも支援の枠を広げ、貴重な財産の保護・保存等を推進していくことが望まれる。</p>	<p>従来、指定文化財だけを対象としていた文化財保護補助金については、修復や保存措置などに要する経費の一部を補助するもので、実績はそれ程多くないものの、文化財を未来に継承する上で有効な制度であると考えています。</p> <p>登録文化財は、指定文化財と同様、区民共通の財産であり、「まちの記憶・土地の記憶」として保存措置を講じていくべきです。登録文化財も指定文化財同様、文化財保護補助金の対象となるよう、文化財保護条例及び交付要綱の改正に向けた準備を進めていきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>区の登録文化財や無形民俗文化財の公開事業、道具の運搬や遠征費を補助対象としていないとの課題認識は理解するところであるが、補助制度の改正に当たって、遠征費については保護する文化財の区民への還元性の視点を踏まえる必要がある。</p> <p>また、貴重な文化財を保存に支障のない方法で、区民に公開する方策を工夫して欲しい。</p>	<p>無形文化財の保存・継承については、定期的に公開の機会をもつことが大切です。しかし、公開事業の開催には、機材の運搬や会場の賃借等多額の経費を要し、自主財源に乏しい無形文化財保持団体にとって大きな負担となっていたと考えています。そこで、これらの経費についても補助対象となるよう、補助制度の見直しを行うため、文化財保護条例及び交付要綱の改正等、必要な準備を進めていきます。</p>

基本目標	VI	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	2	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

補助事業	60	地場産業団体の展示会等支援
------	----	---------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>平成17年度の新宿区補助金等審査委員会からの答申を受け、区の補助制度は団体助成から事業助成に切り替わっているが、本事業では補助対象を特定の2団体に限定し、毎年展示会事業へ繰り返し助成されている。こうした補助の仕方が地場産業の振興や活性化にどう効果を上げているのか疑問を感じる。</p> <p>審査の段階で外部委員を入れるなどの見直しが必要ではないか。</p>	<p>当該2団体は、区内に多数ある同業組合等のうち、印刷・製本関連業、染色業の組合及び事業者により組織されています。そのため地場産業団体として組織全体の発展に繋がる活動をしているものです。</p> <p>染色の展示会については、同じ場所で毎年、繰り返して開催することで、認知度を高める効果があると考えています。</p> <p>印刷・製本関連業については、小学生を対象とした作文コンクール事業を毎年実施することにより、児童や保護者の認知度も高まってきています。</p> <p>したがって、継続した取組みを行うことは大切なことであると考えています。</p> <p>また、審査方法については、透明性の確保と事業効果を高める意味からも、ご指摘の点を踏まえて検討していきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>①役割分担</p> <p>地域の活性化を図るため、区としてもさらなるPRに努めて欲しい。</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>この補助事業の要綱の別表2によると、製品開発のための事業として事業実施のための出張に要する交通費及び宿泊費を補助対象としている。また、国内外での販路開拓等の事業として展示会等に参加するための交通費及び宿泊費を補助対象としている。自主事業に対する支援であれば、宿泊費まで補助対象とするのはいかがなものか。</p>	<p>①役割分担</p> <p>区では、新宿ものづくりマイスター「技の名匠」制度や区ホームページでの動画配信などにより地場産業を広く紹介しているところですが、今後さらなるPRに努めます。</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>ご指摘の補助対象経費については、事業目的が地場産業団体の振興及び活性化、かつ団体を代表しての活動を想定しているものではありませんが、ご指摘を踏まえて、精査していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>区内の小学生や中学生に、新宿区の誇る伝統文化・工芸に触れられる機会を与える取組みも検討して欲しい。</p>	<p>区教育委員会が主催する職場体験授業の受託事業者として、これまでも当該2団体には積極的に関わっていただいておりますが、引き続き、ご指摘を踏まえ、児童・生徒と触れ合える機会の提供について検討していきます。</p>

補助事業	61	ものづくり産業事業助成
------	----	-------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>この補助事業の要綱の別表2によると、製品開発・技術開発のための事業として補助事業実施のための出張に要する経費を補助対象としている。また、国内外での販路開拓の事業として展示会等に参加するための交通費及び国外の場合の宿泊費を補助対象としている。自主事業に対する支援であれば、ここまで補助対象とするのはいかなるものか。</p>	<p>本事業は、補助対象企業の成長を支援し、地域産業の活性化を目指すものですが、どこまで補助対象とするかという点については、ご指摘の点を踏まえ、今後精査していきます。</p>

補助事業	62	融資資金等の貸付等(環境保全資金利子補給)
------	----	-----------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>中小企業の環境への取組み意識を喚起するという政策目的は非常によく理解できるが、執行率及び執行額がかなり低い。制度設計のあり方、申請手続きやPRの方法などに問題があるのではないか。これらを抜本的に見直していく必要がある。</p>	<p>本補助事業は、金融機関から融資を受けた中小企業に対して、借入金の利子の一部を補助し、経費負担を削減することを目的としています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、事業効果の確認とともに、周知及び手続のあり方について検討していきます。</p>

補助事業	64	融資資金等の貸付等(商工業緊急資金利子補給)
------	----	------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>災害と経済変動を同一の制度としたつくりには疑問がある。緊急事態における支援として、自然災害に対する支援措置は、基盤の弱い事業者が安心して事業を継続するためのセーフティネットとして重要であるが、一方の経済変動に対する支援については、その要素に伴った、機動性が高い</p>	<p>本事業は、著しい事業活動の低下の理由が、自然災害又は経済変動を含めた社会の全体的な問題に起因している場合に融資を受けた中小企業に対して補助を行う事業です。</p> <p>経済変動に対する支援については、機動性が高く、効果的な仕組みを整備する必要があると考えます。</p>

<p>く、より効果的なものとするような補助の制度が別途検討されるべきではないか。</p>	<p>経済状況の大きな変化への対応として、通常の商工業緊急資金融資に特例制度を設け、「商工業緊急資金融資（特例）」として、支援策を充実しているところです。</p> <p>今後も、ご指摘の点を踏まえ、効果的な補助制度の整備に努めます。</p>
--	--

補助事業	65	融資資金等の貸付等(商工業年末特別資金利子補給)
------	----	--------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>年末資金の融資支援は必要と認めるが、補助している利子補給単価が低く、件数の実績も少ない。</p> <p>制度ができて10年以上経過するが、融資を受けやすくする等見直すべきところはないのか、また、政策の効果や、短期融資の利子補給が制度運用コストに見合うのか等についても精査する時期に来ているのではないか。</p>	<p>実績件数は、毎年20件前後で推移しており、一定の需要があると判断しています。今後も、事業の効果を確認し、より一層効果的・効率的な融資制度となるよう努めていきます。</p>

補助事業	66	融資資金等の貸付等(小規模企業資金利子補給)
------	----	------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>本補助事業66「小規模企業資金利子補給」と補助事業67「小規模企業特例資金利子補給」については、67は必ずしも66に対する特例というわけではなく、全国制度に準拠してつくられているようなので、結果的に66と制度の趣旨が似たようなものになっているように思われる。この2つの事業はひとくくりに整備したほうが良いのではないか。</p>	<p>本補助事業と補助事業67「小規模企業特例資金利子補給」は、どちらも小規模企業を対象とした制度ですが、補助事業67は、保証割合が10割（全部保証）の特例的な制度です。よって、保証協会の責任共有制度上、補助事業を統合することはできません。</p> <p>しかしながら、今後、ご指摘を踏まえ、パンフレットの表記等につきましては、より分かりやすくなるよう努めます。</p> <p>なお、本補助事業は、保証協会の保証割合が8割程度になり、残部分は金融機関が負担することになっています。</p>

補助事業	67	融資資金等の貸付等(小規模企業特例資金利子補給)
------	----	--------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【内部評価に対する評価】 補助事業66と同じ	<p>本補助事業と補助事業66「小規模企業資金利子補給」は、どちらも小規模企業を対象とした制度ですが、本補助事業は、他の融資事業と比較しても特例的な扱いとなっており、保証割合が10割（全部保証）となっています。よって、補助事業を統合することは、保証協会の責任共有制度上でできないものとなっています。</p> <p>しかしながら、今後、ご指摘を踏まえ、パンフレットの表記等については、より分かりやすくなるよう努めます。</p>

補助事業	68	融資資金等の貸付等(創業資金利子補給)
------	----	---------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【内部評価に対する評価】 新宿区の経済活力を発展させるため、ベンチャー支援として重要な事業と考えるが、競争と変動の激しい分野なので、より有効な施策となるよう見直すべきところがないかどうか精査して欲しい。	<p>今後も、事業の効果を確認し、より一層効果的・効率的な融資制度となるよう努めます。</p>

補助事業	69	融資資金等の貸付等(技術・事業革新資金利子補給)
------	----	--------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
【内部評価に対する評価】 中小企業の技術革新は経済発展に不可欠であり、本補助事業の政策目的は非常に重要である。 しかし、事業開始から10年が経過しているが、予算に対し執行率が非常に低く、実績が上がっていないことから、目的に対する効果は不十分と考えられる。さらに活用される制度とするため、制度の大きな見直しが必要ではないか。	<p>景気の低迷が長引いている中、事業を縮小し経営のスリム化を図る中小企業が非常に多い状況です。また、今後、景気が回復すれば経営革新等を行う中小企業の増加が想定されます。</p> <p>ご指摘の点を踏まえ、経済状況を注視する中で、より一層効果的・効率的な融資制度として活用いただけるよう、事業効果の確認とともに、制度のあり方について検討していきます。</p>

補助事業	70	融資資金等の貸付等(経営応援資金利子補給)
------	----	-----------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>本補助事業は、売上高等が減少した事業者に対する運転及び設備資金の融資における利子補給事業で、かなり枠組みが広い中で、他の利子補給事業との重複調整が適性になされているのか、区民の目線としては疑問が残る。</p> <p>利用実績も多く、経済状況の悪化により資金繰りに支障をきたした中小企業者への支援に役立っているという意義は十分認められるが、より効果的な補助となるよう、他の補助事業との関連も含め精査する時期に来ているのではないかと。</p>	<p>融資の申請の際には、事業者と面談を行い、その事業者の状況に即した融資制度の利用を促しています。</p> <p>ご指摘の点を踏まえ、今後も、事業の効果を確認し、より一層効果的・効率的な融資制度となるよう努めます。</p>

補助事業	72	融資資金等の貸付等(情報技術活用促進資金利子補給)
------	----	---------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>中小企業がIT化により生産性を高めることは重要であり、事業の意義は十分理解できる。</p> <p>しかし、実績件数が必ずしも伸びておらず、政策的目標に見合った成果を十分挙げていないように思われる。実績が伸びない原因を検証し、中小企業のIT化を効率的に推進されるよう改善を望みたい。</p>	<p>実績件数は、毎年30件程度で推移しており、一定の需要があることがわかります。</p> <p>今後も、事業の効果を確認し、より一層効果的・効率的な融資制度となるよう努めます。</p>

補助事業	73	融資資金等の貸付等(ワーク・ライフ・バランス企業応援資金利子補給)
------	----	-----------------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>中小企業の努力を後押しする制度であり、事業目的は非常に良いが、育児休業取得者がどれくらい増えたか、従業員の福利厚生が具体的にどう充実されたのかなど、ワーク・ライフ・バランスの具体的な達成度の面からの評価や、ワーク・ライ</p>	<p>中小企業にとって効果的な補助事業であるかを把握するため、融資の効果等を診断する経営診断を行い、達成度などを評価していきます。</p> <p>その結果を検証し、より良い制度設計に繋がっていきます。</p>

<p>フ・バランスに関する計画事業・補助事業を合わせた全体として評価をする手法も含めて、工夫・検討して欲しい。</p>	
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>改正育児・介護休業法の施行により、男性の育児・介護休業取得促進に向けた法整備も進んでおり、今後の進捗状況を見極めていく必要がある。</p> <p>また、比較的新しい先駆的・政策誘導的な助成事業だが、件数実績がそれほど伸びていない。このような事業の場合、時期を明示して投資を促すような手法も検討してはどうか。</p>	<p>中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進には、関係各課が連携し、効果的・効率的な取り組みを進めていくことが必要であると考えます。</p> <p>今後も、事業の効果を確認し、より一層効果的・効率的な融資制度となるよう努めます。</p>

補助事業	74	融資資金等の貸付等(貸付信用保証料補助)
------	----	----------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>中小企業支援の根幹部分を成す補助事業であり、昭和28年から継続しているが、過去3年間を見る限りでは、経営の健全化を図るための措置として、予算額・執行額とも景気に機動的に対応していることは評価できる。</p> <p>今後も経済状況を注視し、常に状況に対応した運用の見直しを継続していくべきである。</p>	<p>近年、商工業緊急資金（特例）や債務一本化資金の制度内容を拡充し、利用を促進することで、景気に機動的に対応しています。</p> <p>今後も、経済状況を注視し、景気に適応した運用の見直しを継続して行っていきます。</p>

補助事業	75	融資資金等の貸付等(商店会共同事業資金利子補給)
------	----	--------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>昭和50年から30年以上続いている補助事業である。この事業は年末売出し等のための短期の融資であるため、補助単価は低い。19年度以降には補助単価を見直し、予算上の対象件数の増加を見込むなど、制度の変更を図ってはいるものの、実績件数は毎年2件のみである。</p> <p>この経過を見ると、本事業は抜本的に見直す必要があると考えざるを得ない。</p>	<p>実績件数は、毎年2件程度で推移しているが、一定の需要があることも事実です。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後、本事業の需要や問題点等を調査、検証し、制度のあり方について検討していきます。</p>

補助事業	76	融資資金等の貸付等(魅力ある商店街づくり資金利子補給)
------	----	-----------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>魅力ある商店街づくりの必要性は十分理解できるが、本事業は、3年続けて執行率が低く問題である。</p> <p>この補助を効果的なものとするためには、商店会に、一丸となってまとまった事業を行う活力が必要と考える。昨今の社会経済情勢等もあり、もし商店会に補助を受けるに至るまでの活力が十分でないため、執行率が低下しているのであれば、もう少し別な仕組みで商店街の活力を取り戻すよう、制度のあり方を考える時期にきているのではないか。また、商店会に一丸となって事業を行う活力が十分あるにもかかわらず、執行率が低いのであれば、この制度が商店会のニーズと合致していないのではないか。別途、計画事業・補助事業も整備されているので、本事業についてはそういった方向で見直すべきである。</p>	<p>本事業は、魅力ある商店街づくりの重要な要素である環境整備を支援し、商店街の活性化を図ることを目的としています。カラー舗装、街路樹、案内板、街路灯等の環境整備は、商店会としても大きな取り組みとなることから実績は低くなっています。</p> <p>しかしながら、この制度があることにより、商店会の意欲を保ち、魅力ある商店街づくりを促すという点で効果を発揮しています。</p> <p>今後、本事業の需要や問題点等を調査、検証し、制度のあり方について検討していきます。</p>

補助事業	77	融資資金等の貸付等(店舗改装資金利子補給)
------	----	-----------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>補助事業の必要性は十分理解できる。目的も妥当であり、需用・実績もあることは評価できる。</p> <p>しかし、このような商店にとって比較的ベーシックな補助の場合、目的に対し実際どのような効果を挙げたのか、評価手法についてアウトカム評価ができないか工夫検討して欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、商店等にとって効果的な事業であるかを把握するため、今後も融資の効果等を診断する経営診断を行っていきます。</p> <p>あわせて、経営診断を行う際にお聞きした制度利用者の声なども評価、検証し、より良い制度設計に繋げていきます。</p>

基本目標	VI	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	3	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

補助事業	78	歌舞伎町タウン・マネージメントの運営
------	----	--------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>新しい取り組みに健闘しているが、計画どおりの成果が出ていないようなので、事業の実施方法等の見直しを常に行いながら効果的な補助事業のあり方を模索して欲しい。</p>	<p>歌舞伎町タウン・マネージメントが中心となり、大久保公園やシネシティ広場等のイベント開催やまちの環境浄化・美化活動を進めたことにより、区政モニターアンケートの結果では一定の評価を得ていますが、一方でイベントの仕組みや情報発信事業等で成果が十分でない点もあることから、来年度以降、必要な見直しを行い、より効果的な補助事業の再構築を進めていきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③ 効率性・代替手段</p> <p>民間の第三者機関でもできるのではないか。</p>	<p>歌舞伎町ルネッサンスは、安全・安心対策を進めるとともに、まちのもつDNAに着目して歌舞伎町から新たな文化を創造・発信し、賑わいづくりを進めていくものです。歌舞伎町タウン・マネージメントは、こうした歌舞伎町の特性を踏まえながら、歌舞伎町商店街振興組、町会、地元の事業者と区をはじめとする関係行政機関が協働・連携し、まちづくりを進める組織です。このため、民間の第三者機関で代替することは困難であると考えます。</p>
<p>【協働の視点の意見】</p> <p>地元、事業者、ボランティア団体等の参画の下に、民間活力を活用する方針は、合理性がある。将来的には行政主導ではなく民間主導の協働事業に移行していけるのではないか。</p>	<p>歌舞伎町タウン・マネージメントは、歌舞伎町商店街振興組合、町会、地元の事業者と区をはじめとする関係行政機関が協働・連携し、まちづくりを進める組織です。</p> <p>各事業では、企画制作から実施に至るまでを地元・事業者が主体的となって担当し、行政はその調整役として協力しています。今後、こうした民間が主導するイベント事業等をさらに増やしていきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>目的は良いが、予算規模が大きく、また、地域・民間団体も協働しており、いつ・どこまで行政が関わるのか、役割分担も不明確である。</p> <p>民間活力の発揮ということで民間の裁量が大きくなりがちなので、多額に上る補助経費が適切かつ公正に執行されるよう、常に十分なチェックにより透明性が確保されるように留意する必要</p>	<p>地域による自主運営には、まち全体の魅力を高める必要があります。しかし、現在、旧コマ劇場等シネシティ広場周辺の開発に進捗がみられないことから、歌舞伎町のまちづくりにおいて、行政が一定の関与をしている歌舞伎町タウン・マネージメントの役割は大きいものと考えます。行政がどこまで関与するかについては、今後のまちの動向を注視しながら検討する必要があると考え</p>

<p>がある。</p>	<p>ます。</p> <p>また、補助事業の適正な執行については、毎月、歌舞伎町タウン・マネージメントの起案や会計帳簿・証拠資料等の検査を実施し確認しております。また、決算書を総会の承認後にホームページに掲載するなど透明性を確保しています。</p>
-------------	--

補助事業	79	新宿区商店会連合会への事業助成
------	----	-----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>区内の産業振興を推進するうえで、新宿区商店会連合会の果たす役割が重要であることは充分認識しているところである。</p> <p>また、新宿区商店会連合会の自主事業である「『金賞』新宿区商店会連合会推奨」事業が商店街活性化に効果的であることは理解できる。</p> <p>しかしながら、区は「産業振興に係わる団体に対する事業補助金交付要綱」で、「中小企業の振興、商店街の活性化等を目的として団体が自主的に行う事業に要する経費の一部を補助する」としていながら、別表で補助対象を1団体・1補助事業に限定している。地域経済の活性化を図ることが目的ならば、このように補助団体・事業を限定するのはいかなるものか。区は補助の公平性、中小企業への支援のあり方、補助対象事業が地域経済の活性化にどのようにつながっていくのかという視点などで、制度を見直しすべきである。</p>	<p>本事業は、商店会連合会が地域商業の活性化を目的として自主的に行っている事業に対し、区が支援するものです。</p> <p>ご指摘の点を踏まえ、要綱の事業目的と補助対象との整合性を図ってまいります。</p>

補助事業	80	商店街空き店舗活用支援事業
------	----	---------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>店舗の開店時にネックとなる初期投資の支援があることにより、多くの団体に機会が与えられたことは効果的である。</p> <p>区が空き店舗活用に支援を実施していく中で</p>	<p>新宿区内の商店街は、新宿駅周辺の巨大商業集積をもつものから、日常生活に密着したものまで多様であり、各々の商店街が持つ特性に即した空き店舗活用の支援策を実施する必要があります。</p> <p>そのため事業者の選定方法や、より効果的な補</p>

<p>は、地域の特性を考慮したうえでの事業者選定や、真に支援を必要とする事業者なのかなどの面から、補助制度を向上させていく必要がある。</p> <p>平成20年度から開始されたばかりであり、新宿区のように経済活性度の高いところでは、必要な地域に必要な支援を行うことが難しい事業であることは理解できるが、この補助事業が目的としていることの効果についての検証を行ったうえで、新宿区らしい空き店舗活用の支援の実施を期待する。</p>	<p>助制度の内容の検討とともに、これまで実施した補助事業については、事業者からの事業遂行状況の報告、商店会サポート事業との連携を通じて、効果を検証していきます。また、商工アドバイザー派遣制度なども活用しながら、事業実施後のフォローアップも図っていきます。</p>
<p>【4つの視点等への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>本事業は計画事業でもあり時限性があるので、その範囲内でどのようなものが商店街の活性化に有効なのかを検証し、総合的に判断していく必要がある。その際には、空き店舗を活用したことにより、その商店街にどう活気が戻り、賑わいのある商店街へどの程度効果が表れたのかについても検証する必要がある。</p>	<p>これまで実施した補助事業の実施効果について、事業者からの事業遂行状況の報告や、商店会サポート事業との連携を通じて、商店街活性化にどのように結びついたのかを検証していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>経済活性度の高い新宿区では、地方都市での空き店舗事業とは状況が異なると考える。</p> <p>事業の目的である商店街の活性化を図り、賑わいあふれる商店街につなげていくには、新宿区の地域特性を踏まえ、地域住民が必要とする事業者を厳選することが重要である。</p>	<p>新宿区内の商店街には様々な特性があり、これまで実施した補助事業を検証の上、各々の商店街の地域特性に即した事業が展開できるよう、事業者の選定方法や、より効果的な補助制度の内容について検討していきます。</p>

補助事業	81	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金
-------------	-----------	-----------------------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒の就学の安定を図っていることは評価できる。</p> <p>ただし、平成17年に要綱を改正してはいるが、近年の社会情勢の変化を踏まえ、区立学校通学児童・生徒への支援内容との比較や、補助対象外国人学校などの検証などを行ったうえで、現時点での多文化共生の理念に沿った見直しを図る必要があるのではないかと。</p>	<p>負担軽減補助金は、経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対して支援を行うことを目的としている補助金であり、こうした児童・生徒が多く通う学校からの要望に応え、始めた制度です。また、経済不況下で対象者が年々増加しています。制度の趣旨や現況を踏まえたうえで、他の自治体の状況を調査するなど、支援内容や補助対象校等の妥当性を検証します。</p>

<p>【4つの視点への意見】</p> <p>②目的の妥当性</p> <p>「経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対する負担軽減」を目的とするのであれば、多文化共生の理念を踏まえて、現在補助対象としている学校以外に、他の外国人認可学校があるのであれば、そこで学ぶ児童・生徒を支援する考えがあってもよいのではないか。</p>	<p>負担軽減補助金は、今般の経済不況の中、対象者が増加し予算の流用で対応している状況です。補助金の目的や経緯を踏まえ、限られた予算のなかで、いかに要綱で定めた目的との整合性を保つことができるか検証していきます。</p>
<p>【その他の意見】</p> <p>保護者の負担軽減を図る補助金の公平性を保つには周知徹底が重要である。今後も幅広く周知する方法の工夫を期待する。</p>	<p>現在外国語ホームページで周知するほか対象者全員に学校を通じて申請書を送付しています。今後は、さらなる周知徹底のため、学校から各家庭への“学級だより”等を使ってお知らせをしてもらうなどの方法を検討いたします。</p>

基本目標	Ⅱ	公共サービスのあり方の見直し
個別目標	1	公共サービスの提供体制の見直し

補助事業	82	納税貯蓄組合連合会への事業助成
------	----	-----------------

外部評価実施結果	内部評価と外部評価を踏まえた 区長の総合判断
<p>【内部評価に対する評価】</p> <p>納税貯蓄組合連合会が、区の税務行政の協力団体として行う事業活動を奨励し、税の普及啓発の補完的役割や、租税教育の一環としての「中学生の税の作文」、広報紙やキャンペーンによる地域の納税思想の普及啓発活動は理解できる。</p> <p>しかしながら、補助目的である「納期内納付の推進、口座振替納税の普及拡大等、自主納付の高揚と正しい税知識の普及推進し、納税意識の高揚を図り、安定的な歳入を確保」することに現在の補助内容が効果的であるのか疑問である。</p> <p>また、納税貯蓄組合の構成員の高齢化や組合数、組合員の減少に伴い、活動が低下傾向にあることを考慮すると、ひとつの区切りとすべき時期ではないか。そのうえで、区は近年の経済状況も踏まえ、効果的な補助内容の見直しなど、補助制度を再構築すべきである。</p>	<p>納税貯蓄組合連合会は、法律（納税貯蓄組合法）に基づき設立されている税務行政の協力団体で、地域における納税思想の普及啓発活動等を行っています。特に、その主要事業である「中学生の税の作文」は、将来の納税者に対する租税教育として評価しています。</p> <p>そのような区の協力団体としての活動は、地域社会を構成する一員としての連合会が、主体的・自主的に参画する地域活動という点で、行政の直接的な事業展開と比較しても、波及効果が大きいと考えます。</p> <p>今後、より効果的な補助制度となるよう関係団体・機関との協議を含め、検討を進めていきます。</p>
<p>【4つの視点への意見】</p> <p>③効率性・代替手段</p> <p>平成17年3月の新宿区補助金等審査会委員会からの答申を受け、団体補助から事業補助に見直しを図っているがあまり変化が見受けられない。この時期を区切りとし見直しを図るべきである。</p> <p>④目的の達成状況</p> <p>現行の補助により納税意識が顕著に高まっているのか、区はどのように効果を検証しているのか疑問である。</p>	<p>今後、補助事業の効率性の向上及び目的・効果の検証方法などの課題について、納税貯蓄組合連合会と協議しながら再検討していきます。</p>

内部評価と外部評価結果を踏まえた区の実施について

印刷物作成番号
2010 - 19 - 2102

発行年月 平成 23 年 1 月

編集・発行 **新宿区総合政策部行政管理課**

東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

電話 03-5273-4245 (直通)

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

古紙配合率 70%

白色度 70%再生紙を使用しています。

本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。